

医 政 発 0331 第 41 号
令 和 8 年 3 月 31 日

各 都 道 府 県 知 事
各 地 方 厚 生 (支) 局 長

} 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

社会医療法人等が行う訪日外国人患者の自由診療に係る診療費の上限の緩和に伴う
認定又は承認等の要件の見直しについて

平素より厚生労働行政の推進に当たりご尽力を頂き、御礼申し上げます。

令和8年税制改正の大綱(令和7年12月26日閣議決定)において、社会医療法人、特定医療法人、認定医療法人、福祉病院事業法人、オープン病院事業法人及び厚生農業協同組合連合会(以下「社会医療法人等」という。)に係る認定又は承認等の要件のうち、自費患者(社会保険診療に係る患者又は労働者災害補償保険法に係る患者以外の患者をいう。以下同じ。)に対し請求する金額が社会保険診療の場合と同一の基準(1点10円)により計算されるとの要件(以下「診療費の上限」という。)に関して、自費患者である外国人であって公的医療保険に加入していない者(以下「訪日外国人患者」という。)に対する診療において発生する追加的費用に鑑み、訪日外国人患者に係る診療費の上限は「社会保険診療報酬と同一の基準により計算される金額からその金額に3を乗じて得た金額までの範囲内であって地域における標準的な料金を超えないものであること」とされたところ です。

上記のとおり診療費の上限が一部緩和された一方で、医療を目的として来日する外国人渡航者を積極的に受け入れることにより、社会医療法人等における制度の趣旨(たとえば、社会医療法人は、救急医療やへき地医療、周産期医療など特に地域で必要な医療の提供を担う法人であること。)を妨げ、地域で必要な医療の提供に支障を来さないよう、特に注意することが必要です。

つきましては、法人税法施行規則(昭和40年大蔵省令第12号)、医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)及び租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準(平成15年厚生労働省告示第147号)による社会医療法人等が行う訪日外国人患者の自由診療に係る診療費の上限の緩和の運用については、令和8年4月1日から適用することとし、下記のとおり、別添1を周知するとともに、別添2から5までのとおり関係通知を改正することといたします。貴職におかれては、御了知の上、適正な運用に努められるとともに、貴管下の関係する法人に周知、助言につき一層の御配慮をお願いします。

なお、この通知は、社会医療法人等及び社会医療法人等の認定又は承認等を受けようとする法人についてのものであり、これらの法人以外の一般の法人にあっては、自由診療である訪日外国人患者の診療については、この通知に関係なく必要な経費を請求できるものであるのご留意をお願いします。

記

第1 具体的な運用について

- 「社会医療法人等が行う訪日外国人患者診療価格の設定について」（令和8年3月31日付医政発0331第19号）

別添1

第2 その他の改正について

- 「社会医療法人の認定について」（平成20年医政発第0331008号） 別添2
- 「特定医療法人制度の改正について」（平成15年医政発第1009008号） 別添3
- 「法人税法施行規則第5条第5号ロ及び第6号、同規則第6条第3号ロ並びに第4号及び同条第7号の厚生労働大臣の証明について」（平成20年医政発第1010005号） 別添4
- 「厚生農業協同組合連合会の行う医療保健業に対する法人税の非課税措置の取扱いについて（通知）」（昭和59年医発第573号） 別添5

別添 1

医 政 発 0331 第 19 号

令 和 8 年 3 月 31 日

各 都 道 府 県 知 事
各 地 方 厚 生 (支) 局 長

】 殿

厚生労働省医政局長

(公 印 省 略)

社会医療法人等が行う訪日外国人患者診療価格設定について (通知)

標記について、今般、別紙のとおり、「社会医療法人等が行う訪日外国人患者診療価格の設定に関する実施要領」を定め、本年 4 月 1 日から適用することといたしますので、通知いたします。

貴職におかれては、御了知の上、適正な運用に努めるとともに、貴管下の関係する法人に周知、助言いただく等、本件の円滑な実施について御協力を賜りますようお願い申し上げます。

社会医療法人等が行う訪日外国人患者診療価格の設定に関する実施要領

1 趣旨

社会医療法人、特定医療法人、認定医療法人、福祉病院事業法人、オープン病院事業法人及び厚生農業協同組合連合会（以下「社会医療法人等」という。）に係る認定又は承認等の要件のうち、自費患者（社会保険診療に係る患者又は労働者災害補償保険法に係る患者以外の患者をいう。以下同じ。）に対し請求する金額が社会保険診療の場合と同一の基準（1点10円）により計算されることとの要件（以下「診療費の上限」という。）に関して、自費患者である外国人であって公的医療保険に加入していない者（以下「訪日外国人患者」という。）に対する診療において発生する追加的費用に鑑み、訪日外国人患者に係る診療費の上限は「社会保険診療報酬と同一の基準により計算される金額からその金額に3を乗じて得た金額までの範囲内であって地域における標準的な料金を超えないものであること」とされたところ。

これによって、社会医療法人等が、「健康保険法（大正11年法律第70号）の規定に基づく療養の給付（入院時食事療養及び入院時生活療養に係る給付を含む。）に係るものに限る（以下「訪日外国人患者診療」という。）」について通常とは別に価格を設定する場合は、これまで実施していた社会医療法人等の各法人類型における既存の確認及び証明並びに証明手続（以下「確認等」という。）の中で、当該社会医療法人等が行う訪日外国人患者の自由診療に係る診療費（以下「訪日外国人患者診療価格」という。）が要件を満たしているか確認等を受ける必要が生じることとなる。

本実施要領は、社会医療法人等の各法人が訪日外国人患者診療価格に係る書類を提出するに当たっての業務負担の軽減及び行政庁による確認等（社会医療法人にあっては都道府県による確認、厚生農業協同組合連合会にあっては各都道府県による証明、特定医療法人、福祉病院事業法人及びオープン病院事業法人にあっては各地方厚生（支）局による証明並びに認定医療法人にあっては厚生労働省医政局医療経営支援課による認定をいう。以下同じ。）の迅速かつ適正な実施を可能とすることを目的としている。

2 概要

（1） 制度の概要

社会医療法人等が、訪日外国人患者診療について通常とは別に価格を設定する場合は、（4）に定める方法によって地域における標準的な料金を超えない金額を算出した上で、算出した上限までの範囲（算出結果が1点30円を超える場合は、1点30円までとする）で訪日外国人患者診療価格を設定すること。また、行政庁による確認等を受けることとする。

（2） 対象となる者

○ 社会医療法人

医療法人のうち、医療法（昭和23年法律第205号）第42条の2第1項各号に掲げ

る要件に該当するものとして、都道府県知事の認定を受けたもの。

○ 特定医療法人

租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 67 条の 2 に基づき、財団又は持分の定めのない社団の医療法人であって、その事業が医療の普及及び向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与し、かつ、公的に運営されていることにつき国税庁長官の承認を受けたもの。

○ 認定医療法人

良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 84 号）附則第 10 条の 3 に基づく持分の定めのない医療法人へ移行しようとする医療法人の移行に関する計画を策定し、一定の基準を満たすと厚生労働大臣が認定したもの。

○ オープン病院事業法人

法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 5 条第 1 項第 29 号ヲにおいて、公益社団法人のいわゆるオープン病院事業を行う医師会や歯科医師会、及び一般社団法人（一般社団法人は、法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）第 2 条第 9 号の 2 に規定する非営利型法人に限る。）のうちオープン病院事業を行う医師会や歯科医師会であって一定の要件に該当するもの。

○ 福祉病院事業法人

法人税法施行令第 5 条第 1 項第 29 号ヨにおいて、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人及び一般財団法人（一般社団法人及び一般財団法人は、法人税法第 2 条第 9 号の 2 に規定する非営利型法人に限る。）のうち、無料低額な診療を行う病院事業を行う法人で、一定の要件に該当するもの。

○ 厚生農業協同組合連合会

公的医療機関に該当する病院又は診療所を設置する農業協同組合連合会のうち、法人税法別表第 2 の農業協同組合連合会の項に規定する政令で定める要件を満たすものとして財務大臣の指定を受け、同法第 2 条第 6 号に規定する公益法人等に該当するとされたものであって、一定の要件に該当するものであることについて財務大臣の承認を受けたもの。

（３） 社会医療法人等における手続等

（２）に掲げる者は、訪日外国人患者診療価格を設定する場合には、（４）に掲げる事項を充たすことについて、認定又は承認等に当たっての審査に必要なものとして、以下で掲げる必要書類を行政庁に提出し、行政庁による確認等を受けること。

社会医療法人は都道府県、認定医療法人は厚生労働省による事前の確認を経た上で、

当該金額での訪日外国人患者への請求を開始すること。

なお、上記以外の法人類型（特定医療法人、オープン病院事業法人、福祉病院事業法人及び厚生農業協同組合連合会）にあっても、訪日外国人患者診療価格の設定が適正であることが法人税の非課税措置等の要件であることに留意し、（４）に掲げる方法について誤りが生じないように、可能な限り厚生労働省医政局総務課医療国際展開推進室に事前に相談をすること。

具体的に行政庁に提出する書類として以下に掲げるものが挙げられる。

- 別添に掲げる様式
- 診療報酬規程
- 通常とは別に価格を設定する場合は、訪日外国人患者診療価格が「地域における標準的な料金を超えない額」であることを説明する書類
（共通書類）

- ・ 訪日外国人患者診療価格の設定に当たって参照対象とした医療機関の一覧
 - （a）一般財団法人日本医療教育財団が実施している外国人患者受入れ医療機関認証制度認証病院（以下、「J M I P病院」という。）の場合は、厚生労働省が公表している「外国人患者受入れ医療機関認証制度（J M I P）認証病院一覧」
 - （b）（a）以外の場合には、厚生労働省及び観光庁が公表している「外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめたリスト」（以下「リスト」という。）（参照したリストは、時点を明示すること。）
 - ① リストに掲載されている医療機関（以下「リスト医療機関」という。）の場合
 - ② 世界観光機関（UN Tourism）が認定する「ベスト・ツーリズム・ビレッジ」の地域に所在している訪日外国人患者の受入実績が3ヵ月連続20人以上の病院又はベスト・ツーリズム・ビレッジの地域に所在している訪日外国人患者の年間受入実績125人以上若しくは受入実績が3ヵ月連続20人以上のいずれかに該当する診療所（以下、まとめて「B T V医療機関」という。）の場合
 - ③ J M I P病院・リスト医療機関・B T V医療機関のいずれにも該当しない医療機関（以下、「その他医療機関」という。）の場合

※ なお、医療機関が複数の区分に該当する場合にあつては、実際に参照対象とした区分の医療機関一覧で足りるものとする。

- ・ その他、訪日外国人患者診療価格を決めるに当たって根拠となる資料

（J M I P病院の場合）

- ・ 一般財団法人日本医療教育財団から送付される認証書の写し

（リスト医療機関、B T V医療機関、その他医療機関の場合）

- ・ 年間の訪日外国人患者（但し、医療渡航患者を除く。以下同じ。）受入実績を示す資料

※ 外来患者数と新入院患者数を足した人数であり、外来患者数は「初診、再診等の区別なく、全てを合計したもの（同一患者が2回外来受診した場合は2人とカウントする）」、新入院患者数は「新たに入院した患者数（同一患者が2回、新たに入院した場合は、2人とカウントする）」をいう。

- ・ J M I P病院かつ「リスト医療機関のうち年間 250 人以上の訪日外国人患者の受入実績がある医療機関（以下、「受入実績 250 人以上リスト医療機関」という。）」の両方に該当する場合であって、参照対象とする医療機関を受入実績 250 人以上リスト医療機関とする場合は、受入実績 250 人以上リスト医療機関を参照することが適当であることを示す理由書
- ・ B T V医療機関かつ J M I P病院の両方に該当する場合であって、参照対象とする医療機関を J M I P病院とする場合は、J M I P病院を参照することが適当であることを示す理由書
- ・ B T V医療機関と同一の設置主体の医療機関が、B T V医療機関と同一の二次医療圏内に所在している場合であって、同一の二次医療圏の複数医療機関の訪日外国人患者診療価格を統一する際は、B T V医療機関の所在地が「ベスト・ツーリズム・ビレッジ」に認定されていることを示す書類及び訪日外国人患者診療価格を統一する理由書

（４） 訪日外国人患者診療価格の設定方法

地域における標準的な料金を超えない金額を算出するに当たっては、（２）に掲げる者は以下の手順に基づき、診療価格を設定すること。ただし、B T V医療機関と同一の設置主体の医療機関が同一の二次医療圏内に所在する場合は、同一の二次医療圏内の医療機関の訪日外国人患者診療価格を統一することが可能である。

なお、診療価格の設定に当たって、不明な点等がある場合には、可能な限り、予め厚生労働省医政局総務課医療国際展開推進室に照会すること。

① 該当する区分の確認

＜該当する区分＞

- ・ J M I P病院の場合
- ・ 受入実績 250 人以上リスト医療機関の場合
- ・ B T V医療機関の場合
- ・ その他医療機関の場合

※ J M I P病院及びB T V医療機関並びに受入実績 250 人以上リスト医療機関のいずれの区分にも該当する場合、いずれかの区分を選択することができる。

②以下の手順では、選択した区分によること。（その他、前述のとおり、J M I P病院が受入実績 250 人以上リスト医療機関を選択する場合、B T V医療機関が J M I P病院を選択する場合には理由書の提出が必要な点に留意すること。）

② 参照対象とする医療機関の区分を確認

- ・ J M I P 病院の場合は、J M I P 病院を参照すること。
- ・ 受入実績 250 人以上リスト医療機関の場合は、J M I P 病院を除く受入実績 250 人以上リスト医療機関を参照すること。
- ・ B T V 医療機関の場合は、受入実績 250 人以上リスト医療機関のうち、J M I P 病院を除く病院を参照すること。
- ・ それ以外の医療機関の場合は、年間の訪日外国人患者受入実績が 250 人未満のリスト医療機関のうち、J M I P 病院を除く医療機関を参照すること。

③ 厚生労働省ホームページに掲載されている「外国人患者受入れ医療機関認証制度（J M I P）認証病院一覧」又は「リスト（外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめたリスト）」を確認し、一覧の中から参照対象となる医療機関を決定

（共通）

- ・ 病院は病院を参照対象とすること、診療所は診療所を参照対象とすること。ただし、B T V 医療機関はその方法によること。

（J M I P 病院の場合）

- ・ J M I P 病院が所在する同一都道府県内において、J M I P 病院が 3 医療機関以上あるかを確認し、3 医療機関ない場合には、隣接する都道府県から順に 3 医療機関以上見つかるまで範囲を拡大した上で、拡大した都道府県を含めた地域において該当する全ての医療機関を参照対象とすること。

（受入実績 250 人以上リスト医療機関の場合）

- ・ 所在する二次医療圏内で参照対象となる医療機関（J M I P 病院でなく、年間の訪日外国人患者受入実績が 250 人以上の医療機関）が 3 医療機関以上あるかを確認し、3 医療機関ない場合には、当該医療機関が所在する都道府県内で隣接する二次医療圏から順に 3 医療機関以上見つかるまで範囲を拡大した上で、拡大した二次医療圏を含めた地域において該当する全ての医療機関を参照対象とすること。都道府県内で 3 医療機関以上見つからない場合には、隣接する都道府県から順に 3 医療機関以上見つかるまで範囲を拡大した上で、拡大した都道府県を含めた地域において該当する全ての医療機関を参照対象とすること。

（B T V 医療機関の場合）

- ・ 所在する二次医療圏内で参照対象となる医療機関（リスト医療機関のうち、J M I P 病院でなく、年間の訪日外国人患者受入実績が 250 人以上の病院）が 3 病院以上あるかを確認し、3 病院ない場合には、当該医療機関が所在する都道府県

内で隣接する二次医療圏から順に3病院以上見つかるまで範囲を拡大した上で、拡大した二次医療圏を含めた地域において該当する全ての病院を参照対象とすること。都道府県内で3病院以上見つからない場合には、隣接する都道府県から順に3病院以上見つかるまで範囲を拡大した上で、拡大した都道府県を含めた地域において該当する全ての病院を参照対象とすること。

（その他医療機関の場合）

- ・所在する二次医療圏内で参照対象となる医療機関（J M I P病院でなく、リスト医療機関のうち、年間の訪日外国人患者受入実績が250人未満の医療機関）が3医療機関以上あるかを確認し、3医療機関ない場合には、当該医療機関が所在する都道府県内で隣接する二次医療圏から順に3医療機関以上見つかるまで範囲を拡大した上で、拡大した二次医療圏を含めた地域において該当する全ての医療機関を参照対象とすること。都道府県内で3医療機関以上見つからない場合には、隣接する都道府県から順に3医療機関以上見つかるまで範囲を拡大した上で、拡大した都道府県を含めた地域において該当する全ての医療機関を参照対象とすること。

④ 「参照対象となる全ての医療機関の訪日外国人患者診療価格における平均値」又は「参照対象となる全ての医療機関の訪日外国人患者診療価格における中央値」のいずれかを用いて、設定可能な訪日外国人患者診療価格の上限を算出する。

- ・平均値とは、参照対象となる全ての医療機関の訪日外国人患者診療価格の合計額を参照対象となる医療機関数で除した値とする。
- ・中央値とは、参照対象となる全ての医療機関の訪日外国人患者診療価格を高い順に並べ替えた上で、参照する医療機関数が奇数の場合は中央に位置する医療機関の訪日外国人患者診療価格、参照する医療機関数が偶数の場合には中央に位置する2つの医療機関の訪日外国人患者診療価格の平均値（参照対象となる2医療機関の訪日外国人患者診療価格の合計額を2で除した値）とする。

⑤ 設定可能な訪日外国人患者診療価格の上限までの範囲内で、訪日外国人患者診療価格を設定する。

- ・算出した訪日外国人患者診療価格の上限が1点30円を超える場合は、1点30円までとすること。

（5） 行政庁における手続等

行政庁は、（2）に掲げる者から提出された資料について、（4）に掲げる事項を満たすことについて審査し、各法人類型に応じた行政庁による確認等を行うこと。

社会医療法人等における訪日外国人患者診療価格の設定について

(各法人類型の行政庁の長) 殿

申請者名 _____

住 所 _____

以下のとおり相違ありません。

【訪日外国人患者に対し請求する診療費】

訪日外国人患者診療（健康保険法に基づく療養の給付（入院時食事療養及び入院時生活療養に係る給付を含む）に係るものに限る。）について、当該社会医療法人等が訪日外国人患者（自費患者である外国人であって公的医療保険に加入していない者をいう。）に請求する金額（以下、「訪日外国人患者診療価格」という。）について、社会保険診療と同一の基準により計算しているか、いずれか該当する項目欄の□にチェックすること。

- ☐ 同一の基準による
- ☐ 同一の基準によらない

<「同一の基準による」をチェックした場合>

添付資料

- 当該医療機関の診療報酬規程

<「同一の基準によらない」をチェックした場合>

添付資料

- 診療報酬規程
- 訪日外国人患者診療価格が「地域における標準的な料金を超えない額」であることを説明する書類

<共通書類>

- ・ 訪日外国人患者診療価格の設定に当たって参照対象とした医療機関の一覧（直下「参照対象とした医療機関のリスト詳細」を記載した場合はそれで足りるものとする。）
- ・ その他、訪日外国人患者診療価格を決めるに当たって根拠となる資料

< J M I P 病院（一般財団法人日本医療教育財団が実施している外国人患者受入れ医療機関認証制度認証病院） >

- ・一般財団法人日本医療教育財団から送付される認証書の写し

- ※1 参照対象をJMI P病院とする場合は都道府県単位、それ以外とする場合は、当該医療機関が所在する都道府県内は二次医療圏単位、当該医療機関が所在する都道府県以外は都道府県単位で記載すること
- ※2 参照対象をJMI P病院とする場合は「外国人患者受入れ医療機関認証制度（JMI P）認証病院一覧」、それ以外の場合は、厚生労働省及び観光庁が公表している「外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめたリスト」を活用すること
- ※3 行が足りない場合には適宜追加すること

○「社会医療法人の認定について」（平成 20 年 3 月 31 日医政発第 0331008 号）本文の一部改正

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
第 1 （略）	第 1 （略）
第 2 社会医療法人の認定要件	第 2 社会医療法人の認定要件
1～3 （略）	1～3 （略）
4 救急医療等確保事業に係る業務の実施について（法第 4 2 条の 2 第 1 項第 4 号関係）	4 救急医療等確保事業に係る業務の実施について（法第 4 2 条の 2 第 1 項第 4 号関係）
(1) （略）	(1) （略）
(2) 2 以上の都道府県において病院又は診療所を開設する医療法人のうち、 1 の都道府県においてのみ病院を開設し、かつ、当該病院の所在地の都道府県の医療計画において定める法第 3 0 条の 4 第 2 項第 1 4 号に規定する区域（以下「二次医療圏」という。）に隣接した当該都道府県以外の都道府県の医療計画において定める二次医療圏において診療所を開設する医療法人であって、当該病院及び当該診療所における医療の提供が一体的に行われているものとして次に掲げる基準に適合するものは、当該診療所の所在地の都道府県においては救急医療等確保事業の要件を満たすことを要しないこと。	(2) 2 以上の都道府県において病院又は診療所を開設する医療法人のうち、 1 の都道府県においてのみ病院を開設し、かつ、当該病院の所在地の都道府県の医療計画において定める法第 3 0 条の 4 第 2 項第 1 2 号に規定する区域（以下「二次医療圏」という。）に隣接した当該都道府県以外の都道府県の医療計画において定める二次医療圏において診療所を開設する医療法人であって、当該病院及び当該診療所における医療の提供が一体的に行われているものとして次に掲げる基準に適合するものは、当該診療所の所在地の都道府県においては救急医療等確保事業の要件を満たすことを要しないこと。
①～④ （略）	①～④ （略）
5 （略）	5 （略）
6 公的な運営に関する要件について（法第 4 2 条の 2 第 1 項第 6 号関係）	6 公的な運営に関する要件について（法第 4 2 条の 2 第 1 項第 6 号関係）
(1) 医療法人の運営について（医療法施行規則（昭和 2 3 年厚生省令第 5 0 号。以下「規則」という。）第 3 0 条の 3 5 の 3 第 1 項第 1 号関係）	(1) 医療法人の運営について（医療法施行規則（昭和 2 3 年厚生省令第 5 0 号。以下「規則」という。）第 3 0 条の 3 5 の 3 第 1 項第 1 号関係）
①～⑥ （略）	①～⑥ （略）

⑦ 毎会計年度（医療法上の会計年度をいう。以下同じ。）の末日における遊休財産額は、直近に終了した会計年度の損益計算書に計上する事業（法第４２条の規定に基づき同条各号に掲げる業務として行うもの及び法第４２条の２第１項の規定に基づき同項に規定する収益業務として行うものを除く。）に係る費用の額（損益計算書（医療法人における事業報告書等の様式について（平成１９年医政指発第０３３０００３号。以下「事業報告書等通知」という。）の１の(4)に規定する損益計算書をいう。第２の６の(2)の①、②及び⑤において同じ。）の本来業務事業損益に係る事業費用の額をいう。）を超えてはならないこと。 （後略） ⑧ （略） ⑨ 直近の３会計年度（但し、新たに社会医療法人の認定を受けようとする場合にあっては、直近の３会計年度に加え、認定日の属する会計年度について認定日の前日までを含む。）において、法令に違反する事実、その帳簿書類に取引の全部若しくは一部を隠ぺいし、又は仮装して記録若しくは記載をしている事実その他公益に反する事実がないこと。 なお、法令に違反する事実とは、例えば、医療に関する法令の場合には次に掲げるいずれかの事実がある場合をいうものとする。 イ・ロ （略） ハ 法第３０条の１１第１項の規定に基づく都道府県知事の勧告に反する病院の開設、増床又は病床種別の変更が行われた場合 ニ～ホ （略） (2) 医療法人の事業について（規則第３０条の３５の３第１項第２号関係） ① （略） ② 次に掲げる収入金額の合計額が、医療保健業務に係る収入金額（トに掲げる収入金額を含むものとし、経常的なものに限る。以下同じ。）の１００分の８０を超えること。 （中略） (イ) 損益計算書の本来業務事業損益に係る事業収益の額	⑦ 毎会計年度（医療法上の会計年度をいう。以下同じ。）の末日における遊休財産額は、直近に終了した会計年度の損益計算書に計上する事業（法第４２条の規定に基づき同条各号に掲げる業務として行うもの及び法第４２条の２第１項の規定に基づき同項に規定する収益業務として行うものを除く。）に係る費用の額（損益計算書（医療法人における事業報告書等の様式について（平成１９年医政指発第０３３０００３号。以下「事業報告書等通知」という。）の１の(4)に規定する損益計算書をいう。第２の６の(2)の①、②及び④において同じ。）の本来業務事業損益に係る事業費用の額をいう。）を超えてはならないこと。 （後略） ⑧ （略） ⑨ 直近の３会計年度（但し、新たに社会医療法人の認定を受けようとする場合にあっては、直近の３会計年度に加え、認定日の属する会計年度について認定日の前日までを含む。）において、法令に違反する事実、その帳簿書類に取引の全部若しくは一部を隠ぺいし、又は仮装して記録若しくは記載をしている事実その他公益に反する事実がないこと。 なお、法令に違反する事実とは、例えば、医療に関する法令の場合には次に掲げるいずれかの事実がある場合をいうものとする。 イ・ロ （略） ハ 法第３０条の１１の規定に基づく都道府県知事の勧告に反する病院の開設、増床又は病床種別の変更が行われた場合 ニ～ホ （略） (2) 医療法人の事業について（規則第３０条の３５の３第１項第２号関係） ① （略） ② 次に掲げる収入金額の合計額が、医療保健業務に係る収入金額（トに掲げる収入金額を含むものとし、経常的なものに限る。以下同じ。）の１００分の８０を超えること。 （中略） (イ) 損益計算書の本来業務事業損益に係る事業収益の額
--	---

(ロ) 損益計算書の附帯業務事業損益に係る事業収益の額（医療保健業務に係るものに限る。）

なお、医療法人が採用する会計基準によっては、トに掲げる収入金額が事業外収益又は特別収益に計上されている場合がある。その場合は、

(イ) 及び (ロ) の事業収益の額に当該トに掲げる収入金額を加算した金額とする。

イ～ト （略）

（後略）

- ③ 自費患者（社会保険診療に係る患者又は労働者災害補償保険法に係る患者以外の患者をいう。以下同じ。）に対し請求する金額（④イの特定外国人患者請求額を除く。）が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算されること。

なお、社会保険診療報酬と同一の基準とは、次に掲げるもののほか、その法人の診療報酬の額が診療報酬の算定方法に関する厚生労働省告示の別表に掲げる療養について、同告示及び健康保険法の施行に関する諸通達の定めるところにより算定した額程度以下であることの定めがされており、かつ、報酬の徴収が現にその定めに従ってされているものであること。

イ 公害健康被害者に係る診療報酬及び予防接種により健康被害者に係る診療報酬にあつては、法令等に基づいて規定される額

ロ ^{べん}分娩料等健康保険法の規定に類似のものが定められていないものにあつては、地域における標準的な料金として診療報酬規程に定められた額を超えない額

- ④ 特定外国人患者請求額が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算される金額から当該金額に 3 を乗じて得た金額までの範囲内であつて地域における標準的な料金を超えないものであること。

イ 「特定外国人患者請求額」とは、医療法施行規則第 30 条の 35 の 3 第 1 項第 2 号ニに規定する特定外国人患者請求額をいう。

ロ 「社会保険診療報酬と同一の基準により計算される金額から当該金

(ロ) 損益計算書の附帯業務事業損益に係る事業収益の額（医療保健業務に係るものに限る。）

イ～ト （略）

（後略）

- ③ 自費患者（社会保険診療に係る患者又は労働者災害補償保険法に係る患者以外の患者をいう。以下同じ。）に対し請求する金額が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算されること。

なお、社会保険診療報酬と同一の基準とは、次に掲げるもののほか、その法人の診療報酬の額が診療報酬の算定方法に関する厚生労働省告示の別表に掲げる療養について、同告示及び健康保険法の施行に関する諸通達の定めるところにより算定した額程度以下であることの定めがされており、かつ、報酬の徴収が現にその定めに従ってされているものであること。

イ 公害健康被害者に係る診療報酬及び予防接種により健康被害者に係る診療報酬にあつては、法令等に基づいて規定される額

ロ ^{べん}分娩料等健康保険法の規定に類似のものが定められていないものにあつては、地域における標準的な料金として診療報酬規程に定められた額を超えない額

（新設）

額に3を乗じて得た金額までの範囲内であって地域における標準的な料金を超えないものであること」とは、その法人の特定外国人患者請求額が「社会医療法人等が行う訪日外国人患者診療価格設定について（通知）」（令和8年3月31日付け医政発0331第19号厚生労働省医政局長通知）の定めるところにより算定した額であることの定めがされており、かつ、報酬の徴収が現にその定めに従ってされているものであること。

※ なお、医療を目的として来日する外国人渡航者を積極的に受け入れることにより、社会医療法人制度の趣旨を妨げ、地域で必要な医療の提供に支障を来さないよう、注意すること。

- ⑤ 病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の業務に係る収入金額（補助金等に係る収入金額のうち当該業務に係るものを含むものとし、経常的なものに限る。）（損益計算書の本来業務事業損益に係る事業収益の額をいう。なお、医療法人が採用する会計基準によっては、補助金等に係る収入金額が事業外収益又は特別収益に計上されている場合があるが、その場合は事業収益の額に補助金等に係る収入金額のうち当該業務に係るものを加算した金額とする。）が、当該業務に係る費用の額（経常的なものに限る。）（損益計算書の本来業務事業損益に係る事業費用の額をいう。）に100分の150を乗じて得た額の範囲内であること。

7・8 （略）

第3 社会医療法人の認定等に当たっての留意事項

1～4 （略）

5 社会医療法人の認定の取消し

- (1) 都道府県知事は、社会医療法人が法第64条の2第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、必要に応じ、速やかに法第63条の規定による社会医療法人の事務所への立入検査又は法第64条の規定による社会医療法人に対する改善命令を発出した上で、法第64条の2第1項の規定に

- ④ 病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の業務に係る収入金額（補助金等に係る収入金額のうち当該業務に係るものを含むものとし、経常的なものに限る。）（損益計算書の本来業務事業損益に係る事業収益の額をいう。）が、当該業務に係る費用の額（経常的なものに限る。）（損益計算書の本来業務事業損益に係る事業費用の額をいう。）に100分の150を乗じて得た額の範囲内であること。

7・8 （略）

第3 社会医療法人の認定等に当たっての留意事項

1～4 （略）

5 社会医療法人の認定の取消し

- (1) 都道府県知事は、社会医療法人が法第64条の2第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、必要に応じ、速やかに法第63条の規定による社会医療法人の事務所への立入検査又は法第64条の規定による社会医療法人に対する改善命令を発出した上で、法第64条の2第1項の規定に

より、社会医療法人の認定を取り消し、又は期間を定めて附帯業務のうち第一種社会福祉事業（ケアハウスを除く。）及び収益業務の全部<u>若しくは一部</u>の停止を命ずること。 (2)～(6) (略) 6 社会医療法人の認定を取り消された医療法人の救急医療等確保事業に係る業務の継続的な実施に関する計画の認定等 (1) (略) (2) 実施計画の認定を受けようとする医療法人は、次に掲げる書類を提出すること。 ① (略) ② 実施計画 別添8（規則第30条の36の3の別記様式第1の2） ③・④ (略) (3)・(4) (略) (5) 実施計画の認定を受けた医療法人は、毎会計年度終了後3月以内に、次に掲げる書類を都道府県知事に提出しなければならないこと。 ① 実施計画の実施状況報告書 別添10（規則第30条の36の9第1項の別記様式第1の3） ② (略) (6)～(12) (略) 7 その他 (1)～(5) (略) (6) 社会医療法人の税制上の取扱い ① 社会医療法人については、次の税制上の措置が講ぜられたこと。 イ (略) ロ 社会医療法人が行う医療保健業（法第42条の規定に基づき同条各号に掲げる業務として行うもの及び法第42条の2第1項の規定に基づき同項に規定する収益業務として行うものを除く。）が法人税法施行令第5条に規定する収益事業の範囲から除外されたこと。これによ	より、社会医療法人の認定を取り消し、期間を定めて附帯業務のうち第一種社会福祉事業（ケアハウスを除く。）及び収益業務の全部の停止を命ずること。 (2)～(6) (略) 6 社会医療法人の認定を取り消された医療法人の救急医療等確保事業に係る業務の継続的な実施に関する計画の認定等 (1) (略) (2) 実施計画の認定を受けようとする医療法人は、次に掲げる書類を提出すること。 ① (略) ② 実施計画 別添8（規則第30条の36の3の別記様式第1の3） ③・④ (略) (3)・(4) (略) (5) 実施計画の認定を受けた医療法人は、毎会計年度終了後3月以内に、次に掲げる書類を都道府県知事に提出しなければならないこと。 ① 実施計画の実施状況報告書 別添10（規則第30条の36の9第1項の別記様式第1の4） ② (略) (6)～(12) (略) 7 その他 (1)～(5) (略) (6) 社会医療法人の税制上の取扱い ① 社会医療法人については、次の税制上の措置が講ぜられたこと。 イ (略) ロ 社会医療法人が行う医療保健業（法第42条の規定に基づき同条各号に掲げる業務として行うもの及び法第42条の2第1項の規定に基づき同項に規定する収益業務として行うものを除く。）が法人税法施行令第5条に規定する収益事業の範囲から除外されたこと。これによ
---	--

り、当該医療保健業に係る法人税については、法人税法第6条の規定により非課税となること。

ハ 社会医療法人の法人税法上の収益事業に属する資産のうちから収益事業以外の事業のために支出した金額は、法人税法第37条第6項の規定により当該社会医療法人の収益事業に係る寄附金の額とみなし、その損金算入限度額は、所得の金額の100分の50に相当する金額（当該金額が年200万円に満たない場合は年200万円）であること。

ニ 医療法人が社会医療法人の認定を受けた場合には、法人税法第10条第1項及び第2項の規定により、認定を受けた日の前日に当該医療法人が解散し、認定を受けた日に当該社会医療法人が設立されたものとみなして、同条第1項及び第2項に規定する規定を適用すること。

ホ ニの場合については、法人税法第14条第4号の規定により、当該医療法人の会計年度開始の日から社会医療法人の認定を受けた日の前日までの期間及び社会医療法人の認定を受けた日からその会計年度終了の日までの期間を事業年度とみなして、同法の規定を適用すること。また、社会医療法人の認定を取り消された医療法人の会計年度開始の日から社会医療法人の認定が取り消された日の前日までの期間及び社会医療法人の認定が取り消された日からその会計年度終了の日までの期間についても同様とすること。

へ〜リ （略）

②・③ （略）

(7) 特定医療法人が社会医療法人の認定を受けた場合の取扱い

租税特別措置法第67条の2第1項の承認を受けた医療法人（以下「特定医療法人」という。）が会計年度の中途において新たに社会医療法人の認定を受けた場合にあっては、当該会計年度開始の日から当該認定を受けた日の前日までの期間について租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第39条の25第5項及び租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）第22条の15第3項の規定に基づく特定医療法人の承

り、当該医療保健業に係る法人税については、法人税法第7条の規定により非課税となること。

ハ 社会医療法人の法人税法上の収益事業に属する資産のうちから収益事業以外の事業のために支出した金額は、法人税法第37条第5項の規定により当該社会医療法人の収益事業に係る寄附金の額とみなし、その損金算入限度額は、所得の金額の100分の50に相当する金額（当該金額が年200万円に満たない場合は年200万円）であること。

ニ 医療法人が社会医療法人の認定を受けた場合には、法人税法第10条の3第1項及び第2項の規定により、認定を受けた日の前日に当該医療法人が解散し、認定を受けた日に当該社会医療法人が設立されたものとみなして、同条第1項及び第2項に規定する規定を適用すること。

ホ ニの場合については、法人税法第14条第22号の規定により、当該医療法人の会計年度開始の日から社会医療法人の認定を受けた日の前日までの期間及び社会医療法人の認定を受けた日からその会計年度終了の日までの期間を事業年度とみなして、同法の規定を適用すること。また、社会医療法人の認定を取り消された医療法人の会計年度開始の日から社会医療法人の認定が取り消された日の前日までの期間及び社会医療法人の認定が取り消された日からその会計年度終了の日までの期間についても同様とすること。

へ〜リ （略）

②・③ （略）

(7) 特定医療法人が社会医療法人の認定を受けた場合の取扱い

租税特別措置法第67条の2第1項の承認を受けた医療法人（以下「特定医療法人」という。）が会計年度の中途において新たに社会医療法人の認定を受けた場合にあっては、当該会計年度開始の日から当該認定を受けた日の前日までの期間について租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第39条の25第5項及び租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）第22条の15第2項の規定に基づく特定医療法人の承

認要件を満たす旨を説明する書類を当該認定を受けた日から3月以内に、納税地の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出しなければならないこと。

(後略)

(8) 税制上の措置を受ける場合の取扱い

(前略)

① 税制上の措置の適用を受ける事業年度の確定申告書に、累積所得金額から控除する金額及びその計算に関する明細等（法人税法施行規則（昭和40年大蔵省令第12号）別表14(9)）を記載（各会計年度において都道府県知事に提出した実施状況報告書（別添10）を添付）し、かつ、実施計画の認定通知書（別添9）及び当該認定を受けた実施計画（別添8）の写しを添付すること。また、その適用を受ける事業年度後の各事業年度の確定申告書に救急医療等確保事業用資産の取得未済残額等（法人税法施行規則別表14(9)）を記載すること。

② (略)

③ 税制上の措置の適用を受けた医療法人は、原則として、その適用を受けた事業年度開始の日から②の取得価額が減額された救急医療等確保事業用資産の全てについて譲渡又は除却をしたこと、償却済となったこと等の事実が生じた日までの期間内の日を含む各事業年度等については、社会保険診療報酬の所得の計算の特例（租税特別措置法第67条）の適用を受けることはできないこと。

認要件を満たす旨を説明する書類を当該認定を受けた日から3月以内に、納税地の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出しなければならないこと。

(後略)

(8) 税制上の措置を受ける場合の取扱い

(前略)

① 税制上の措置の適用を受ける事業年度の確定申告書に、累積所得金額から控除する金額及びその計算に関する明細等（法人税法施行規則（昭和40年大蔵省令第12号）別表14(8)）を記載（各会計年度において都道府県知事に提出した実施状況報告書（別添10）を添付）し、かつ、実施計画の認定通知書（別添9）及び当該認定を受けた実施計画（別添8）の写しを添付すること。また、その適用を受ける事業年度後の各事業年度の確定申告書に救急医療等確保事業用資産の取得未済残額等（法人税法施行規則別表14(8)）を記載すること。

② (略)

③ 税制上の措置の適用を受けた医療法人は、原則として、その適用を受けた事業年度開始の日から②の取得価額が減額された救急医療等確保事業用資産の全てについて譲渡又は除却をしたこと、償却済となったこと等の事実が生じた日までの期間内の日を含む各事業年度等については、社会保険診療報酬の所得の計算の特例（租税特別措置法第67条、第68条の99）の適用を受けることはできないこと。

○「社会医療法人の認定について」（平成 20 年 3 月 31 日医政発第 0331008 号）の「添付書類 6」の一部改正

(下線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
添付書類 6（小児救急医療） 医療法第 4 2 条の 2 第 1 項第 5 号の要件に該当する旨を説明する書類 申請者名： 住 所： 以下のとおり相違ありません。 (表略) (記載上の注意事項) ○ 直近に終了した 3 会計年度における初診料（診療報酬の算定方法（平成 2 0 年厚生労働省告示第 5 9 号）別表第一区分番号 A000 に掲げるものをいう。）の算定件数を記載すること。 (表略)	添付書類 6（小児救急医療） 医療法第 4 2 条の 2 第 1 項第 5 号の要件に該当する旨を説明する書類 申請者名： 住 所： 以下のとおり相違ありません。 (表略) (記載上の注意事項) ○ 直近に終了した 3 会計年度における初診料（診療報酬の算定方法（平成 1 8 年厚生労働省告示第 9 2 号）別表第一区分番号 A000 に掲げるものをいう。）の算定件数を記載すること。 (表略)

○「社会医療法人の認定について」（平成 20 年 3 月 31 日医政発第 0331008 号）の「添付書類 8」の一部改正

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
添付書類 8 公的な運営に関する要件（医療法第 4 2 条の 2 第 1 項第 6 号）に該当する旨を説明する書類（事業） 申請者名：_____ 住 所：_____ 以下のとおり相違ありません。 1 （略） 2 医療保健業務に係る収入金額の明細（規則第 3 0 条の 3 5 の 3 第 1 項第 2 号ロ）（表略）（記載上の注意事項） （1）直近に終了した会計年度の医療保健業務に係る収入金額について、本来業務と附帯業務を区別したうえで、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の別に記載すること。その際、③が損益計算書の本来業務事業損益に係る事業収益の金額（※）と一致すること。 （2）直近に終了した会計年度の附帯業務のうち、医療保健業務以外の業務に係る収入金額について、次の表に記載すること。その際、④及び⑭の合計額が、損益計算書の附帯業務事業損益に係る事業収益の金額（※）と一致すること。 <u>（※）医療法人が採用する会計基準によっては、補助金等に係る収入金額が事業外収益又は特別収益に計上されている場合があるが、その場合は事業収益の額に補助金等に係る収入金額のうち、(1)は本来業務、(2)は附帯業務に係るものを加算した金額とする。</u>	添付書類 8 公的な運営に関する要件（医療法第 4 2 条の 2 第 1 項第 6 号）に該当する旨を説明する書類（事業） 申請者名：_____ 住 所：_____ 以下のとおり相違ありません。 1 （略） 2 医療保健業務に係る収入金額の明細（規則第 3 0 条の 3 5 の 3 第 1 項第 2 号ロ）（表略）（記載上の注意事項） （1）直近に終了した会計年度の医療保健業務に係る収入金額について、本来業務と附帯業務を区別したうえで、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の別に記載すること。その際、③が損益計算書の本来業務事業損益に係る事業収益の金額と一致すること。 （2）直近に終了した会計年度の附帯業務のうち、医療保健業務以外の業務に係る収入金額について、次の表に記載すること。その際、④及び⑭の合計額が、損益計算書の附帯業務事業損益に係る事業収益の金額と一致すること。

(表略) 3～9 (略) 1 0 自費患者に対し請求する金額（規則第3 0 条の3 5 の3 第1 項第2 号ハ） 診療収入について、自費患者に請求する金額（<u>特定外国人患者請求額を除く。</u>）は、社会保険診療と同一の基準により計算するか否か、いずれか該当する項目欄の□にチェックすること。 ☐ 同一の基準による ☐ 同一の基準によらない <u>1 1 特定外国人患者請求額（規則第3 0 条の3 5 の3 第1 項第2 号ニ）</u> 診療収入について、特定外国人患者請求額は、<u>社会保険診療報酬と同一の基準により計算される金額から当該金額に3 を乗じて得た金額までの範囲内であって地域における標準的な料金を超えないものか否か、いずれか該当する項目欄の□にチェックすること。</u> ☐ <u>当該料金を超えない額である</u> ☐ <u>当該料金を超える額である</u> <u>添付資料</u> ☐ 「社会医療法人等が行う訪日外国人患者診療価格設定について（通知）」（令和8 年3 月31 日付け医政発 0331 第19 号厚生労働省医政局長通知）別添様式 ☐ 診療報酬規程 ☐ 訪日外国人患者診療価格が「地域における標準的な料金を超えない額」であることを説明する書類 <u>1 2 本来業務に係る収入金額及び費用の額の明細（規則第3 0 条の3 5 の3 第1 項第2 号ホ）</u> (表略) (記載上の注意事項) (1) 直近に終了した会計年度の本来業務に係る収入金額及び費用の額について、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の別に記載すること。	(表略) 3～9 (略) 1 0 自費患者に対し請求する金額（規則第3 0 条の3 5 の3 第1 項第2 号ハ） 診療収入について、自費患者に請求する金額は、社会保険診療と同一の基準により計算するか否か、いずれか該当する項目欄の□にチェックすること。 ☐ 同一の基準による ☐ 同一の基準によらない <u>(新設)</u> <u>1 1 本来業務に係る収入金額及び費用の額の明細（規則第3 0 条の3 5 の3 第1 項第2 号ニ）</u> (表略) (記載上の注意事項) (1) 直近に終了した会計年度の本来業務に係る収入金額及び費用の額について、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の別に記載すること。
--	--

(2) 本来業務に係る収入金額の合計㉑が、損益計算書の本来業務事業損益に係る事業収益 <u>(※) の金額と一致すること。</u> (3) 本来業務に係る費用の額の合計㉒が、損益計算書の本来業務事業損益に係る事業費用の 金額と一致すること。 <u>(※) 医療法人が採用する会計基準によっては、補助金等に係る収入金額が事業外収益又は 特別収益に計上されている場合があるが、その場合は事業収益の額に補助金等に係る収 入金額のうち本来業務に係るものを加算した金額とする。</u>	(2) 本来業務に係る収入金額の合計㉑が、損益計算書の本来業務事業損益に係る事業収益の 金額と一致すること。 (3) 本来業務に係る費用の額の合計㉒が、損益計算書の本来業務事業損益に係る事業費用の 金額と一致すること。
--	---

【 改 正 後 全 文 】

医政発第0331008号

平成20年3月31日

医政発 0329 第 36 号

平成 31 年 3 月 29 日

医政発 1225 第 17 号

令和 2 年 12 月 25 日

医政発 0331 第 17 号

令和 3 年 3 月 31 日

医政発 0331 第 15 号

令和 4 年 3 月 31 日

医政発 0330 第 8 号

令和 6 年 3 月 30 日

医政発 0331 第 83 号

令和 7 年 3 月 31 日

最終改正 医政発 0331 第 41 号

令和 8 年 3 月 31 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

厚生労働省医政局長

(公 印 省 略)

社 会 医 療 法 人 の 認 定 に つ い て

本年3月26日付けで公布された医療法施行規則の一部を改正する省令（平成20年厚生労働省令第50号）により、医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第42条の2第1項第6号において厚生労働省令で定めることとされた社会医療法人の公的な運営に関する要件に関する規定を整備し、本年4月1日から施行することとしたところである。

また、医療法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準（平成20年厚生労働省告示第119号。以下「告示」という。）を、本年3月26日に告示し、本年4月1日から適用することとしたところである。

これらの社会医療法人制度の創設に係る措置の内容及びこれらに関連して都道府県において扱うこととなる事務の処理については下記のとおりであるので、御了知の上、

適正なる実施を期するとともに、貴管下の医療法人の指導監督により一層の御配慮を願いたい。

記

第1 社会医療法人制度の趣旨

高齢化の進行や医療技術の進歩、国民の意識の変化など、医療を取り巻く環境が大きく変わる中で、国民の医療に対する安心、信頼を確保し、質の高い医療サービスが適切に提供される医療提供体制の確立が求められている。

このため、先般の医療法改正においては、地域医療の重要な担い手である医療法人について、非営利性の徹底等の観点から各般の見直しを行うとともに、救急医療やへき地医療、周産期医療など特に地域で必要な医療の提供を担う医療法人を新たに社会医療法人として位置づけることにより、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図るものである。

第2 社会医療法人の認定要件

社会医療法人の認定に当たり、次に掲げる法第42条の2第1項第1号から第7号までの要件に適合するか否かについて審査を行うものとする。

1 役員の親族等について（法第42条の2第1項第1号関係）

各役員及び次に掲げる親族等の数が、役員の総数の3分の1を超えて含まれることがないこと。

- ① 各役員の配偶者及び三親等以内の親族
- ② 各役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ 各役員の使用人及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ④ ②又は③に掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

2 社団たる医療法人の社員の親族等について（法第42条の2第1項第2号関係）

各社員及び次に掲げる親族等の数が、社員の総数の3分の1を超えて含まれることがないこと。

- ① 各社員の配偶者及び三親等以内の親族
- ② 各社員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ 各社員の使用人及び使用人以外の者で当該社員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ④ ②又は③に掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

3 財団たる医療法人の評議員の親族等について（法第42条の2第1項第3号関係）

各評議員及び次に掲げる親族等の数が、評議員の総数の3分の1を超えて含ま

れることがないこと。

- ① 各評議員の配偶者及び三親等以内の親族
- ② 各評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ 各評議員の使用人及び使用人以外の者で当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ④ ②又は③に掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

4 救急医療等確保事業に係る業務の実施について（法第42条の2第1項第4号関係）

- (1) 当該医療法人が開設する病院又は診療所（当該医療法人が地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する公の施設である病院又は診療所を含む。以下同じ。）のうち、1以上（2以上の都道府県の区域において病院又は診療所を開設する医療法人にあっては、それぞれの都道府県で1以上（(2)に掲げる場合を除く。））のものが、当該医療法人が開設する病院又は診療所の所在地の都道府県が作成する医療計画に記載された法第30条の4第2項第5号イからへまでに掲げるいずれかの事業（以下「救急医療等確保事業」という。）に係る業務を当該病院又は診療所の所在地の都道府県において行っていること。
 - (2) 2以上の都道府県において病院又は診療所を開設する医療法人のうち、1の都道府県においてのみ病院を開設し、かつ、当該病院の所在地の都道府県の医療計画において定める法第30条の4第2項第14号に規定する区域（以下「二次医療圏」という。）に隣接した当該都道府県以外の都道府県の医療計画において定める二次医療圏において診療所を開設する医療法人であって、当該病院及び当該診療所における医療の提供が一体的に行われているものとして次に掲げる基準に適合するものは、当該診療所の所在地の都道府県においては救急医療等確保事業の要件を満たすことを要しないこと。
 - ① 当該病院及び当該診療所の所在地のそれぞれの都道府県の医療計画において、当該病院及び当該診療所の所在地を含む地域における医療提供体制に関する事項を定めていること。
 - ② 当該医療法人の開設する全ての病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院が、当該病院の所在地を含む二次医療圏及び当該二次医療圏に隣接した市町村（当該病院の所在地の都道府県以外の都道府県の市町村であり、特別区を含む。以下「隣接市町村」という。）に所在すること。
 - ③ 当該医療法人の開設する全ての病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院が相互に近接していること。
- ※ 「近接」とは、概ね10km圏内に所在し、自動車で移動する場合、概ね30分以内で到達が可能であるもの。

- ④ 当該病院が、その施設、設備、病床数その他の医療を提供する体制に照らして、当該診療所（隣接市町村に所在するものに限る。）における医療の提供について基幹的な役割を担っていること。

※ 「基幹的な役割を担う」とは、当該病院の病床数が当該診療所の病床数に比して10倍以上であり、かつ、患者がその状態に応じて、当該病院又は当該診療所の受診を容易に選択できる地理的環境にあるもの。

- (3) 当該医療法人が1の都道府県の区域において2以上の病院又は診療所を開設する場合にあっては、救急医療等確保事業に係る業務を行う病院又は診療所の円滑な運営のため、他の病院又は診療所は、当該業務を行う病院又は診療所との連携及び協力体制の確保を図り、地域医療において社会医療法人に求められる役割を積極的に果たすことが見込まれること。

5 救急医療等確保事業に係る業務の基準について（法第42条の2第1項第5号関係）

- (1) 当該医療法人が実施する4の業務について、次に掲げる事項ごとに告示に掲げる基準に適合していること。当該基準については、別添1を参照されたいこと。

- ① 当該業務を行う病院又は診療所の構造設備
- ② 当該業務を行うための体制
- ③ 当該業務の実績

- (2) 医療計画に救急医療等の確保に関する事業に係る医療連携体制を構成するものとして社会医療法人が開設する病院又は診療所を記載するに当たっては、都道府県医療審議会等において、当該病院又は診療所が所在する地域における当該事業に係る医療連携体制の確立を図る観点から、十分な審議を行うこと。また、当該病院又は診療所が当該事業に係る医療連携体制を構成するものでなくなったと認めるときは、速やかに、医療計画における記載の削除、社会医療法人の認定の取消し等を含め、所要の手続を行うこと。

- (3) 災害時における医療の確保に必要な事業に係る業務を行うことにより社会医療法人の認定を受けている法人から都道府県が実施する防災訓練に参加希望があった場合は、可能な限り参加させるよう配慮すること。

6 公的な運営に関する要件について（法第42条の2第1項第6号関係）

- (1) 医療法人の運営について（医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下「規則」という。）第30条の35の3第1項第1号関係）

- ① 理事の定数は6人以上とし、監事の定数は2人以上とすること。

② 財団である医療法人の評議員は、理事会において推薦した者につき、理事長が委嘱すること。

③ 他の同一の団体（公益社団法人又は公益財団法人又は医師会、医会及び学会等の医学若しくは医術又は公衆衛生に関する学術団体であって法人格を有するもの（医師以外をその構成員とするものを除く。）（以下「公益法人等」という。）を除く。）の次に掲げる者である理事の合計数が理事の総数の3分の1を超えないものであること。監事についても同様であること。

イ 当該他の同一の団体の理事又は使用人である者

ロ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

④ その理事、監事及び評議員（以下「理事等」という。）に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）について、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該医療法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めているものであること。

なお、理事等に対する報酬等の支給の基準においては、理事等の勤務形態に応じた報酬等の区分及びその額の算定方法並びに支給の方法及び形態に関する事項を定めるものとする。

また、理事等に対する報酬等の支給の基準は、法第51条の4第2項の規定に基づき備置き及び閲覧等の措置が講じられているものでなければならないこと。

⑤ その事業を行うに当たり、社員、評議員、理事、監事、使用人その他の当該医療法人の関係者に対し特別の利益を与えないものであること。

なお、当該医療法人の関係者とは、次に掲げる者とする。

イ 当該医療法人の理事、監事又は使用人

ロ 当該医療法人が社団である場合にあつては、その社員

ハ 当該医療法人が財団である場合にあつては、その設立者又は評議員

ニ イからハまでに掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族

ホ イからハまでに掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ヘ イからハまでに掲げる者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ト ホ又はヘに掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

- ⑥ その事業を行うに当たり、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わないものであること。ただし、公益法人等に対し、当該公益法人等が行う公益目的の事業のために寄附その他の特別の利益を与える行為を行う場合は、この限りでない。

なお、特定の個人又は団体の利益を図る活動を行う者とは、次に掲げる者とする。

- イ 株式会社その他の営利事業を営む者に対して寄附その他の特別の利益を与える活動（公益法人等に対して当該公益法人等が行う公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第2条第4号に規定する公益目的事業又は医学若しくは医術又は公衆衛生に関する事業のために寄附その他の特別の利益を与えるものを除く。）を行う個人又は団体
- ロ 特定の者から継続的に若しくは反復して資産の譲渡、貸付け若しくは役務の提供を受ける者又は特定の者の行う会員等相互の支援、交流、連絡その他その対象が会員等である活動に参加する者に共通する利益を図る活動を行うことを主たる目的とする団体

- ⑦ 毎会計年度（医療法上の会計年度をいう。以下同じ。）の末日における遊休財産額は、直近に終了した会計年度の損益計算書に計上する事業（法第42条の規定に基づき同条各号に掲げる業務として行うもの及び法第42条の2第1項の規定に基づき同項に規定する収益業務として行うものを除く。）に係る費用の額（損益計算書（医療法人における事業報告書等の様式について（平成19年医政指発第0330003号。以下「事業報告書等通知」という。）の1の(4)に規定する損益計算書をいう。第2の6の(2)の①、②及び⑤において同じ。）の本来業務事業損益に係る事業費用の額をいう。）を超えてはならないこと。

なお、遊休財産額は、当該医療法人の業務のために現に使用されておらず、かつ、引き続き使用されることが見込まれない財産の価額の合計額として、直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する資産の総額から次のイからへまでに掲げる資産のうち保有する資産の明細表に記載されたものの帳簿価額の合計額を控除した額に、純資産の額（貸借対照表（事業報告書等通知の1の(3)に規定する貸借対照表をいう。以下同じ。）上の資産の額から負債の額を控除して得た額をいう。）の資産の総額に対する割合（貸借対照表の純資産の部の合計額の資産の部の合計額に占める割合をいう。ただし、評価・換算差額等を計上する場合にあっては、当該評価・換算差額等の額を純資産の部の合計額及び資産の部の合計額からそれぞれ控除するものとする。）を乗じて得た額とする。

また、当該医療法人の経理は、その法人が行う業務の種類及び規模に応じて、その内容を適正に表示するに必要な帳簿書類を備えて、収入及び支出並びに資産及び負債の明細が適正に記帳されていること。

さらに、保有する資産の明細表は、法第51条の4第2項の規定に基づき備置き及び閲覧等の措置が講じられているものでなければならないこと。

イ 当該医療法人が開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の業務の用に供する財産

ロ 法第42条各号に規定する業務の用に供する財産

ハ 法第42条の2第1項に規定する厚生労働大臣が定める収益業務（以下「収益業務」という。）の用に供する財産

ニ イからハまでに掲げる業務を行うために保有する財産（現に使用されていないが、イからハまでに掲げる業務のために使用されることが見込まれる財産とし、業務の用に供するまでに発生する請負前渡金及び建設用材料部品の買入代金等を含む。）

ホ イからハまでに掲げる業務を行うための財産の取得又は改良に充てるために保有する資金（減価償却費に対応する資産の取得又は改良に充てるための資金に限るものとし、減価償却累計額を上限とする。）

ヘ 将来の特定の事業（定款又は寄附行為に定められた事業に限る。）の実施のために特別に支出（引当金に係る支出及びホの資金を除く。）する費用に係る支出に充てるために保有する資金（以下「特定事業準備資金」という。）

⑧ 他の団体の意思決定に関与することができる次に掲げる財産を保有していないものであること。ただし、当該財産の保有によって株主総会その他の団体の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関における議決権の過半数を有していない場合は、この限りでない。

イ 株式

ロ 特別の法律により設立された法人の発行する出資に基づく権利

ハ 合名会社、合資会社、合同会社その他の社団法人の社員権

ニ 民法第667条第1項に規定する組合契約、投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）第3条第1項に規定する投資事業有限責任組合契約又は有限責任事業組合契約に関する法律（平成17年法律第40号）第3条第1項に規定する有限責任事業組合契約に基づく権利

ホ 信託契約に基づく委託者又は受益者としての権利

ヘ 外国の法令に基づく財産であつて、イからホまでに掲げる財産に類するものの

⑨ 直近の3会計年度（但し、新たに社会医療法人の認定を受けようとする場合にあっては、直近の3会計年度に加え、認定日の属する会計年度について認定日の前日までを含む。）において、法令に違反する事実、その帳簿書類に取引の全部若しくは一部を隠ぺいし、又は仮装して記録若しくは記載をしている事実その他公益に反する事実がないこと。

なお、法令に違反する事実とは、例えば、医療に関する法令の場合には次に掲げるいずれかの事実がある場合をいうものとする。

- イ 医療に関する法律に基づき医療法人又はその理事長が罰金刑以上の刑事処分を受けた場合
- ロ 医療法人の開設する医療機関に対する医療監視の結果、重大な不適合事項があり、都道府県知事から改善勧告が行われたが是正されない場合
- ハ 法第30条の11第1項の規定に基づく都道府県知事の勧告に反する病院の開設、増床又は病床種別の変更が行われた場合
- ニ 医療法人の業務若しくは会計が法令、法令に基づく都道府県知事の処分、定款若しくは寄附行為に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認められた場合であって、法第64条第1項の必要な措置をとるべき旨の命令若しくは同条第2項の業務の全部若しくは一部の停止の命令又は役員の解任の勧告が発せられた場合
- ホ その他イからニまでに相当する医療関係法令についての重大な違反事実があった場合

(2) 医療法人の事業について（規則第30条の35の3第1項第2号関係）

- ① 病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の業務に係る費用の額（経常的なものに限る。）（損益計算書の本来業務事業損益に係る事業費用の額をいう。）が、全ての業務に係る費用の額（経常的なものに限る。）（損益計算書の本来業務事業損益、附帯業務事業損益及び収益業務事業損益に係る事業費用の合計額をいう。）の100分の63を超えること。
- ② 次に掲げる収入金額の合計額が、医療保健業務に係る収入金額（トに掲げる収入金額を含むものとし、経常的なものに限る。以下同じ。）の100分の80を超えること。

※ 医療保健業務は、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の業務並びに法第42条各号に掲げる業務（医業その他これに類する業務、介護サービスに係る業務（ホの保険給付に係る業務をいう。）及び障害福祉サービス等に係る業務（ヘの給付費の支給等に係る業務をいう。）に限る。）であり、「社会医療法人、特定医療法人及び認定医療法人の認定又は承認要件における医療保健業務について」（令和7年3月31日医政発0331第90号厚生労働省医政局長通知）において掲げる業務であること。

また、医療保健業務に係る収入金額は、次に掲げる事業収益の合計額をいう。

- (イ) 損益計算書の本来業務事業損益に係る事業収益の額
- (ロ) 損益計算書の附帯業務事業損益に係る事業収益の額（医療保健業務に係るものに限る。）

なお、医療法人が採用する会計基準によっては、トに掲げる収入金額が事業外収益又は特別収益に計上されている場合がある。その場合は、(イ) 及び (ロ)

の事業収益の額に当該トに掲げる収入金額を加算した金額とする。

- イ 社会保険診療（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第26条第2項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。）に係る収入金額（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に係る患者の診療報酬（当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合又は当該診療報酬が医療保健業務に係る収入金額のおおむね100分の10以下の場合に限る。）を含む。）
- ロ 健康増進事業（健康増進法（平成14年法律第103号）第6条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第4条に規定する健康増進事業であつて、健康診査に係るものに限る。以下同じ。）に係る収入金額（当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準により計算されている場合に限る。）
- ハ 予防接種法（昭和23年法律第68号）第2条第6項に規定する定期の予防接種等及び医療法施行規則第三十条の三十五の三第一項第二号ロ(3)の規定に基づき厚生労働大臣が定める予防接種（平成29年厚生労働省告示第314号）に定める予防接種に係る収入金額
- ニ 助産（社会保険診療及び健康増進事業に係るものを除く。）に係る収入金額（1の分娩に係る助産に係る収入金額が50万円を超えるときは、50万円を限度とする。）
- ホ 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による保険給付に係る収入金額（租税特別措置法第26条第2項第4号に掲げるサービスに係る収入金額を除く。）
- ヘ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第6条に規定する介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、特例計画相談支援給付費及び基準該当療養介護医療費の支給、同法第77条及び第78条に規定する地域生活支援事業並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の2に規定する障害児通所給付費及び特例障害児通所給付費、同法第24条の2に規定する障害児入所給付費、同法第24条の7に規定する特定入所障害児食費等給付費並びに同法第24条の25に規定する障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費の支給に係る収入金額
- ト 国又は地方公共団体が直接又は間接に交付する補助金その他相当の反対給付を伴わない給付金（固定資産の取得に充てるためのものを除く。）に係る収入金額及び国又は地方公共団体の委託又は再委託を受けて行う事業に係る収入金額（以下「補助金等に係る収入金額」という。）のうち、医療保健業務に係るもの

なお、「健康増進事業に係る収入金額」は、次に掲げる健康診査等に係る収入金額の合計額とする。

- (イ) 健康保険法（大正11年法律第70号）第150条第1項の規定により保

険者が行う健康診査

- (ロ) 船員保険法（昭和14年法律第73号）第111条第1項の規定により全国健康保険協会が行う健康診査
- (ハ) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第82条の規定により保険者が行う健康診査
- (ニ) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第98条の規定により国家公務員共済組合又は国家公務員共済組合連合会が行う健康診査
- (ホ) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第112条の規定により地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会が行う健康診査
- (ヘ) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第26条の規定により日本私立学校振興・共済事業団が行う健康診査
- (ト) 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第5条の規定により学校において実施される健康診断又は同法第11条の規定により市町村の教育委員会が行う健康診断
- (チ) 母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条の規定により市町村が行う健康診査
- (リ) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第66条の規定により事業者が行う健康診断若しくは労働者が受ける健康診断又は同法第66条の2の規定により労働者が自ら受ける健康診断
- (ヌ) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第20条又は第26条の規定により保険者が行う特定健康診査及び第125条の規定により後期高齢者医療広域連合が行う健康診査

- ③ 自費患者（社会保険診療に係る患者又は労働者災害補償保険法に係る患者以外の患者をいう。以下同じ。）に対し請求する金額（④イの特定外国人患者請求額を除く。）が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算されること。

なお、社会保険診療報酬と同一の基準とは、次に掲げるもののほか、その法人の診療報酬の額が診療報酬の算定方法に関する厚生労働省告示の別表に掲げる療養について、同告示及び健康保険法の施行に関する諸通達の定めるところにより算定した額程度以下であることの定めがされており、かつ、報酬の徴収が現にその定めに従ってされているものであること。

イ 公害健康被害者に係る診療報酬及び予防接種により健康被害者に係る診療報酬にあつては、法令等に基づいて規定される額

ロ 分娩料等健康保険法の規定に類似のものが定められていないものにあつては、地域における標準的な料金として診療報酬規程に定められた額を超えない額

④ 特定外国人患者請求額が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算される金額から当該金額に 3 を乗じて得た金額までの範囲内であって地域における標準的な料金を超えないものであること。

イ 「特定外国人患者請求額」とは、医療法施行規則第 30 条の 35 の 3 第 1 項第 2 号ニに規定する特定外国人患者請求額をいう。

ロ 「社会保険診療報酬と同一の基準により計算される金額から当該金額に 3 を乗じて得た金額までの範囲内であって地域における標準的な料金を超えないものであること」とは、その法人の特定外国人患者請求額が「社会医療法人等が行う訪日外国人患者診療価格設定について（通知）」（令和 8 年 3 月 31 日付け医政発 0331 第 19 号厚生労働省医政局長通知）の定めるところにより算定した額であることの定めがされており、かつ、報酬の徴収が現にその定めに従ってされているものであること。

※ なお、医療を目的として来日する外国人渡航者を積極的に受け入れることにより、社会医療法人制度の趣旨を妨げ、地域で必要な医療の提供に支障を来さないよう、注意すること。

⑤ 病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の業務に係る収入金額（補助金等に係る収入金額のうち当該業務に係るものを含むものとし、経常的なものに限る。）（損益計算書の本来業務事業損益に係る事業収益の額をいう。なお、医療法人が採用する会計基準によっては、補助金等に係る収入金額が事業外収益又は特別収益に計上されている場合があるが、その場合は事業収益の額に補助金等に係る収入金額のうち当該業務に係るものを加算した金額とする。）が、当該業務に係る費用の額（経常的なものに限る。）（損益計算書の本来業務事業損益に係る事業費用の額をいう。）に 100 分の 150 を乗じて得た額の範囲内であること。

7 解散時の残余財産の帰属先について（法第 42 条の 2 第 1 項第 7 号関係）

定款又は寄附行為において解散時の残余財産を国、地方公共団体又は他の社会医療法人に帰属させる旨を定めていること。

8 その他

すべての理事をもって組織する理事会を置き、その運営について、次に掲げる事項が定款又は寄附行為において定められ、適正に行われていること。

① 理事会は、理事長が招集し、その議長となる。

② 理事会を構成する理事の 3 分の 1 以上から連名をもって理事会の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は理事会を招集しなければならない。

③ 理事会は、議決事項について特別の利害関係を有する理事を除く理事総数の

過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

- ④ 次に掲げる事項は、理事会において議決事項について特別の利害関係を有する理事を除く理事総数の3分の2以上の多数による議決を必要とし、その他の事項については議決事項について特別の利害関係を有する理事を除く理事総数の過半数の議決を必要とする。

イ 定款又は寄附行為の変更

ロ 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。）

ハ 毎事業年度の事業計画の決定又は変更

ニ 財産の取得又は改良に充てるための資金の保有額の決定及び取崩し

ホ 将来の特定の事業の計画及び変更並びに特定事業準備資金の積立額の決定及び取崩し

ヘ 収支予算及び決算の決定又は変更

ト 重要な資産の処分

チ 借入金額の最高限度額の決定

- ⑤ 理事は、理事会において1個の議決権及び選挙権を有する。ただし、理事会の議決事項につき特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその議決権を行使できない。

第3 社会医療法人の認定等に当たっての留意事項

1 社会医療法人の認定申請に関する事項

- (1) 社会医療法人の認定を受けようとする医療法人が提出しなければならない書類を次のとおり定めることとしたこと。

① 社会医療法人の認定申請等関係書類 別添2

② 社会医療法人の定款例 別添3

③ 社会医療法人の寄附行為例 別添4

- (2) 社会医療法人の認定に係る書類を次のとおり定めることとしたこと。

① 社会医療法人認定書 別添5

② 社会医療法人認定取消書 別添6

- (3) 新たに社会医療法人の認定を受けようとする場合にあっては、法第54条の9第3項の規定に基づき定款又は寄附行為の変更が必要であること。

2 都道府県医療審議会に関する事項

都道府県知事は、社会医療法人の認定に当たっては、法第42条の2第2項の規定により、あらかじめ都道府県医療審議会の意見を聴かなければならないこと。この場合、「医療法人制度の改正及び都道府県医療審議会について」（昭和61年健政発第410号）の第二の趣旨を踏まえ、必要に応じて部会等を設置すること

により、地域医療、法律、会計等に関する有識者の参画を求めることが望ましいこと。

3 社会医療法人の名称の登記

(1) 医療法人〇〇会から社会医療法人〇〇会への名称の変更については、登記事項の変更の登記（組合等登記令（昭和39年政令第29号）第3条参照）が必要であり、社会医療法人の認定後2週間以内に主たる事務所の所在地において、3週間以内に従たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならないこと。

(2) (1)により名称の変更について変更の登記をしたときは、登記事項及び登記の年月日を、遅滞なく、都道府県知事に届け出るものとする（医療法施行令（昭和23年政令第326号。以下「令」という。）第5条の12参照）。

(3) 社会医療法人でない医療法人は、その名称中に、「社会医療法人」という文字を用いてはならないこと。

なお、都道府県知事は、社会医療法人でない医療法人が「社会医療法人」という文字を用いていると認めるときは、当該医療法人に対し、法第64条第1項の規定に基づく改善命令を行うこと。

4 社会医療法人の事業報告書等の作成等

(1) 社会医療法人は、毎会計年度終了後2月以内に、次に掲げる書類を作成しなければならないこと。

① 事業報告書

② 財産目録

③ 貸借対照表

④ 損益計算書

⑤ 関係事業者との取引の状況に関する報告書

⑥ 法第42条の2第1項第1号から第6号までの要件に該当する旨を説明する書類

⑦ 法第54条の2第1項に規定する社会医療法人債を発行した社会医療法人（当該社会医療法人債の総額について償還済みであるものを除く。）については、

①から⑥までに掲げる書類に加え、次に掲げる書類

イ 純資産変動計算書

ロ キャッシュ・フロー計算書

ハ 附属明細表

⑧ 法第51条第2項の厚生労働省令で定める基準に該当する社会医療法人については、①から⑥までに掲げる書類に加え、次に掲げる書類

イ 純資産変動計算書

ロ 附属明細表

(2) 社会医療法人は、次に掲げる書類を各事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならないこと。

- ① (1)の①から⑧までに掲げる書類
- ② 法第46条の8第3号の監事の監査報告書
- ③ 定款又は寄附行為
- ④ 法第51条第2項の厚生労働省令で定める基準に該当する社会医療法人については、①から③までに掲げる書類に加え、公認会計士又は監査法人の監査報告書

(3) 社会医療法人は、毎会計年度終了後3月以内に、次の書類を都道府県知事に届け出なければならないこと。

- ① (1)の①から⑧までに掲げる書類
- ② 法第46条の8第3号の監事の監査報告書
- ③ 法第51条第2項の厚生労働省令で定める基準に該当する社会医療法人については、①及び②に掲げる書類に加え、公認会計士又は監査法人の監査報告書

(4) 都道府県知事は、次の書類（直近の3会計年度に係る書類に限る。）について請求があった場合には、これを閲覧に供しなければならないこと。

- ① (3)の①から③までに掲げる書類（ただし、(1)の⑥については、法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類並びに理事等に対する報酬等の支給の基準及び保有する資産の明細表に限る。）
- ② 定款又は寄附行為

(5) 都道府県は、毎年、社会医療法人の事業及び運営並びに救急医療等確保事業の実施状況について、届け出られた書類を審査すること。この場合、実地検査等を行うことにより要件の適合を確認すること。

5 社会医療法人の認定の取消し

(1) 都道府県知事は、社会医療法人が法第64条の2第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、必要に応じ、速やかに法第63条の規定による社会医療法人の事務所への立入検査又は法第64条の規定による社会医療法人に対する改善命令を発出した上で、法第64条の2第1項の規定により、社会医療法人の認定を取り消し、又は期間を定めて附帯業務のうち第一種社会福祉事業（ケアハウスを除く。）及び収益業務の全部若しくは一部の停止を命ずること。

(2) 都道府県知事は、社会医療法人が法第42条の2第1項第5号の厚生労働大臣が定める基準（以下「救急医療等確保事業基準」という。）を満たせなくなること

で、当該医療法人に係る社会医療法人の認定の取消し手続きを突然開始し、地域医療に混乱を与えてしまうことのないよう、所管の社会医療法人について救急医療等確保事業基準を満たすことができないおそれがないか適宜確認するとともに、そのようなおそれのある社会医療法人が判明した場合には、当該社会医療法人に対して事業の改善を指示すること。

また、社会医療法人が救急医療等確保事業基準を満たすことができない場合においても、当該社会医療法人に事業の継続の意思があり、かつ都道府県知事が一定の猶予を与えれば改善が可能であると認める場合には、当該社会医療法人に対して1年間の猶予を与えることができること。都道府県知事が猶予を与えるかどうかの判断を行うに当たっては、改善計画書など必要な資料を提出させた上で行うこと。

都道府県知事が一定の猶予を与えれば改善が可能であると認める場合としては、

- ・ 救急医療等確保事業に係る医師が一時的に確保できず、同事業に係る実績が低くなったものの、別の医師の確保が可能であって、これによって、実績が回復する見込みがある場合、
- ・ 救急医療等確保事業に係る施設が破損したため、同事業に係る実績が低くなったものの、当該施設の修繕等が可能であって、これによって、実績が回復する見込みがある場合、
- ・ へき地医療に関して、災害等によってへき地診療所が一時的に閉鎖したものの、近いうちに再開し、これによって、実績が回復する見込みがある場合

など多様なケースが考えられるが、必要に応じて、厚生労働省に相談すること。

この猶予については、必要に応じて再度与えることが可能であるが、その際には、事業の改善の実現性等について慎重に審査した上で行い、安易に繰り返し与えることのないようにすること。

なお、上記の確認又は猶予中に、法第42条の2第1項第5号ハに掲げる要件を欠くに至った場合で、その至ったことが天災、人口の著しい減少その他の当該社会医療法人の責めに帰することができないやむを得ない事情があると都道府県知事が認める事由によるものであり、かつ、猶予を与えても改善の可能性が見込めないときには、当該社会医療法人に6の救急医療等確保事業に係る業務の継続的な実施に関する計画の認定申請を行うよう促すこととし、社会医療法人の認定については、その取消し手続きを開始すること。

(3) 都道府県知事は、社会医療法人の認定を取り消すに当たっては、法第64条の2第2項の規定により、あらかじめ都道府県医療審議会の意見を聴かなければならないこと。

(4) 社会医療法人の認定が取り消された場合にあっては、当該医療法人は名称の変更等について法第54条の9第3項の規定に基づき定款又は寄附行為の変更が必

要であること。

(5) 社会医療法人〇〇会から医療法人〇〇会への名称の変更については、登記事項の変更の登記が必要であり、社会医療法人の認定が取り消された日後2週間以内に主たる事務所の所在地において、3週間以内に従たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならないこと。

(6) (5)により名称の変更について変更の登記をしたときは、登記事項及び登記の年月日を、遅滞なく、都道府県知事に届け出るものとする。

6 社会医療法人の認定を取り消された医療法人の救急医療等確保事業に係る業務の継続的な実施に関する計画の認定等

(1) 社会医療法人の認定を取り消された医療法人のうち次に掲げる事項に該当するものは、救急医療等確保事業に係る業務の継続的な実施に関する計画（以下「実施計画」という。）を作成し、これを都道府県知事に提出して、その実施計画が適当である旨の認定を受けることができること。

① 社会医療法人の認定を取り消された事由が、法第42条の2第1項第5号ハに掲げる要件（救急医療等確保事業に係る業務の実績）を欠くに至ったことであって、当該要件を欠くに至ったことが天災、人口の著しい減少その他の当該医療法人の責めに帰することができないやむを得ない事情があると都道府県知事が認める事由によるものであること。

※ 天災、人口の著しい減少その他の当該医療法人の責めに帰することができないやむを得ない事情があると都道府県知事が認める事由としては、例えば、

イ 自然災害、事件、事故により施設が著しく破損したこと

ロ 地域の人口の著しい減少により医療従事者の確保が困難となっており、かつ、当該地域において救急医療等確保事業に係る業務の実施主体が不足していること（ただし、地域医療機関との連携不足等の状況、当該医療従事者の待遇が不十分である等の状況があれば認めない。）

ハ 道路整備等交通網の変化による他の病院等への患者の著しい流出があり、かつ、当該地域において救急医療等確保事業に係る業務の実施主体が不足していること（ただし、地域医療機関との連携不足等の状況があれば認めない。）

ニ 近隣の救急病院等の開設により当該病院等への患者の著しい流出があり、かつ、当該地域において救急医療等確保事業に係る業務の実施主体が不足していること（ただし、地域医療機関との連携不足等の状況があれば認めない。）

などが考えられるが、必要に応じて、厚生労働省に相談すること。

② 法第42条の2第1項各号（第5号ハを除く。）に掲げる要件に該当するものであること。

(2) 実施計画の認定を受けようとする医療法人は、次に掲げる書類を提出すること。

① 認定申請書 別添 7

② 実施計画 別添 8（規則第 30 条の 36 の 3 の別記様式第 1 の 2）

※ 実施計画（変更があった場合はその変更後のもの）に記載された救急医療等確保事業に係る業務の実施期間（以下「実施期間」という。）中に整備される救急医療等確保事業に係る業務の実施に必要な施設及び設備は、別添 1 の基準に記載されている施設及び設備のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 13 条第 1 号から第 8 号までに掲げる資産に該当するものを記載すること。この場合において、同令第 55 条第 1 項に規定する資本的支出に該当するものは含まれるが、それ以外の修繕費、賃借料等については含まれないこと、当該救急医療等確保事業の用に供される見込みであるものであれば、その一部が当該救急医療等確保事業以外の事業の用に供される見込みであるものであっても、対象となることに留意すること。

③ 第 3 の 1 の (1) の ① の「社会医療法人の認定申請等関係書類」のうち当該医療法人が法第 42 条の 2 第 1 項第 1 号から第 6 号まで（第 5 号ハを除く。）に掲げる要件に該当するものであることを証する書類

④ 当該医療法人の定款又は寄附行為の写し

(3) 都道府県知事は、実施計画が次に掲げる事項のいずれにも適合すると認めるときは、その認定をすることができること（実施計画認定書 別添 9）。認定に当たっては、必要に応じて、厚生労働省に相談することとし、あらかじめ都道府県医療審議会の意見を聴かなければならないこと。なお、各事項は実地検査により確認を行うこととし、特に、救急医療等確保事業に係る業務の実施に必要な施設及び設備の整備については、その実施する救急医療等の内容に照らして適切なものであること及びその整備に係る支出の積算根拠となる資料等が適切なものであることについて確認を行うこと。

① 当該医療法人が、法第 42 条の 2 第 1 項各号（第 5 号ハを除く。）に掲げる要件に該当すること。

② 実施計画に記載された救急医療等確保事業に係る業務の実施に必要な施設及び設備の整備がその実施期間において確実に行われると見込まれるものであること。

③ 実施計画に記載された救急医療等確保事業に係る業務がその実施期間にわたり継続して行われると見込まれるものであること。

④ その実施期間が 12 年を超えないものであること。ただし、当該医療法人の開設する救急医療等確保事業に係る業務を実施する病院又は診療所の所在地を含む二次医療圏におけるその救急医療等確保事業の実施主体が著しく不足している場合その他特別の事情があると都道府県知事が認める場合は、18 年を超えないものであること。

※ 1 (4) の収益業務は、社会医療法人の認定取消日と実施計画の認定日とが同日

でないときは、その認定日前は行うことができないことに留意すること。

- ※2 社会医療法人の認定を取り消された場合に法人税の課税対象となる累積所得金額（法人税法上の収益事業以外の事業による所得の金額の累積額をいう。7(6)及び(8)において同じ。）から、救急医療等確保事業に係る業務の実施に必要な施設及び設備の取得価額の見積額の合計額を控除できる措置（7(8)において「税制上の措置」という。）は、社会医療法人の認定取消日と実施計画の認定日とが同日でないときは、適用できないことに留意すること。

- (4) 実施計画の認定を受けた医療法人は、法第42条の2第1項及び第3項の規定の例により収益業務を行うことができること。
- (5) 実施計画の認定を受けた医療法人は、毎会計年度終了後3月以内に、次に掲げる書類を都道府県知事に提出しなければならないこと。
- ① 実施計画の実施状況報告書 別添10（規則第30条の36の9第1項の別記様式第1の3）
 - ② 第3の1の(1)の①の「社会医療法人の認定申請等関係書類」のうち当該医療法人が法第42条の2第1項第1号から第6号まで（第5号ハを除く。）に掲げる要件に該当する旨を説明する書類
- (6) (5)の規定にかかわらず、実施計画の認定を受けた医療法人は、次に掲げる会計年度においては、次に定める日後3月以内に、実施状況報告書を都道府県知事に提出しなければならないこと。
- ① 実施計画の認定が取り消された日の属する会計年度 当該取り消された日
 - ② 実施計画に記載された実施期間が終了したこと又は社会医療法人の認定を受けたことにより、実施計画の認定の効力を失った日の属する会計年度 当該効力を失った日
- (7) 都道府県知事は、実施計画の認定を受けた医療法人から(5)の①の実施計画の実施状況報告書が提出された場合には、当該実施計画に記載された救急医療等確保事業に係る業務並びに当該業務の実施に必要な施設及び設備の整備の実施状況について、毎会計年度提出された書類を審査し、併せて実地検査により確認を行うこと。当該実地検査により、当該施設及び設備の整備に係る支出を確認したときは、当該医療法人に対してその旨を証する書類（施設及び設備の整備に係る支出確認書 別添11）を交付すること。
- (8) 実施計画の認定を受けた医療法人は、その認定に係る実施計画を変更しようとするときは、その変更しようとする事項及び変更の理由を記載した申請書（実施計画変更認定申請書 別添12）にその変更後の実施計画を添えて、都道府県知

事に提出し、その認定を受けなければならないこと。ただし、当初の実施期間からの1年以内の変更については、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出ることとで足りること。

(9) 都道府県知事は、実施計画の認定を受けた医療法人が令第5条の5の6第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、必要に応じ、速やかに法第63条の規定による医療法人の事務所への立入検査又は法第64条の規定による医療法人に対する改善命令を発出した上で、令第5条の5の6第1項の規定により実施計画の認定を取り消し（実施計画認定取消書 別添13）、収益業務の全部の停止を命ずること。取消しに当たっては、あらかじめ都道府県医療審議会の意見を聴かなければならないこと。

(10) 実施計画の認定を受けた医療法人が、社会医療法人の認定を受けた場合には、当該実施計画の認定は、当該社会医療法人の認定を受けた日から将来に向かってその効力を失うこと。

(11) 実施計画の認定を受けている医療法人が他の医療法人と合併をする場合には、次の事項に留意すること。

① 合併後の医療法人が当該認定を受けた実施計画を引き続き行う場合には、当該医療法人は合併の認可を申請する際、その旨を明示するとともに、法第42条の2第1項第1号から第6号まで（第5号ハを除く。）に掲げる事項に該当するものであることを証する書類を提出すること。この場合において、都道府県知事は（3）に準じて審査を行うこと。

② 合併後の医療法人が当該認定を受けた実施計画を引き続き行わない場合又は令第5条の5の6第1項各号に掲げる要件のいずれかに該当する場合には、都道府県知事は実施計画の認定を取り消すこと。

(12) 実施計画の認定を受けている医療法人（当該医療法人と合併する医療法人を含む。）は、その認定が効力を有する期間内において分割することはできないこと。

7 その他

(1) 持分請求権の放棄の決議について

規則第30条の39第1項の規定により、社団である医療法人で持分の定めのあるものが、定款を変更して、社団である医療法人で持分の定めのないものに移行する場合にあっては、当該医療法人の社員総会において、定款の変更認可がなされた日をもって持分請求権の放棄の効力が生ずるものとする決議を行うものであることにつき、留意するものであること。

(2) 財産の取得又は改良に充てるための資金（第2の6(1)⑦のホ）について

- ① 当該資金は、減価償却費に対応する資産の取得又は改良に充てるための資金に限るものとし、減価償却累計額を上限とすること。
- ② 当該資金は、貸借対照表において次の科目をもって掲記し、他の資金と明確に区分して経理されていること。

資産の部 減価償却引当特定預金（固定資産のその他の資産に掲記）

- ③ 当該資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができないものであること。ただし、正当な理由がないのに当該資金の目的である財産を取得せず、又は改良しない事実があった場合には、理事会及び社員総会又は評議員会の議決を経て、当該資金の額を取り崩さなければならないこと。

(3) 特定事業準備資金（第2の6(1)⑦のヘ）について

- ① 当該資金の目的である事業が、定款又は寄附行為において定められていること。
- ② 当該資金の額が合理的に算定されていること。
- ③ 当該資金の目的である事業ごとに、貸借対照表において次の科目をもって掲記し、他の資金と明確に区分して経理されていること。

ア 資産の部 ○○事業特定預金（固定資産のその他の資産に掲記）

イ 純資産の部 ○○事業積立金（積立金に掲記）

- ④ 当該資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができないものであること。ただし、正当な理由がないのに当該資金の目的である事業を行わない事実があった場合には、理事会及び社員総会又は評議員会の議決を経て、当該資金の額を取り崩さなければならないこと。

(4) 附帯業務及び収益業務の実施について

定款又は寄附行為に定めのない業務を行うことは法令に違反する事実となるため、新たに法第42条各号に掲げる業務及び同法第42条の2第1項又は法第42条の3第2項に規定する収益業務を行うに場合にあつては、定款又は寄附行為の変更等の手続きに遺漏がないよう留意するものであること。

ただし、当該医療法人の開設する病院等の業務の一部として又はこれに附随して行われるものは含まれないものとし、特段の定款変更等は要しないものとする。

この場合、附随して行われる業務とは、次に掲げる業務であること。

- ① 病院等の施設内で当該病院等に入院若しくは通院する患者及びその家族を対象として行われる業務又は病院等の職員の福利厚生のために行われる業務であつて、医療提供又は療養の向上の一環として行われるものであること。

したがって、病院等の建物内で行われる売店、敷地内で行われる駐車場等は、病院等の業務に附随して行われるものとされ、敷地外に有する法人所

有の遊休資産を用いて行われる駐車場業は附随する業務に含まれないものとして取り扱うものとする。

- ② 病院等の施設外で当該病院等に通院する患者を対象として行われる業務であって、当該病院等において提供される医療又は療養に連続して行われるものであること。

したがって、当該病院等への、又は、当該病院等からの患者搬送は、病院等の業務に附随して行われるものとされ、当該病院等以外の病院から同じく当該病院等以外の病院への患者搬送は収益業務とされること。

- ③ ①及び②において、当該法人が自らの事業として行わず、当該法人以外の者に委託して行う場合にあっては、当該法人以外の者が行う事業内容が、①又は②の前段に該当するものであるときは、当該法人以外の者への委託は附随する業務とみなし、①又は②の前段に該当しないものであるときは、附随する業務に含まれないものとして取り扱うものとする。

(5) 収益業務の区分経理について

社会医療法人又は実施計画の認定を受けた医療法人が収益業務を行う場合にあっては、収益業務から生ずる所得に関する経理と収益業務以外の業務から生ずる所得に関する経理とをそれぞれ区分して行わなければならないものとする。

この場合の「所得に関する経理」とは、単に収益及び費用に関する経理だけでなく、資産、負債及び純資産に関する経理についても同様にその区分経理が行わなければならないものとする。

(6) 社会医療法人の税制上の取扱い

- ① 社会医療法人については、次の税制上の措置が講ぜられたこと。

イ 社会医療法人が法人税法（昭和40年法律第34号）別表第二（公益法人等の表）に追加されたこと。併せて、社会医療法人の法人税は、法人税法第66条第3項の規定による税率が適用されること。

ロ 社会医療法人が行う医療保健業（法第42条の規定に基づき同条各号に掲げる業務として行うもの及び法第42条の2第1項の規定に基づき同項に規定する収益業務として行うものを除く。）が法人税法施行令第5条に規定する収益事業の範囲から除外されたこと。これにより、当該医療保健業に係る法人税については、法人税法第6条の規定により非課税となること。

ハ 社会医療法人の法人税法上の収益事業に属する資産のうちから収益事業以外の事業のために支出した金額は、法人税法第37条第6項の規定により当該社会医療法人の収益事業に係る寄附金の額とみなし、その損金算入限度額

は、所得の金額の100分の50に相当する金額（当該金額が年200万円に満たない場合は年200万円）であること。

ニ 医療法人が社会医療法人の認定を受けた場合には、法人税法第10条第1項及び第2項の規定により、認定を受けた日の前日に当該医療法人が解散し、認定を受けた日に当該社会医療法人が設立されたものとみなして、同条第1項及び第2項に規定する規定を適用すること。

ホ ニの場合については、法人税法第14条第4号の規定により、当該医療法人の会計年度開始の日から社会医療法人の認定を受けた日の前日までの期間及び社会医療法人の認定を受けた日からその会計年度終了の日までの期間を事業年度とみなして、同法の規定を適用すること。また、社会医療法人の認定を取り消された医療法人の会計年度開始の日から社会医療法人の認定が取り消された日の前日までの期間及び社会医療法人の認定が取り消された日からその会計年度終了の日までの期間についても同様とすること。

ヘ 社会医療法人の認定が取り消された場合にあっては、法人税法第64条の4第1項の規定により、当該社会医療法人の認定が取り消された日前の累積所得金額又は欠損金額の累積額は、当該社会医療法人の認定が取り消された日の属する会計年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入すること。

ト 社会医療法人は、所得税法（昭和40年法律第33号）別表第一（公共法人等の表）及び消費税法（昭和63年法律第108号）別表第三に掲げる法人となること。

チ 社会医療法人が取得する直接救急医療等確保事業に係る業務の用に供する不動産（有料駐車施設、飲食店、喫茶店及び物品販売施設を除く。）に係る不動産取得税については、地方税法（昭和25年法律第226号）第73条の4第1項第8号の2の規定により非課税となること。

リ 社会医療法人が直接救急医療等確保事業に係る業務の用に供する固定資産（有料駐車施設、飲食店、喫茶店及び物品販売施設を除く。）に係る固定資産税及び都市計画税については、地方税法第348条第2項第11号の5の規定により非課税となること。

② 社会医療法人の認定を受けたときは、当該社会医療法人は、速やかに、国税庁長官が定める届出書に都道府県知事の認定書の写し及び定款又は寄附行為の

写し等を添付し、これを納税地の所轄税務署長に提出するものとする。なお、社会医療法人の認定の取消しを受けた場合についても同様とし、この場合においては、認定書の写しに代えて認定取消書の写しを添付するものとする。

- ③ 都道府県は社会医療法人を認定し、又は認定を取り消した場合は、その旨を速やかに厚生労働省医政局及び当該社会医療法人が開設する救急医療等確保事業に係る業務を行っている又は行っていた病院又は診療所の所在地の市区町村に報告すること。厚生労働省医政局は、都道府県からの報告を国税庁に情報提供するものとする。

(7) 特定医療法人が社会医療法人の認定を受けた場合の取扱い

租税特別措置法第67条の2第1項の承認を受けた医療法人（以下「特定医療法人」という。）が会計年度の中途において新たに社会医療法人の認定を受けた場合にあっては、当該会計年度開始の日から当該認定を受けた日の前日までの期間について租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第39条の25第5項及び租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）第22条の15第3項の規定に基づく特定医療法人の承認要件を満たす旨を説明する書類を当該認定を受けた日から3月以内に、納税地の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出しなければならないこと。

なお、当該認定を受けた日から租税特別措置法第67条の2第1項の規定による法人税率の特例は適用されないことから、租税特別措置法施行令第39条の25第6項の規定に基づく特定医療法人の承認に係る税率の適用をやめるための届出書を当該認定を受けた日以後速やかに、納税地の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出するものとする。

(8) 税制上の措置を受ける場合の取扱い

社会医療法人の認定を取り消された日と同日に実施計画の認定を受けた医療法人は、その認定を受けた日以後に救急医療等確保事業に係る業務の継続的な実施のために支出される金額として、実施計画に記載されたその業務の実施に必要な施設及び設備（以下「救急医療等確保事業用資産」という。）の取得価額の見積額の合計額に相当する金額を、(6)の①のへにおける累積所得金額から控除することができる。なお、この税制上の措置の適用に当たっては、次の事項に留意すること。

- ① 税制上の措置の適用を受ける事業年度の確定申告書に、累積所得金額から控除する金額及びその計算に関する明細等（法人税法施行規則（昭和40年大蔵省令第12号）別表14(9)）を記載（各会計年度において都道府県知事に提出した実施状況報告書（別添10）を添付）し、かつ、実施計画の認定通知書（別

添 9) 及び当該認定を受けた実施計画 (別添 8) の写しを添付すること。また、その適用を受ける事業年度後の各事業年度の確定申告書に救急医療等確保事業用資産の取得未済残額等 (法人税法施行規則別表 14(9)) を記載すること。

② 税制上の措置の適用を受けた場合には、実施計画に係る認定の効力が有する期間内に取得をした救急医療等確保事業用資産の税制上の取得価額は、累積所得金額から控除された金額を上限として順次減額されることとなり、税務と会計で救急医療等確保事業用資産の帳簿価額及び減価償却費として計上される金額等については異なることとなるため、適切に管理すること。

③ 税制上の措置の適用を受けた医療法人は、原則として、その適用を受けた事業年度開始の日から②の取得価額が減額された救急医療等確保事業用資産の全てについて譲渡又は除却をしたこと、償却済となったこと等の事実が生じた日までの期間内の日を含む各事業年度等については、社会保険診療報酬の所得の計算の特例 (租税特別措置法第 67 条) の適用を受けることはできないこと。

添付書類 6 (小児救急医療)

医療法第 4 2 条の 2 第 1 項第 5 号の要件に該当する旨を説明する書類

申請者名：_____

住 所：_____

以下のとおり相違ありません。

病 院 名	
病院の所在地	
管轄保健所名	

〔 6 歳未満の時間外等加算割合〕

区 分	6 歳以上の件数	6 歳未満の件数	合 計
初診料の算定件数	件	A 件	件
内 時間外加算の算定件数	件	① 件	件
内 休日加算の算定件数	件	② 件	件
内 深夜加算の算定件数	件	③ 件	件
内 時間外加算の特例の算定件数	件	④ 件	件
上記以外の時間外等入院患者数	件	B 件	件
時間外等加算割合 { (①+②+③+④+B) / A+B }		%	—

(記載上の注意事項)

- 直近に終了した 3 会計年度における初診料（診療報酬の算定方法（平成 2 0 年厚生労働省告示第 5 9 号）別表第一区分番号 A000 に掲げるものをいう。）の算定件数を記載すること。

添付資料

- 時間外等加算件数明細表
- 「上記以外の時間外等入院患者数」の受診時間を証明する書類及び入院した病室等の名称並びに算定した入院料の名称を証明する書類（救急患者の日報、入院カルテ等。但し、患者の氏名等に係る部分については消去等の処理をすること。）

時間外等加算件数明細表

(自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日)

区 分	6 歳以上の件数	6 歳未満の件数	合 計
初診料の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の算定件数	件	件	件
内 休日加算の算定件数	件	件	件
内 深夜加算の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の特例の算定件数	件	件	件
上記以外の時間外等入院患者数	件	件	件

(自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日)

区 分	6 歳以上の件数	6 歳未満の件数	合 計
初診料の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の算定件数	件	件	件
内 休日加算の算定件数	件	件	件
内 深夜加算の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の特例の算定件数	件	件	件
上記以外の時間外等入院患者数	件	件	件

(自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日)

区 分	6 歳以上の件数	6 歳未満の件数	合 計
初診料の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の算定件数	件	件	件
内 休日加算の算定件数	件	件	件
内 深夜加算の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の特例の算定件数	件	件	件
上記以外の時間外等入院患者数	件	件	件

(合 計)

区 分	6 歳以上の件数	6 歳未満の件数	合 計
初診料の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の算定件数	件	件	件
内 休日加算の算定件数	件	件	件
内 深夜加算の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の特例の算定件数	件	件	件
上記以外の時間外等入院患者数	件	件	件

(記載上の注意事項)

○ (合計) の表以外については、会計年度毎に記載すること。

添付書類 8

公的な運営に関する要件（医療法第42条の2第1項第6号）に該当する旨を説明する書類（事業）

申請者名：_____

住 所：_____

以下のとおり相違ありません。

1 費用の額の明細（規則第30条の35の3第1項第2号イ）

病院、診療所、介護老人保健施設 及び介護医療院等名	本来業務に係る費用 の額	全ての業務に係る費用 の額	割 合 ①／②
	円	円	
合 計	①	②	%

（記載上の注意事項）

- (1) 直近に終了した会計年度の費用の額について、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等の別に記載すること。
- (2) 本来業務に係る費用の額の合計①が、損益計算書の本来業務事業損益に係る事業費用の金額と一致すること。
- (3) 全ての業務に係る費用の額の合計②が、損益計算書の本来業務事業損益、附帯業務事業損益及び収益業務事業損益に係る事業費用の合計額と一致すること。

2 医療保健業務に係る収入金額の明細（規則第30条の35の3第1項第2号ロ）

○ 本来業務に係る収入金額の明細

病院、診療所、介護老人保健施設及び 介護医療院名	区 分	支払基金等から 受けた収入金額	患者から受けた 収 入 金 額	収入金額計	割合
	社会保険診療	円	円	円	%
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	障害福祉事業				
	補助金等				
	その他				
	計				
	社会保険診療				
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	障害福祉事業				
	補助金等				
	その他				
	計				
	社会保険診療				
合 計	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	障害福祉事業				
	補助金等				
	その他				
	計			③	100.0%

○ 附帯業務に係る収入金額（医療保健業務に係るものに限る。）の明細

施設名	区 分	支払基金等から 受けた収入金額	患者から受けた 収 入 金 額	収入金額計	割合
	社会保険診療	円	円	円	%
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	障害福祉事業				
	補助金等				
	その他				
	計				
	社会保険診療				
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	障害福祉事業				
	補助金等				
	その他				
	計				
合 計	社会保険診療				
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	障害福祉事業				
	補助金等				
	その他				
	計			④	100.0%

○ 本来業務に係る収入金額及び附帯業務に係る収入金額（医療保健業務に係るものに限る。）の合計金額の明細

	区 分	支払基金等から 受けた収入金額	患者から受けた 収 入 金 額	収入金額計	割合
合 計	社会保険診療			⑤	⑮
	労災保険診療			⑥	⑯
	健康診査			⑦	⑰
	予防接種			⑧	⑱
	助産			⑨	⑲
	介護事業			⑩	⑳
	障害福祉事業			⑪	㉑
	補助金等			⑫	㉒
	その他			⑬	
	計				100.0%

（記載上の注意事項）

(1) 直近に終了した会計年度の医療保健業務に係る収入金額について、本来業務と附帯業務を区別したうえで、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の別に記載すること。その際、③が損益計算書の本来業務事業損益に係る事業収益の金額（※）と一致すること。

(2) 直近に終了した会計年度の附帯業務のうち、医療保健業務以外の業務に係る収入金額について、次の表に記載すること。その際、④及び⑭の合計額が、損益計算書の附帯業務事業損益に係る事業収益の金額（※）と一致すること。

（※）医療法人が採用する会計基準によっては、補助金等に係る収入金額が事業外収益又は特別収益に計上されている場合があるが、その場合は事業収益の額に補助金等に係る収入金額のうち、(1)は本来業務、(2)は附帯業務に係るものを加算した金額とする。

○ 附帯業務のうち、医療保健業務以外の業務に係る収入金額の明細

医療保健業務以外の業務を行う施設名等	医療保健業務以外の業務に係る収入金額
合計	⑭ 円

3 労働者災害補償保険法による患者の診療報酬（規則第30条の35の3第1項第2号ロ）

労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に係る患者の診療報酬が社会保険診療と同一の基準により計算するか否か、いずれか該当する項目欄の□にチェックすること。

- ☐ 同一の基準による
- ☐ 同一の基準によらない

4 健康診査に係る収入の明細（規則第30条の35の3第1項第2号ロ(2)）

健康保険法	円	学校保健安全法	円
船員保険法	円	母子保健法	円
国民健康保険法	円	労働安全衛生法	円
国家公務員共済組合法	円	高齢者の医療の確保に関する法律	円
地方公務員等共済組合法	円		
私立学校教職員共済法	円		
計	円	計	円
		健康診査に係る収入合計	㉓ 円

（記載上の注意事項）

- ㉓が㉓と一致すること。

5 予防接種に係る収入の明細（規則第30条の35の3第1項第2号ロ(3)）

定期の予防接種等		任意の予防接種のうち告示に定めるもの	
定期接種	円	麻疹	円
臨時接種	円	風疹	円
	円	インフルエンザ	円
	円	おたふくかぜ	円
計	円	計	円
		予防接種に係る収入合計	㉔ 円

（記載上の注意事項）

- ㉔が㉔と一致すること。

6 助産に係る収入の明細（規則第30条の35の3第1項第2号ロ(4)）

	分娩件数	助産に係る収入金額
自由診療のうち助産に係る収入	㉕ 件	㉖ 円
分娩件数（㉕）×50万円		㉗ 円

（記載上の注意事項）

- ㉖が㉖又は㉗の金額のうちいずれか低い方の金額と一致すること。

添付資料

- 診療報酬規程

7 介護保険法のサービス・事業（社会保険診療に含まれるものを除く。）に係る収入の明細（規則第30条の35の3第1項第2号ロ(5)）

第二種社会福祉事業		社会福祉事業以外	
居宅サービス事業	円	居宅サービス事業	円
地域密着型サービス事業	円	地域密着型サービス事業	円
介護予防サービス事業	円	介護予防サービス事業	円
地域密着型介護予防サービス事業	円		円
計	円	計	円
		介護事業に係る収入合計	㉔ 円

（記載上の注意事項）

○ ㉔が㉔と一致すること。

8 障害福祉サービス・事業（社会保険診療に含まれるものを除く。）に係る収入の明細（規則第30条の35の3第1項第2号ロ(6)）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律		児童福祉法	
介護給付費	円	障害児通所給付費	円
特例介護給付費	円	特例障害児通所給付費	円
訓練等給付費	円	障害児入所給付費	円
特例訓練等給付費	円	特定入所障害児食費等給付費	円
特定障害者特別給付費	円	障害児相談支援給付費	円
特例特定障害者特別給付費	円	特例障害児相談支援給付費	円
地域相談支援給付費	円		
特例地域相談支援給付費	円		
計画相談支援給付費	円		
特例計画相談支援給付費	円		
基準該当療養介護医療費	円		
地域生活支援事業	円		
計	円	計	円
		障害福祉事業に係る収入合計	㉕ 円

（記載上の注意事項）

○ ㉕が㉕と一致すること。

9 補助金等に係る収入金額の明細（規則第30条の35の3第1項第2号ロ(7)）

補助金等の名称	補助金等に係る収入金額
合計	③⑩ 円

（記載上の注意事項）

- 国又は地方公共団体が直接又は間接に交付する補助金その他相当の反対給付を伴わない給付金（固定資産の取得に充てるためのものを除く。）に係る収入金額及び国又は地方公共団体の委託又は再委託を受けて行う事業に係る収入金額のうち、医療保健業務に係るものを記載すること。
- ⑫が③⑩と一致すること。

10 自費患者に対し請求する金額（規則第30条の35の3第1項第2号ハ）

診療収入について、自費患者に請求する金額（特定外国人患者請求額を除く。）は、社会保険診療と同一の基準により計算するか否か、いずれか該当する項目欄の□にチェックすること。

- ☐ 同一の基準による
- ☐ 同一の基準によらない

11 特定外国人患者請求額（規則第30条の35の3第1項第2号ニ）

診療収入について、特定外国人患者請求額は、社会保険診療報酬と同一の基準により計算される金額から当該金額に3を乗じて得た金額までの範囲内であって地域における標準的な料金を超えないものか否か、いずれか該当する項目欄の□にチェックすること。

- ☐ 当該料金を超えない額である
- ☐ 当該料金を超える額である

添付資料

- 「社会医療法人等が行う訪日外国人患者診療価格設定について（通知）」（令和8年3月31日付け医政発 0331第19号厚生労働省医政局長通知）別添様式
- 診療報酬規程
- 訪日外国人患者診療価格が「地域における標準的な料金を超えない額」であることを説明する書類

12 本来業務に係る収入金額及び費用の額の明細（規則第30条の35の3第1項第2号ホ）

病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院名	本来業務に係る収入金額 (A)	本来業務に係る費用の額 (B)	割 合 A / B
	円	円	%
			%
			%
合 計	㉑	㉒	%

（記載上の注意事項）

- （1）直近に終了した会計年度の本来業務に係る収入金額及び費用の額について、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の別に記載すること。
 - （2）本来業務に係る収入金額の合計㉑が、損益計算書の本来業務事業損益に係る事業収益（※）の金額と一致すること。
 - （3）本来業務に係る費用の額の合計㉒が、損益計算書の本来業務事業損益に係る事業費用の金額と一致すること。
- （※）医療法人が採用する会計基準によっては、補助金等に係る収入金額が事業外収益又は特別収益に計上されている場合があるが、その場合は事業収益の額に補助金等に係る収入金額のうち本来業務に係るものを加算した金額とする。

○「特定医療法人制度の改正について」（平成 15 年 10 月 9 日医政発第 1009008 号）の一部改正

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
特定医療法人制度の改正について 所得税法等の一部を改正する法律（平成 15 年法律第 8 号）、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成 15 年政令第 139 号）、租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成 15 年財務省令第 34 号）及び租税特別措置法施行令第 39 条の 25 第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準（平成 15 年厚生労働省告示第 147 号）において、租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 67 条の 2 第 1 項の承認を受けている同項に規定する医療法人（以下「特定医療法人」という。）に係る改正が行われ、平成 15 年 4 月 1 日から施行されている。 （後略） 記 第 1 改正の要点等 1 改正後の要件 （1）～（4）（略） （5）経理に関する基準 租税特別措置法施行規則（昭和 32 年大蔵省令第 15 号）第 2	特定医療法人制度の改正について 所得税法等の一部を改正する法律（平成 15 年法律第 8 号）、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成 15 年政令第 139 号）、租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成 15 年財務省令第 34 号）及び租税特別措置法施行令第 39 条の 25 第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準（平成 15 年厚生労働省告示第 147 号）において、租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 67 条の 2 第 1 項に規定する特定の医療法人（以下「特定医療法人」という。）に係る改正が行われ、平成 15 年 4 月 1 日から施行されている。 （後略） 記 第 1 改正の要点等 1 改正後の要件 （1）～（4）（略） （5）経理に関する基準 租税特別措置法施行規則第 22 条の 15 第 1 項で定めるところ

2条の15第1項に定めるところにより法人税法施行規則（昭和40年大蔵省令第12号）第53条から第59条までの規定に準じて帳簿書類を備え付けてこれにその取引を記録し、かつ、当該帳簿書類を保存していること。また、その支出した金銭でその費途が明らかでないものがあることその他の不適正な経理が行われていないこと。

（6）法令違反

その法人につき法令に違反する事実、その帳簿書類に取引の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装して記録又は記載をしている事実その他公益に反する事実がないこと。

また、（1）の厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準について、租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準（平成15年厚生労働省告示第147号）として、次のとおり定められた。

（i）その医療法人の事業について、次のいずれにも該当すること。

イ （略）

※ 医療保健業務は、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の業務並びに法第42条各号に掲げる業務（医業その他これに類する業務、介護サービスに係る業務（㍑の保険給付に係る業務をいう。）及び障害福祉サービス等に係る業務（㍑の給付費の支給等に係る業務をいう。）に限る。）であり、「社会医療法人、特定医療法人及び認定医療法人の認定又は承認要件における医療保健業務について」（令和7年3月31日医政発 0331 第90号厚生労働省医政局長通知）において掲げる業務であること。

また、医療保健業務に係る収入金額は、次に掲げる事業収益の

により法人税法施行規則第53条から第59条までの規定に準じて帳簿書類を備え付けてこれにその取引を記録し、かつ、当該帳簿書類を保存していること。また、その支出した金銭でその費途が明らかでないものがあることその他の不適正な経理が行われていないこと。

（6）法令違反

その法人につき法令に違反する事実、その帳簿書類に取引の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装して記録又は記載をしている事実その他公益に反する事実がないこと（改正前：医療に関する法令に違反する事実その他公益に反する事実がないこと。）。

また、（1）の厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準について、租税特別措置法第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準（平成15年厚生労働省告示第147号）として、次のとおり定められた。

（i）その医療法人の事業について、次のいずれにも該当すること。

イ （略）

※ 医療保健業務は、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の業務並びに法第42条各号に掲げる業務（医業その他これに類する業務、介護サービスに係る業務（㍑の保険給付に係る業務をいう。）及び障害福祉サービス等に係る業務（㍑の給付費の支給等に係る業務をいう。）に限る。）であり、「社会医療法人、特定医療法人及び認定医療法人の認定又は承認要件における医療保健業務について」（令和7年3月31日医政発 0331 第90号厚生労働省医政局長通知）において掲げる業務であること。

また、医療保健業務に係る収入金額は、次に掲げる事業収益の

合計額をいう。 (a) 損益計算書の本来業務事業損益に係る事業収益の額 (b) 損益計算書の附帯業務事業損益に係る事業収益の額（医療保健業務に係るものに限る。） <u>なお、医療法人が採用する会計基準によっては、gに掲げる収入金額が事業外収益又は特別収益に計上されている場合がある。その場合は、(a)及び(b)の事業収益の額に当該gに掲げる収入金額を加算した金額とする。</u> a 社会保険診療（租税特別措置法第26条第2項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。）に係る収入金額（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に係る患者の診療報酬（当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合又は当該診療報酬が医療保健業務に係る収入金額のおおむね100分の10以下の場合に限る。）を含む。） b～g （略） （後略） ロ 自費患者（社会保険診療に係る患者又は労働者災害補償保険法に係る患者以外の患者をいう。）に対し請求する金額<u>（特定外国人患者請求額を除く。）</u>が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算されること。 ハ <u>特定外国人患者請求額が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算される金額から当該金額に3を乗じて得た金額までの範囲内であって地域における標準的な料金を超えないものであること。</u> <u>なお、「特定外国人患者請求額」は「社会医療法人等が行う訪</u>	合計額をいう。 (a) 損益計算書の本来業務事業損益に係る事業収益の額 (b) 損益計算書の附帯業務事業損益に係る事業収益の額（医療保健業務に係るものに限る。） a 社会保険診療（租税特別措置法<u>（昭和32年法律第26号）</u>第26条第2項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。）に係る収入金額（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に係る患者の診療報酬（当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合又は当該診療報酬が医療保健業務に係る収入金額のおおむね100分の10以下の場合に限る。）を含む。） b～g （略） （後略） ロ 自費患者（社会保険診療に係る患者又は労働者災害補償保険法に係る患者以外の患者をいう。）に対し請求する金額が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算されること。 <u>（新設）</u>
--	---

日外国人患者診療価格設定について（通知）」（令和８年３月３１日付け医政発 0331 第 19 号厚生労働省医政局長通知）の定めるところにより算定した額であることの定めがされており、かつ、報酬の徴収が現にその定めに従ってされているものであること。

※ 医療を目的として来日する外国人渡航者を積極的に受け入れることにより、特定医療法人制度の趣旨（その事業が医療の普及及び向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与し、かつ、公的に運営されるものであること）を妨げないよう、注意すること。

三 病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の業務に係る収入金額（補助金等に係る収入金額のうち当該業務に係るものを含むものとし、経常的なものに限る。）（損益計算書の本来業務事業損益に係る事業収益の額をいう。なお、医療法人が採用する会計基準によっては、補助金等に係る収入金額が事業外収益又は特別収益に計上されている場合があるが、その場合は事業収益の額に補助金等に係る収入金額のうち当該業務に係るものを加算した金額とする。）が、当該業務に係る費用の額（経常的なものに限る。）（損益計算書の本来業務事業損益に係る事業費用の額をいう。）に１００分の１５０を乗じて得た額の範囲内であること。

ホ （略）

（ii）その医療法人の医療施設が次のいずれにも該当すること。

イ その医療施設のうち一以上のものが、病院（医療法（昭和２３年法律第２０５号）第１条の５第１項に規定する病院をいう。）を開設する医療法人にあっては、a 又は b に、診療所（医療法第

ハ 病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の業務に係る収入金額（補助金等に係る収入金額のうち当該業務に係るものを含むものとし、経常的なものに限る。）（損益計算書の本来業務事業損益に係る事業収益の額をいう。）が、当該業務に係る費用の額（経常的なものに限る。）（損益計算書の本来業務事業損益に係る事業費用の額をいう。）に１００分の１５０を乗じて得た額の範囲内であること。

三 （略）

（ii）その医療法人の医療施設が次のいずれにも該当すること。

イ その医療施設のうち一以上のものが、病院（医療法（昭和２３年法律第２０５号）第１条の５第１項に規定する病院をいう。）を開設する医療法人にあっては、a 又は b に、診療所（医療法第

1 条の 5 第 2 項に規定する診療所をいう) のみを開設する医療法人にあっては c に該当すること。 a (略) b 救急病院等を定める省令(昭和 3 9 年厚生省令第 8 号) 第 2 条第 1 項の規定に基づき、救急病院である旨を告示されていること。 c (略) ロ 各医療施設(病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院のことをいう。) ごとに、特別の療養環境に係る病床数(介護老人保健施設又は介護医療院にあっては、特別な療養室に係る定員数) がその医療施設の有する病床数(介護老人保健施設又は介護医療院にあっては、定員数) の 3 0 % 以下であること。 2 手続等 (1) 権限の移管等 特定医療法人の承認について、財務大臣から国税庁長官に移管され、特定医療法人の承認を受けようとする法人は、次の事項を記載した申請書を納税地の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出しなければならないこととされた。(別添 2 参照) ①～④ (略) ⑤ その他参考となるべき事項 イ～ハ (略) (2) ～ (6) (略) (7) 医療関係法令等違反があった場合の対応	1 条の 5 第 2 項に規定する診療所をいう) のみを開設する医療法人にあっては c に該当すること。 a (略) b 救急病院等を定める省令第 2 条第 1 項の規定に基づき、救急病院である旨を告示されていること。 c (略) ロ 各医療施設(病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院のことをいう。) ごとに、特別の療養環境に係る病床数(介護老人保健施設又は介護医療院にあっては、特別な療養室に係る定員数) がその医療施設の有する病床数(介護老人保健施設又は介護医療院にあっては、定員数) の 3 0 % 以下(改正前：2 0 % 以下) であること。 <u>なお、平均料金の上限(5, 0 0 0 円)は廃止された。</u> 2 手続等 (1) 権限の移管等 特定医療法人の承認について、財務大臣から国税庁長官に移管され、特定医療法人の承認を受けようとする法人は、次の事項を記載した申請書を納税地の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出しなければならないこととされた。(別添 2 参照) ①～④ (略) ⑤ その他参考になるべき事項 イ～ハ (略) (2) ～ (6) (略) (7) 医療関係法令等違反があった場合の対応
--	---

特定医療法人又は特定医療法人の開設する医療機関について、次のような医療に関する法令等について重大な違反事実があった場合には、その事情を当職まで報告方お願いしたいこと。厚生労働省医政局は、都道府県からの報告を国税庁に情報提供するものとする。 ①～④ （略） ⑤ 医療法第30条の11第1項の規定に基づく都道府県知事の勧告にもかかわらず病院の開設、増床又は病床種別の変更が行われた場合 （８）特定医療法人が社会医療法人の認定を受けた場合の取扱い 特定医療法人が会計年度の中途において新たに社会医療法人の認定を受けた場合にあつては、当該会計年度開始の日から当該認定を受けた日の前日までの期間について租税特別措置法施行令第39条の25第5項及び租税特別措置法施行規則第22条の15第3項の規定に基づく特定医療法人の承認要件を満たす旨を説明する書類を当該認定を受けた日から3月以内に、納税地の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出しなければならないこと。 （後略） 第2～第3 （略）	特定医療法人又は特定医療法人の開設する医療機関について、次のような医療に関する法令等について重大な違反事実があった場合には、その事情を当職まで報告方お願いしたいこと。厚生労働省医政局は、都道府県からの報告を国税庁に情報提供するものとする。 ①～④ （略） ⑤ 医療法第30条の11の規定に基づく都道府県知事の勧告にもかかわらず病院の開設、増床又は病床種別の変更が行われた場合 （８）特定医療法人が社会医療法人の認定を受けた場合の取扱い 特定医療法人が会計年度の中途において新たに社会医療法人の認定を受けた場合にあつては、当該会計年度開始の日から当該認定を受けた日の前日までの期間について租税特別措置法施行令第39条の25第5項及び租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）第22条の15第3項の規定に基づく特定医療法人の承認要件を満たす旨を説明する書類を当該認定を受けた日から3月以内に、納税地の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出しなければならないこと。 （後略） 第2～第3 （略）
---	---

【 改 正 後 全 文 】

医政発第1009008号

平成15年10月9日

医政発0329第36号

平成31年3月29日

医政発0331第83号

令和7年3月31日

最終改正 医政発0331第41号

令和8年3月31日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

特定医療法人制度の改正について

所得税法等の一部を改正する法律（平成15年法律第8号）、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成15年政令第139号）、租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成15年財務省令第34号）及び租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準（平成15年厚生労働省告示第147号）において、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第67条の2第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人（以下「特定医療法人」という。）に係る改正が行われ、平成15年4月1日から施行されている。

今般の制度改正に伴う特定医療法人制度の新たな取扱いについては下記のとおりであるので、御了知の上、適切な対処及び御協力方お願いするとともに、貴管下関係機関等への周知方よろしく願います。

なお、本通知については、財務省主税局及び国税庁と協議済みであるので、念のため申し添える。

記

第1 改正の要点等

今般の特定医療法人に関する制度改正の概要は、次のとおりであること。

1 改正後の要件

改正後の要件は次のとおりとされたこと。なお、改正後の法令等の規定については、別添1を参照されたいこと。

(1) 厚生労働大臣の証明書の交付を受けること

その法人の事業及び医療施設が医療の普及及び向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものとして厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすものである旨の厚生労働大臣の証明書の交付を受けること。

(2) 役員等の構成

その法人の運営組織が適正であるとともに、その理事、監事、評議員その他これらの者に準ずるもの（以下「役員等」という。）のうち親族関係を有する者及びこれらと租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第39条の25第1項第2号イからハマまでに掲げる特殊な関係がある者（以下「親族等」という。）の数がそれぞれの役員等の数のうちに占める割合が、いずれも3分の1以下であること。

なお、運営組織の適正性を保つ見地から、役員等の数は、理事について6名以上及び監事について2名以上としていること並びに評議員の数について理事の数の2倍以上としていること。

(3) 役員等に対する特別の利益の供与

その設立者、役員等若しくは社員又はこれらの者の親族等に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと。

(4) 残余財産の帰属

その寄附行為又は定款において、その法人が解散した場合にその残余財産が国若しくは地方公共団体又は他の医療法人（財団たる医療法人又は社団たる医療法人で持分の定めがないものに限る。）に帰属する旨の定めがあること。

(5) 経理に関する基準

租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）第22条の15第1項に定めるところにより法人税法施行規則（昭和40年大蔵省令第12号）第53条から第59条までの規定に準じて帳簿書類を備え付けてこれにその取引を記録し、かつ、当該帳簿書類を保存していること。また、その支出した金銭でその費途が明らかでないものがあることその他の不適

正な経理が行われていないこと。

(6) 法令違反

その法人につき法令に違反する事実、その帳簿書類に取引の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装して記録又は記載をしている事実その他公益に反する事実がないこと。

また、(1) の厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準について、租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準（平成15年厚生労働省告示第147号）として、次のとおり定められた。

(i) その医療法人の事業について、次のいずれにも該当すること。

イ 次に掲げる収入金額の合計額が、医療保健業務に係る収入金額（g に掲げる収入金額を含むものとし、経常的なものに限る。以下同じ。）の100分の80を超えること。

※ 医療保健業務は、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の業務並びに法第42条各号に掲げる業務（医業その他これに類する業務、介護サービスに係る業務（e の保険給付に係る業務をいう。）及び障害福祉サービス等に係る業務（f の給付費の支給等に係る業務をいう。）に限る。）であり、「社会医療法人、特定医療法人及び認定医療法人の認定又は承認要件における医療保健業務について」（令和7年3月31日医政発 0331 第90号厚生労働省医政局長通知）において掲げる業務であること。

また、医療保健業務に係る収入金額は、次に掲げる事業収益の合計額をいう。

(a) 損益計算書の本来業務事業損益に係る事業収益の額

(b) 損益計算書の附帯業務事業損益に係る事業収益の額（医療保健業務に係るものに限る。）

なお、医療法人が採用する会計基準によっては、g に掲げる収入金額が事業外収益又は特別収益に計上されている場合がある。その場合は、

(a) 及び (b) の事業収益の額に当該 g に掲げる収入金額を加算した金額とする。

a 社会保険診療（租税特別措置法第26条第2項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。）に係る収入金額（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に係る患者の診療報酬（当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合又は当該診療報酬が医療保健業務に係る収入金額のおおむね100分の10以下

- の場合に限る。)を含む。)
- b 健康増進事業（健康増進法（平成14年法律第103号）第6条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第4条に規定する健康増進事業であつて、健康診査に係るものに限る。以下同じ。）に係る収入金額（当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準により計算されている場合に限る。）
 - c 予防接種法（昭和23年法律第68号）第2条第6項に規定する定期の予防接種等及び医療法施行規則第三十条の三十五の三第一項第二号ロ(3)の規定に基づき厚生労働大臣が定める予防接種（平成29年厚生労働省告示第314号）に定める予防接種に係る収入金額
 - d 助産（社会保険診療及び健康増進事業に係るものを除く。）に係る収入金額（1の分娩^{べん}に係る助産に係る収入金額が50万円を超えるときは、50万円を限度とする。）
 - e 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による保険給付に係る収入金額（租税特別措置法第26条第2項第4号に掲げるサービスに係る収入金額を除く。）
 - f 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第6条に規定する介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、特例計画相談支援給付費及び基準該当療養介護医療費の支給、同法第77条及び第78条に規定する地域生活支援事業並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の2に規定する障害児通所給付費及び特例障害児通所給付費、同法第24条の2に規定する障害児入所給付費、同法第24条の7に規定する特定入所障害児食費等給付費並びに同法第24条の25に規定する障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費の支給に係る収入金額
 - g 国又は地方公共団体が直接又は間接に交付する補助金その他相当の反対給付を伴わない給付金（固定資産の取得に充てるためのものを除く。）に係る収入金額及び国又は地方公共団体の委託又は再委託を受けて行う事業に係る収入金額（以下「補助金等に係る収入金額」という。）のうち、医療保健業務に係るもの

なお、「健康増進事業に係る収入金額」は、次に掲げる健康診査等に係る収入金額の合計額とする。

- (a) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 150 条第 1 項の規定により保険者が行う健康診査
 - (b) 船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）第 111 条第 1 項の規定により全国健康保険協会が行う健康診査
 - (c) 国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 82 条第 1 項の規定により保険者が行う健康診査
 - (d) 国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）第 98 条第 1 項の規定により国家公務員共済組合又は国家公務員共済組合連合会が行う健康診査
 - (e) 地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）第 112 条第 1 項の規定により地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会が行う健康診査
 - (f) 私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号）第 26 条第 1 項の規定により日本私立学校振興・共済事業団が行う健康診査
 - (g) 学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 5 条の規定により学校において実施される健康診断又は同法第 11 条の規定により市町村の教育委員会が行う健康診断
 - (h) 母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）第 12 条又は第 13 条の規定により市町村が行う健康診査
 - (i) 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 66 条各項の規定により事業者が行う健康診断若しくは労働者が受ける健康診断又は同法第 66 条の 2 の規定により労働者が自ら受ける健康診断
 - (j) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 20 条又は第 26 条の規定により保険者が行う特定健康診査及び第 125 条第 1 項の規定により後期高齢者医療広域連合が行う健康診査
- ロ 自費患者（社会保険診療に係る患者又は労働者災害補償保険法に係る患者以外の患者をいう。）に対し請求する金額（特定外国人患者請求額を除く。）が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算されること。
- ハ 特定外国人患者請求額が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算される金額から当該金額に 3 を乗じて得た金額までの範囲内であって地域における標準的な料金を超えないものであること。

なお、「特定外国人患者請求額」は「社会医療法人等が行う訪日外国人患者診療価格設定について（通知）」（令和 8 年 3 月 31 日付け医政発 0331 第 19 号厚生労働省医政局長通知）の定めるところにより算定した額であることの定めがされており、かつ、報酬の徴収が現にその定めに

従ってされているものであること。

※ 医療を目的として来日する外国人渡航者を積極的に受け入れることにより、特定医療法人制度の趣旨（その事業が医療の普及及び向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与し、かつ、公的に運営されるものであること）を妨げないよう、注意すること。

ニ 病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の業務に係る収入金額（補助金等に係る収入金額のうち当該業務に係るものを含むものとし、経常的なものに限る。）（損益計算書の本来業務事業損益に係る事業収益の額をいう。なお、医療法人が採用する会計基準によっては、補助金等に係る収入金額が事業外収益又は特別収益に計上されている場合があるが、その場合は事業収益の額に補助金等に係る収入金額のうち当該業務に係るものを加算した金額とする。）が、当該業務に係る費用の額（経常的なものに限る。）（損益計算書の本来業務事業損益に係る事業費用の額をいう。）に100分の150を乗じて得た額の範囲内であること。

ホ 役職員一人につき年間の給与総額（俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与の総額をいう。）が3,600万円を超えないこと。

なお、役職員の給与等に関する職務内容及び年齢による加減算については撤廃された。

（ii）その医療法人の医療施設が次のいずれにも該当すること。

イ その医療施設のうち一以上のものが、病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院をいう。）を開設する医療法人にあつては、a又はbに、診療所（医療法第1条の5第2項に規定する診療所をいう）のみを開設する医療法人にあつてはcに該当すること。

a 40人以上（専ら皮膚泌尿器科、眼科、整形外科、耳鼻いんこう科又は歯科の診療を行う病院にあつては、30人以上）の患者を入院させるための施設を有すること。

b 救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第2条第1項の規定に基づき、救急病院である旨を告示されていること。

c 救急病院等を定める省令第2条第1項の規定に基づき、救急診療所である旨を告示され、かつ、15人以上の患者を入院させるための施設を有すること。

ロ 各医療施設（病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院のことをいう。）ごとに、特別の療養環境に係る病床数（介護老人保健施設又

は介護医療院にあつては、特別な療養室に係る定員数)がその医療施設の有する病床数(介護老人保健施設又は介護医療院にあつては、定員数)の30%以下であること。

2 手続等

(1) 権限の移管等

特定医療法人の承認について、財務大臣から国税庁長官に移管され、特定医療法人の承認を受けようとする法人は、次の事項を記載した申請書を納税地の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出しなければならないこととされた。(別添2参照)

- ① 申請者の名称、納税地及び法人番号
- ② 代表者の氏名
- ③ その設立の年月日
- ④ 申請者が現に行っている事業の概要
- ⑤ その他参考となるべき事項

また、申請書には、次の書類を添付しなければならないこととされた。

イ その寄附行為又は定款の写し

ロ その申請時の直近に終了した事業年度に係る前記1(1)の厚生労働大臣の証明書

ハ 前記1(2)(3)(5)(6)の要件を満たす旨を説明する書類

なお、医療法人が、承認の取消しを受けた場合にはその取消しの日、承認に係る税率の適用の取りやめの届出書を提出した場合にはその届出書を提出した日のそれぞれの日の翌日から3年を経過した日以後でなければ、申請書を提出することができないこととされた。

国税庁が定める申請の様式、手続等については、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp/>)を参照するとともに、各国税局・税務署に問い合わせられたいこと。

(2) 承認申請時の証明書の添付

従前より、医療施設に関する基準に該当している旨等について都道府県において証明書の発行がなされていたところであるが、今般、承認の申請を行うに際して、前記1(1)の基準を満たす旨の厚生労働大臣の証明書の交付を受ける手続が必要とされたことに伴い、当該証明書については、地方厚生局において交付することとしているが、都道府県衛生主管部局におかれては、前記1(ii)イに該当している旨の証明等について、引き続き、御協力願いたいこと。また、承認手続の流れについては、別添2を参

照されたいこと。

(3) 各事業年度ごとの証明書の提出

各事業年度終了の日の翌日から3月以内に、当該事業年度において前記1(1)の基準を満たす旨の厚生労働大臣の証明書の交付を受けた上で、納税地の所轄の税務署を経由して国税庁に提出することとされたこと(当該事業年度終了の日において社会医療法人に該当する場合を除く。)。なお、当該証明書の交付手続については、前記(2)の承認申請時の手続に準じることとする。

また、証明書を提出する際に、前記1(2)(3)の要件を満たす旨を説明する書類を併せて提出しなければならないこととされた。

(4) 承認の取消し等

国税庁長官は、特定医療法人の承認を受けた法人について、前記1の承認を受けるための要件を満たさないこととなったと認められる場合には、その満たさないこととなったと認められる時までさかのぼってその承認を取り消すこととされた。なお、その満たさないこととなったと認められる時以後に終了したその医療法人の各事業年度の所得については、本制度は適用されない。

また、特定医療法人の承認を受けた法人は、その承認に係る税率の適用をやめようとする場合には、次の事項を記載した届出書を、納税地の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出しなければならないこととされた。なお、その届出書の提出があったときは、その提出の日以後に終了する各事業年度の所得については、本制度は適用されない。

- ① 届出をする医療法人の名称、納税地及び法人番号
- ② 代表者の氏名
- ③ 特定医療法人の承認を受けた日
- ④ 特定医療法人の承認に係る税率の適用をやめようとする理由
- ⑤ その他参考となるべき事項

(5) 定款又は寄附行為の事前審査

特定医療法人の承認に際して、各国税局における事前審査が終了次第、速やかに所要の定款又は寄附行為の変更認可を与える必要があることから、都道府県医療法人担当部局におかれては、各国税局における事前審査と並行して、特定医療法人の承認が得られた場合に必要となる定款又は寄附行為の変更について事前審査を行われるよう御協力願いたいこと(別添2参照)。

(6) 各地方厚生局・国税局からの照会への対応

各地方厚生局又は各国税局から都道府県衛生主管部局宛に、医療関係

法令の遵守状況その他承認手続等に必要な事項について照会があった場合の適切な対応及び御協力方お願いしたいこと。

(7) 医療関係法令等違反があった場合の対応

特定医療法人又は特定医療法人の開設する医療機関について、次のような医療に関する法令等について重大な違反事実があった場合には、その事情を当職まで報告方お願いしたいこと。厚生労働省医政局は、都道府県からの報告を国税庁に情報提供するものとする。

- ① 医療に関する法律に基づき特定医療法人又はその理事長が罰金刑以上の刑事処分を受けた場合
- ② 特定医療法人の開設する医療機関に対する医療監視の結果重大な不適合事項があり知事から改善勧告が行われたが是正されない場合
- ③ 特定医療法人の承認を受けているにも関わらず、定款に基金の規定がある場合、又は、毎会計年度終了後に提出される事業報告書等について、貸借対照表の純資産の部に基金が計上されている場合であって、医療法第64条第1項の命令が発せられた場合。
- ④ その他①、②及び③に相当する医療関係法令についての重大な違反事実があった場合
- ⑤ 医療法第30条の11第1項の規定に基づく都道府県知事の勧告にもかかわらず病院の開設、増床又は病床種別の変更が行われた場合

(8) 特定医療法人が社会医療法人の認定を受けた場合の取扱い

特定医療法人が会計年度の中途において新たに社会医療法人の認定を受けた場合にあっては、当該会計年度開始の日から当該認定を受けた日の前日までの期間について租税特別措置法施行令第39条の25第5項及び租税特別措置法施行規則第22条の15第3項の規定に基づく特定医療法人の承認要件を満たす旨を説明する書類を当該認定を受けた日から3月以内に、納税地の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出しなければならないこと。

なお、当該認定を受けた日から租税特別措置法第67条の2第1項の規定による法人税率の特例（19％）は適用されないことから、租税特別措置法施行令第39条の25第6項の規定に基づく特定医療法人の承認に係る税率の適用をやめるための届出書を当該認定を受けた日以後速やかに、納税地の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出するものとする。

第2 その他の留意事項

(1) モデル定款・寄附行為例の遵守

今般の制度改正に伴い、モデル定款・寄附行為例についても所要の改

正（医療法施行規則（平成１９年厚生労働省令第３９号）により、新たに設けられた基金制度について、特定医療法人は採用できないことに特に注意すること）を行い、別添３のとおりとしたので、引き続き、その遵守について適切に指導されたいこと。

（２）特定医療法人の承認の失効後の定款又は寄附行為変更の取扱い

特定医療法人であった医療法人から、特定医療法人ではなくなったことに関し、定款又は寄附行為の変更の認可の申請があった場合の審査に当たっては、当該法人に係る制度の趣旨にかんがみ、解散した場合のその残余財産について、国、地方公共団体又は他の財団たる医療法人又は社団たる医療法人で持分の定めがないものに帰属する旨の定款又は寄附行為における定めについては変更することを認めないよう取り扱われたいこと。

（３）税務上の取扱

特定医療法人に関する税務上の取扱いについては、国税庁から発出されている次の各通達等を参照されたいこと。

- ① 贈与税の非課税財産（公益を目的とする事業の用に供する財産に関する部分）及び公益法人に対して財産の贈与等があった場合の取扱いについて（昭和３９年６月９日直審（資）２４、直資７７）
- ② 租税特別措置法第４０条第１項後段の規定による譲渡所得等の非課税の取扱いについて（昭和５５年４月２３日直資２－１８１）
- ③ 法人税関係の申請、届出等の様式の制定について（平成１３年７月５日課法３－５７ほか１１課共同）
- ④ 出資持分の定めのある社団医療法人が特別医療法人に移行する場合の課税関係について（平成１７年４月２７日文書回答）

第３ 既存通知の廃止

「特定の医療法人に関する租税特別措置について」（昭和４０年２月１日付け医発第９９号厚生省医務局長通知）は廃止する。

別添 4

「法人税法施行規則第5条第5号ロ及び第6号並びに同規則第6条第3号ロ並びに第4号及び同条第7号の厚生労働大臣の証明について」
 （平成20年10月10日付医政発第1010005号厚生労働省医政局長通知）新旧対照表
 （傍線部分は改正部分）

改正後（新）	改正前（旧）
最終改正 医政発第1010005号 平成20年10月10日 医政発1225第17号 令和2年12月25日 医政発0331第101号 令和7年3月31日 医政発0331第41号 令和8年3月31日 各地方厚生局長 殿 厚生労働省医政局長 法人税法施行規則第5条第5号ロ及び第6号並びに同規則第6条第3号ロ、第4号 及び第7号の厚生労働大臣の証明について 法人税法施行規則（昭和40年大蔵省令第12号）第5条第5号ロ及び第 6号並びに同規則第6条第3号ロ、第4号及び第7号における厚生労働大臣 の証明に係る事務について、貴職におかれては別添資料を踏まえた適切な事 務の執行をお願いしたい。 【本件担当】 厚生労働省医政局総務課	最終改正 医政発第1010005号 平成20年10月10日 医政発1225第17号 令和2年12月25日 医政発0331第101号 令和7年3月31日 各地方厚生局長 殿 厚生労働省医政局長 法人税法施行規則第5条第6号並びに同規則第6条第4号 及び同条第7号の厚生労働大臣の証明について 法人税法施行規則（昭和40年大蔵省令第12号）第5条（新設）第6号 並びに同規則第6条（新設）第4号及び同条第7号における厚生労働大臣の 証明に係る事務について、貴職におかれては別添資料を踏まえた適切な事務 の執行をお願いしたい。 【本件担当】 厚生労働省医政局総務課

(別添)

I. 概要

法人税法施行令（昭和40年政令第97号。以下「令」という。）第5条第1項第29号ヲにおいて、一般社団法人のうち、いわゆるオープン病院事業を行う医師会や歯科医師会（以下「オープン病院事業法人」という。）で、一定の基準を満たしたものについて、また、同号ヨにおいて、一般社団法人及び一般財団法人のうち、無料低額な診療を行う病院事業を行う法人（以下「福祉病院事業法人」という。）で、一定の基準を満たしたものについて、その法人が行う医療保健業は収益事業の範囲から除外されることとされている（参考法令①、注1）。

これらの除外措置の適用に際しては、法人税法施行規則（以下「規則」という。）第5条第6号、第6条第4号及び第7号において、基準を満たしていることについて、厚生労働大臣の証明が必要とされており（参考法令②、注2）、その具体的内容を示す厚生労働省告示（「法人税法施行規則第5条第6号に規定する厚生労働大臣の定める基準（平成20年厚生労働省告示第297号）」「法人税法施行規則第6条第7号に規定する厚生労働大臣の定める基準（平成20年厚生労働省告示第298号）」）が告示されている（参考法令④）。また、訪日外国人患者（医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第30条の35の3第1項第2号ニ（社会医療法人の認定要件）に規定する特定外国人患者をいう。（参考法令③）以下同じ。）に対して請求できる診療費は、規則第5条第5号ロ及び第6条第3号ロにおいて、基準を満たしていることについて、厚生労働大臣の証明が必要とされている。（注3）

本通知は、これらについての様式、法令に記載されている事柄以外の注

(別添)

I. 概要

法人税法施行令（昭和40年政令第97号。以下「令」という。）第5条第1項第29号ヲにおいて、一般社団法人のうち、いわゆるオープン病院事業を行う医師会や歯科医師会（以下「オープン病院事業法人」という。）で、一定の基準を満たしたものについて、また、同号ヨにおいて、一般社団法人及び一般財団法人のうち、無料低額な診療を行う病院事業を行う法人（以下「福祉病院事業法人」という。）で、一定の基準を満たしたものについて、その法人が行う医療保健業は収益事業の範囲から除外されることとされている（参考法令①、注1）。

これらの除外措置の適用に際しては、法人税法施行規則（以下「規則」という。）第5条第6号、第6条第4号及び第7号において、基準を満たしていることについて、厚生労働大臣の証明が必要とされており（参考法令②、注2）、その具体的内容を示す厚生労働省告示（「法人税法施行規則第5条第6号に規定する厚生労働大臣の定める基準（平成20年厚生労働省告示第297号）」「法人税法施行規則第6条第7号に規定する厚生労働大臣の定める基準（平成20年厚生労働省告示第298号）」）が告示されている（参考法令③）。（新設）

本通知は、これらについての様式、法令に記載されている事柄以外の注

意点等を示すものである。

なお、上記のとおり訪日外国人患者に対して請求できる診療費の上限が一部緩和された一方で、医療を目的として来日する外国人渡航者を積極的に受け入れることにより、オープン病院事業法人及び福祉病院事業法人制度の主旨を妨げ、地域で必要な医療の提供に支障を来さないよう、注意すること。

(注１)・(注２) (略)

(注３) 訪日外国人患者診療価格を別に設定する場合、公益社団法人においても各地方厚生（支）局による証明が必要である点に留意すること。

Ⅱ．証明書発行に関する手続きの流れ

(略)

Ⅲ．オープン病院事業法人

- ・ 税制措置を受けようとする年度の書類を法人から各地方厚生局長宛に提出を受け、基準を満たすものと判断した場合、証明書を発行する。
- ・ 書類等は、特に記載が無ければ写しで可とする。

1. 訪日外国人患者診療価格（規則第５条第５号ロ）

訪日外国人患者から受ける診療報酬の額（健康保険法基準額（健康保険法第 76 条第 2 項（療養の給付に関する費用）の規定により算定される額、同法第 85 条第 2 項（入院時食事療養費）に規定する基準により算定された同項の費用の額及び同法第 85 条の 2 第 2 項（入院時生活療養費）に規定する基準により算定された同項の費用の額をいう。以下同じ。）の算定の対象となる給付に係るものに限る。）が、健康保険法基準額に 3 を乗じて得た額以下の額であって地域における標準的な料金を超えないもの。
なお、この要件の詳細及び手続に関する事務については「社会医療法人等

意点等を示すものである。

（新設）

(注１)・(注２) (略)

（新設）

Ⅱ．証明書発行に関する手続きの流れ

(略)

Ⅲ．オープン病院事業法人

- ・ 税制措置を受けようとする年度の書類を法人から各地方厚生局長宛に提出を受け、基準を満たすものと判断した場合、証明書を発行する。
- ・ 書類等は、特に記載が無ければ写しで可とする。

（新設）

<u>が行う訪日外国人患者診療価格設定について（通知）」（令和 8 年 3 月 31 日付け医政発 0331 第 19 号厚生労働省医政局長通知）に基づき対応すること。</u> <u>2.</u>（略） <u>3.</u>（略） 様式 1—1 令和 年 月 日 厚生労働大臣 殿 （法人の主たる事務所の所在地） （法人名） （法人の長） 証明申請書 <u>法人税法施行規則第 5 条第 5 条第 5 号ロ及び第 6 号の基準に該当することにつき貴殿の証明を求めます。</u> （別紙） <u>1. 訪日外国人患者診療価格</u> <u>健康保険法基準額（健康保険法第 76 条第 2 項（療養の給付に関する費用）の規定により算定される額、同法第 85 条第 2 項（入院時食事療養費）</u>	<u>1.</u>（略） <u>2.</u>（略） 様式 1—1 令和 年 月 日 厚生労働大臣 殿 （法人の主たる事務所の所在地） （法人名） （法人の長） 証明申請書 <u>法人税法施行規則第 5 条第 6 号の基準に該当することにつき貴殿の証明を求めます。</u> （別紙） （新設）
--	---

に規定する基準により算定された同項の費用の額及び同法第 85 条の 2 第 2 項（入院時生活療養費）に規定する基準により算定された同項の費用の額をいう。）に 3 を乗じて得た額以下の額であって地域における標準的な料金を超えないものであるか否か、いずれか該当する項目欄の□にチェックすること。

※ 訪日外国人患者診療価格を設定する場合に該当する項目欄の□にチェックすること。

☐ 超えない額である

☐ 超えない額でない

添付資料

「社会医療法人等が行う訪日外国人患者診療価格設定について（通知）」を参照すること。

2. 収入要件・事業等要件一覧表

3. ～ 1 1. （略）

様式 1－2

令和 年 月 日

（法人の長） 殿

厚生労働大臣 印

法人税法施行規則第 5 条第 5 号口及び第 6 号の証明

貴法人が、法人税法施行規則（昭和 4 0 年大蔵省令第 1 2 号）第 5 条第 5 号口及び第 6 号に規定する基準に該当することを証明します。

IV. 福祉病院事業法人

- ・ 税制措置を受けようとする年度の書類を法人から各地方厚生局長宛に提出を受け、基準を満たすものと判断した場合、証明書を発行する。
- ・ 書類等は、特に記載が無ければ写しで可とする。

1. 要件一覧表

2. ～ 1 0. （略）

様式 1－2

令和 年 月 日

（法人の長） 殿

厚生労働大臣 印

法人税法施行規則第 5 条第 6 号の証明

貴法人が、法人税法施行規則（昭和 4 0 年大蔵省令第 1 2 号）第 5 条第 6 号に規定する基準に該当することを証明します。

IV. 福祉病院事業法人

- ・ 税制措置を受けようとする年度の書類を法人から各地方厚生局長宛に提出を受け、基準を満たすものと判断した場合、証明書を発行する。
- ・ 書類等は、特に記載が無ければ写しで可とする。

1. 訪日外国人患者診療価格（規則第6条第3号ロ）

訪日外国人患者から受ける診療報酬の額（健康保険法基準額の算定の対象となる給付に係るものに限る。）が、健康保険法基準額に3を乗じて得た額以下の額であって地域における標準的な料金を超えないもの。

なお、この要件の詳細及び手続に関する事務については「社会医療法人等が行う訪日外国人患者診療価格設定について（通知）」に基づき対応すること。

2. 事業等要件（規則第6条第4号）

・次のいずれかに該当すること。

{（イからハのいずれかに該当）かつ（二に該当）
（ホに該当）
（略）

3. （略）

厚生労働大臣 殿

（法人の主たる事務所の所在地）
（法人名）
（法人の長）

証明申請書

法人税法施行規則第6条第3号ロ及び第4号並びに第7号の基準に該当す

次のいずれかに該当すること。

{（イ又はロ又はハに該当）かつ（二に該当）
（ホに該当）

1. 事業等要件（規則第6条第4号）
（略）

2. （略）

厚生労働大臣 殿

（法人の主たる事務所の所在地）
（法人名）
（法人の長）

証明申請書

法人税法施行規則第6条第4号及び第7号の基準に該当することにつき貴殿の証明を求めます。

様式2—1

令和 年 月 日

様式2—1

令和 年 月 日

ることにつき貴殿の証明を求めます。

(別紙)

1. 訪日外国人患者診療価格

健康保険法基準額（健康保険法第 76 条第 2 項（療養の給付に関する費用）の規定により算定される額、同法第 85 条第 2 項（入院時食事療養費）に規定する基準により算定された同項の費用の額及び同法第 85 条の 2 第 2 項（入院時生活療養費）に規定する基準により算定された同項の費用の額をいう。）に 3 を乗じて得た額以下の額であって地域における標準的な料金を超えないものであるか否か、いずれか該当する項目欄の□にチェックすること。

※ 訪日外国人患者診療価格を設定する場合に該当する項目欄の□にチェックすること。

☐ 超えない額である

☐ 超えない額でない

添付資料

「社会医療法人等が行う訪日外国人患者診療価格設定について（通知）」を参照すること。

2. 事業等要件一覧表

3. ～ 8. （略）

様式 2 - 2

令和 年 月 日

(法人の長) 殿

厚生労働大臣 印

法人税法施行規則第 6 条第 3 号口及び第 6 条第 4 号並びに第 7 号の証明

貴法人が、法人税法施行規則（昭和 4 0 年大蔵省令第 1 2 号）第 6 条第 3 号口及び第 4 号並びに第 7 号に規定する基準に該当することを証明します。

(別紙)

(新設)

1. 要件一覧表

2. ～ 7. （略）

様式 2 - 2

令和 年 月 日

(法人の長) 殿

厚生労働大臣 印

法人税法施行規則第 6 条第 4 号及び第 7 号の証明

貴法人が、法人税法施行規則（昭和 4 0 年大蔵省令第 1 2 号）第 6 条第 4 号及び第 7 号に規定する基準に該当することを証明します。

--	--

医政発第1010005号
平成20年10月10日
医政発1225第17号
令和2年12月25日
医政発0331第101号
令和7年3月31日
最終改正 医政発0331第41号
令和8年3月31日

各地方厚生局長 殿

厚生労働省医政局長

法人税法施行規則第5条第5号ロ及び第6号並びに同規則第6条第3号ロ、第4号
及び第7号の厚生労働大臣の証明について

法人税法施行規則（昭和40年大蔵省令第12号）第5条第5号ロ及び第6号並びに同
規則第6条第3号ロ、第4号及び第7号における厚生労働大臣の証明に係る事務につい
て、貴職におかれては別添資料を踏まえた適切な事務の執行をお願いしたい。

【本件担当】

厚生労働省医政局総務課

I. 概要

法人税法施行令（昭和40年政令第97号。以下「令」という。）第5条第1項第29号ヲにおいて、一般社団法人のうち、いわゆるオープン病院事業を行う医師会や歯科医師会（以下、「オープン病院事業法人」という。）で、一定の基準を満たしたものについて、また、同号ヨにおいて、一般社団法人及び一般財団法人のうち、無料低額な診療を行う病院事業を行う法人（以下、「福祉病院事業法人」という。）で、一定の基準を満たしたものについて、その法人が行う医療保健業は収益事業の範囲から除外されることとされている（参考法令①、注1）。

これらの除外措置の適用に際しては、法人税法施行規則（以下「規則」という。）第5条第6号並びに第6条第4号及び第7号において、基準を満たしていることについて、厚生労働大臣の証明が必要とされており（参考法令②、注2）、その具体的内容を示す厚生労働省告示（「法人税法施行規則第5条第6号に規定する厚生労働大臣の定める基準（平成20年厚生労働省告示第297号）」

「法人税法施行規則第6条第7号に規定する厚生労働大臣の定める基準（平成20年厚生労働省告示第298号）」が告示されている（参考法令④）。また、訪日外国人患者（医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第30条の35の3第1項第2号ニ（社会医療法人の認定要件）に規定する特定外国人患者をいう。（参考法令③）以下同じ。）に対して請求できる診療費は、規則第5条第5号ロ及び第6条第3号ロにおいて、基準を満たしていることについて、厚生労働大臣の証明が必要とされている。（注3）

本通知は、これらについての様式、法令に記載されている事柄以外の注意点等を示すものである。なお、上記のとおり訪日外国人患者に対して請求できる診療費の上限が一部緩和された一方で、医療を目的として来日する外国人渡航者を積極的に受け入れることにより、オープン病院事業法人及び福祉病院事業法人制度の趣旨を妨げ、地域で必要な医療の提供に支障を来さないよう、注意すること。

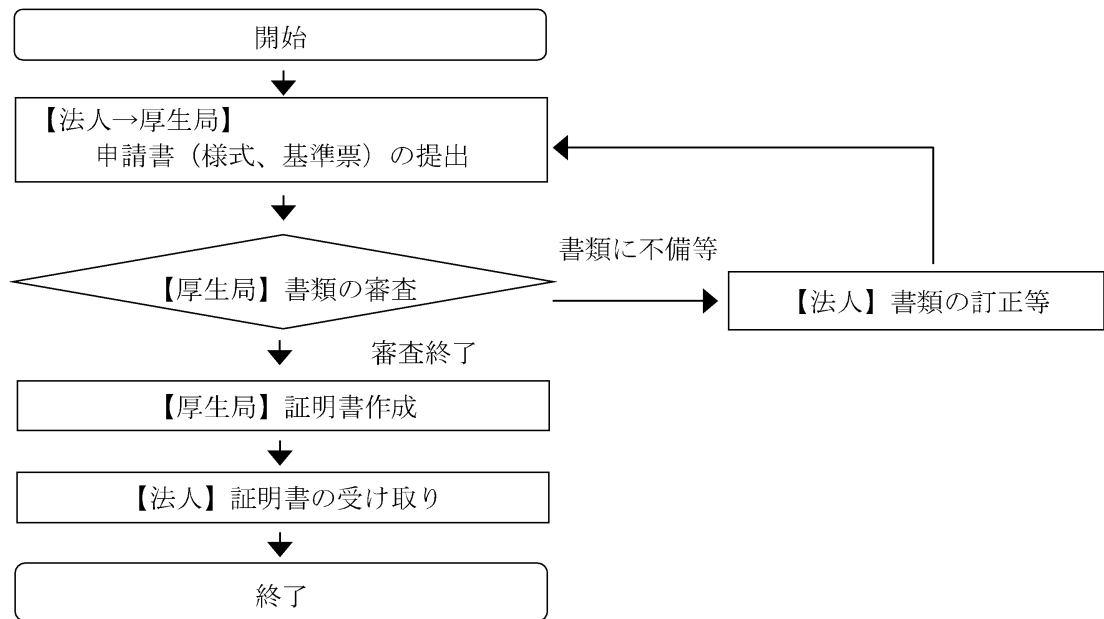
（注1）本除外措置の適用は、収益事業課税が適用される法人税法（昭和40年法律第34号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する公益法人等（非営利型の一般社団・財団法人等）に限られるため、同条第9号に規定する普通法人に該当するものについてその適用はないことに留意すること。

（注2）規則第5条第6号及び第6条第7号の証明の対象は、法第2条第9号の2に規定する非営利型法人に限ることに留意すること。

（注3）訪日外国人患者診療価格を別に設定する場合、公益社団法人立においても各地方厚生（支）局による証明が必要である点に留意すること。

Ⅱ. 証明書発行に関する手続きの流れ

オープン病院事業法人、福祉病院事業法人のどちらも手続きの流れは下図のとおり。



Ⅲ. オープン病院事業法人

- ・税制措置を受けようとする年度の書類を法人から各地方厚生局長宛に提出を受け、基準を満たすものと判断した場合、証明書を発行する。
- ・書類等は、特に記載が無ければ写しで可とする。

1. 訪日外国人患者診療価格（規則第5条第5号ロ）

訪日外国人患者から受ける診療報酬の額（健康保険法基準額（健康保険法第76条第2項（療養の給付に関する費用）の規定により算定される額、同法第85条第2項（入院時食事療養費）に規定する基準により算定された同項の費用の額及び同法第85条の2第2項（入院時生活療養費）に規定する基準により算定された同項の費用の額をいう。以下同じ。）の算定の対象となる給付に係るものに限る。）が、健康保険法基準額に3を乗じて得た額以下の額であって地域における標準的な料金を超えないもの。

なお、この要件の詳細及び手続に関する事務については「社会医療法人等が行う訪日外国人患者診療価格設定について（通知）」（令和8年3月31日付け医政発 0331 第19号厚生労働省医政局長通知）に基づき対応すること。

2. 収入要件（告示（第297号）第1号）

（全体）

- ・総括表の
$$\frac{\textcircled{1}+\textcircled{2}+\textcircled{3}+\textcircled{4}+\textcircled{5}+\textcircled{6}+\textcircled{7}+\textcircled{8}+\textcircled{9}}{\textcircled{10}}$$
が6割を超えること。

①社会保険診療に係る収入金額

- ・社会保険診療関係の収入額を記載する。

②労働者災害補償保険法に係る患者の診療報酬

- ・おおむね⑩×0.1≧②が成立すること。
- ・当該医療機関の診療報酬規程等を確認すること。

③自動車損害賠償保障法に係る患者の診療報酬

- ・おおむね⑩×0.1≧③が成立すること。
- ・当該医療機関の診療報酬規程等を確認すること。

④公害健康被害の補償等に関する法律に係る患者の診療報酬

- ・おおむね⑩×0.1≧④が成立すること。
- ・当該医療機関の診療報酬規程等を確認すること。

⑤健康増進法第6条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第4条に規定する健康増進事業（健康診査に係るものに限る。）に係る収入金額

- ・健康診査に係るものに限る。
- ・診療報酬規程等を確認すること。

⑥健康増進法以外の法令に規定する健康診査に係る収入金額

- ・診療報酬規程等を確認すること。

⑦臨床検査を行う者の利用に供することにより得られた収入金額

- ・臨床検査センターでの収入を記載する。

⑧助産に係る収入金額

- ・総括表の分娩費用の額（⑧）がA又はCの金額のうちいずれか低い方の金額（D）と一致すること。

⑨2号ロに掲げる基準に関する事業、国又は地方公共団体が直接又は間接に交付する補助金その他相当の反対給付を伴わない給付金（固定資産の取得に充てるためのものを除く。）に係る収入金額及び国又は地方公共団体の委託又は再委託を受けて行う事業に係る収入金額（以下「補助金等に係る収入金額」という。）のうち、医療保健業務に係るもの

⑩当該法人の医療保健業務に係る収入金額（⑨に掲げる収入金額を含むものとし、経常的なものに限る。）

※1 医療保健業務に係る収入金額には、以下に掲げるもの等は含まれないことに留意すること

- ・当該法人が開設又は運営する保健師養成所、助産師養成所、看護師養成所又は准看護師養成所に係る事業に係る収入及び当該法人の構成員の相互扶助を目的として共済を図る事業に係るもの
- ・会費、入会金、特別収入（寄附金収入、固定資産売却益、受取利息など）

※2 医療保健業務は、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の業務並びにこれらに附随する業務（医業その他これに類する業務、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第30条の35の3第1項第2号ロ（5）に規定する介護サービスに係る業務及び同号ロ（6）に規定する障害福祉サービス等に係る業務に限る。）であり、「社会医療法人、特定医療法人及び認定医療法人の認定又は承認要件における医療保健業務について」（令和7年3月31日医政発0331第90号厚生労働省医政局長通知）を適宜参照すること

また、医療保健業務に係る収入金額は、活動計算書（正味財産増減計算書）においては経

常収益の額（医療保健業務に係るものに限る。）、損益計算書においては事業収益の額（医療保健業務に係るものに限る。）をいう。

3. 事業等要件（告示（第297号）第2号）

- ・《イに該当》又は《医師会で、ロ（1）～（6）の内2つ以上に該当》又は《歯科医師会で、ハ（1）～（5）の内2つ以上に該当》することが必要となる。

イ. 地域医療支援病院の開設者であること。

- ・地域医療支援病院であることの都道府県知事の承認書を確認。

ロ（1）学校医の相当数が医師会の会員である医師であること。

- ・法人と自治体との学校医に関する契約書等を確認。
- ・相当数とは、当該医師会の活動範囲における学校医の延べ人数のおおむね5割とする。

ロ（2）救急医療を提供すること。

- ・救急病院等を定める省令（昭和39年2月20日厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院又は救急診療所と認定され、その名称及び所在地並びに当該認定が効力を有する期限が、都道府県知事によって告示されていることまたは在宅当番医制の運営受託など救急医療対策事業を実施していることを確認。

ロ（3）予防接種を実施していること。

- ・当該予防接種を行う医師の氏名及び予防接種を行う主たる場所が、市町村長又は都道府県知事によって公告されていることを確認。

ロ（4）特定健康診査・特定保健指導について保険者から委託を受けていること。

- ・保険者との間に締結した委託契約書にて確認

ロ（5）地域産業保健センター事業を実施していること。

- ・法人と各都道府県労働局との間に締結した事業委託契約書にて確認

ロ（6）へき地において、巡回診療又は健康診査を実施していること。

- ・無医地区、準無医地区及びへき地診療所が開設されている等、へき地保健医療対策が実施されている地域において巡回診療又は健康診査を実施する際の開設許可申請書等にて確認

ハ（1）休日に診療を行っていること。

- ・以下のいずれかの方法により確認すること。

①法人と自治体との休日診療に関する契約書等を確認すること。

②当該病院または診療所が休日に診療を行っていることを確認できる書類（前年度の実績等）を確認すること。

なお、当該病院または診療所が、もっぱら休日（日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日及び12月29日、12月30日、12月31日、1月2日並びに1月3日）を表示する診療時間とする場合にあっては、本項に該当するものであること。

ハ（2）夜間に診療を行っていること。

・以下の何れかの方法により確認すること。

①法人と自治体との夜間診療に関する契約書等を確認すること。

②当該病院または診療所が夜間に診療を行っていることを確認できる書類（前年度の実績等）を確認すること。

ハ（３）障害者に対する診療を行っていること。

・以下の何れかの方法により確認すること。

①法人と自治体との障害者に対する診療に関する契約書等を確認すること。

②当該病院または診療所が障害者に対する診療を行っていることを確認できる書類（前年度の実績等）を確認すること。

ハ（４）往診及び巡回診療を行っていること。

・以下の何れかの方法により確認すること。

①法人と自治体との往診及び巡回診療に関する契約書等を確認すること。

②当該病院または診療所が往診及び巡回診療に関する診療を行っていることを確認できる書類（前年度の実績等）を確認すること。

なお、「当該病院又は診療所に属する歯科医師」とあるのは、いわゆる当番制で往診及び巡回診療を行う歯科医師を含むものであること。

ハ（５）保健指導又は健康診査のうち、歯科保健に関するものを行っていること。

法人と自治体との保健指導又は健康診査に関する契約書等を確認すること。

なお、「当該病院又は診療所に属する歯科医師」とあるのは、いわゆる当番制で保健指導又は健康診査を行う歯科医師を含むものであること。

令和 年 月 日

厚生労働大臣 殿

(法人の主たる事務所の所在地)

(法人名)

(法人の長)

証明申請書

法人税法施行規則第5条第5号ロ及び第6号の基準に該当することにつき貴殿の証明を求めます。

(別紙)

1. 訪日外国人患者診療価格

健康保険法基準額（健康保険法第76条第2項（療養の給付に関する費用）の規定により算定される額、同法第85条第2項（入院時食事療養費）に規定する基準により算定された同項の費用の額及び同法第85条の2第2項（入院時生活療養費）に規定する基準により算定された同項の費用の額をいう。）に3を乗じて得た額以下の額であって地域における標準的な料金を超えないものであるか否か、いずれか該当する項目欄の□にチェックすること。

※ 訪日外国人患者診療価格を設定する場合に該当する項目欄の□にチェックすること。

☐ 超えない額である

☐ 超えない額でない

添付資料

「社会医療法人等が行う訪日外国人患者診療価格設定について（通知）」を参照すること。

2. 収入要件・事業等要件一覧表

イ	ロ						ハ				
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)

3. 医療保健業務に係る収入金額の明細

項目	収入金額（円）	構成割合（％）
①社会保険診療		
②労災保険診療		
③自賠責		
④公害		
⑤健康増進		
⑥それ以外の健康診査		
⑦臨床検査		
⑧助産		
⑨補助金等		
(①～⑨の合計)		
⑩計		100

4. 労働者災害補償保険法に係る患者の診療報酬

②に係る患者の診療報酬が社会保険診療に準ずる額か否か、いずれか該当する項目欄の□にチェックすること。

- ☐ 準ずる額
☐ 準じない額

5. 自動車損害賠償保障法に係る患者の診療報酬

③に係る患者の診療報酬が社会保険診療に準ずる額か否か、いずれか該当する項目欄の□にチェックすること。

- ☐ 準ずる額
☐ 準じない額

6. 公害健康被害の補償等に関する法律に係る患者の診療報酬

④に係る患者の診療報酬が社会保険診療に準ずる額か否か、いずれか該当する項目欄の□にチェックすること。

- ☐ 準ずる額
☐ 準じない額

7. 健康増進法第6条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第4条に規定する健康増進事業（健康診査に係るものに限る。）に係る収入金額

⑤に係る患者の診療報酬が社会保険診療と同一の基準またはそれ以下により計算するか否か、いずれか該当する項目欄の□にチェックすること。

- ☐ 同一の基準による
☐ 同一の基準によらない

8. 健康増進法以外の法令に規定する健康診査に係る収入金額

⑥に係る患者の診療報酬が社会保険診療と同一の基準またはそれ以下により計算するか否か、いずれか該当する項目欄の□にチェックすること。

- ☐ 同一の基準による
☐ 同一の基準によらない

9. 臨床検査を行う者の利用に供することにより得られた収入金額

	施 設 名	収入金額（円）
	合 計	

１０．助産にかかる収入金額

	項 目	値
A	自由診療のうち助産にかかる収入（社会保険診療及び健康増進事業に係るものを除く）	円
B	分娩件数	件
C	$B \times 50$ 万円	円
D	A又はCの金額のうち、いずれか低い方の金額	円

１１．「次号ロ（１）及び（４）に掲げる基準に関する事業並びに補助金等に係る収入金額のうち、医療保健業務に係るもの」

	事 業 名	収入金額（円）
	ロ（１）学校医	
	ロ（４）特定健診特定保健指導	
	合 計	

様式 1－2

令和 年 月 日

(法人の長) 殿

厚生労働大臣 印

法人税法施行規則第 5 条第 5 号ロ及び第 6 号の証明

貴法人が、法人税法施行規則（昭和 4 0 年大蔵省令第 1 2 号）第 5 条第 5 号ロ及び第 6 号に規定する基準に該当することを証明します。

IV. 福祉病院事業法人

- ・税制措置を受けようとする年度の書類を法人から各地方厚生局長宛に提出を受け、基準を満たすものと判断した場合、証明書を発行する。
- ・書類等は、特に記載が無ければ写しで可とする。

1. 訪日外国人患者診療価格（規則第6条第3号ロ）

訪日外国人患者から受ける診療報酬の額（健康保険法基準額の算定の対象となる給付に係るものに限る。）が、健康保険法基準額に3を乗じて得た額以下の額であって地域における標準的な料金を超えないもの。

なお、この要件の詳細及び手続に関する事務については「社会医療法人等が行う訪日外国人患者診療価格設定について（通知）」に基づき対応すること。

2. 事業等要件（規則第6条第4号）

- ・次のいずれかに該当すること。
 - （イからハのいずれかに該当）かつ（ニに該当）
 - （ホに該当）

イ. 地域医療支援病院の施設の基準

- ・地域医療支援病院である場合は、都道府県知事の承認書の写しを確認する。
- ・地域医療支援病院ではない場合は、①～⑦は、当該施設を図示した病院の配置図及び平面図、⑧は当該自動車の写真及び車検証を確認する。
 - ①集中治療室
 - ②化学、細菌及び病理の検査施設
 - ③病理解剖室
 - ④研究室
 - ⑤講義室
 - ⑥図書室
 - ⑦医薬品情報管理室
 - ⑧救急用又は患者輸送用自動車

ロ. 実地修練、臨床研修

- ①から③のいずれかに該当すること。
 - ①大学の医学部又は大学附置の研究所の附属施設である病院
→附属病院であることを確認する。
 - ②医師法施行規則第11条における厚生労働大臣の指定した病院
→厚生労働大臣の指定書の写しを確認する。
 - ③臨床研修病院としての指定を受けている病院
→厚生労働大臣の指定書の写しを確認する。

ハ. 保健師養成所等、医師等の再教育

次のどちらかに該当すること

- ①保健師、助産師、看護師（准看護師を含む。）、診療放射線技師、歯科衛生士、歯科技工士、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士又は視能訓練士の養成所を有すること。
→「厚生労働大臣又は都道府県知事による養成所の指定書」を確認する。

- ②大学の教職の経験若しくは担当診療科に関し5年以上の経験を有する医師又は歯科医師を指導

- 医として、常時３人以上の医師又は歯科医師の再教育を行っていること。
→「診療科毎の指導医の名簿及び各指導医の医師免許の写し及び略歴書」及び「当該年度中に再教育を受けた医師及び歯科医師の名簿」を確認する。

二. 生活保護法の医療扶助

- ・ $\frac{A+B}{C}$ が 10 % 以上であること。

- A. 生活保護法第 15 条又は第 16 条に規定する扶助に係る診療を受けた患者数
- B. 無料又は診療報酬（入院時食事療養費を含む。）を 10 % 以上減額した患者数
- C. 患者総数

※ 患者数はすべて延べ数とする。

- ・ 必要書類

- ①「法人の診療報酬について規定した書類」、②「申請に係る年度中における A～C の実績数」

ホ. 社会福祉法上の無料又は低額な料金による診療事業

- ・ $\frac{A+B}{C}$ が 10 % 以上であること。

- A. 生活保護法第 15 条又は第 16 条に規定する扶助に係る診療を受けた患者数
- B. 無料又は診療報酬（入院時食事療養費を含む。）を 10 % 以上減額した患者数
- C. 患者総数

※ 患者数はすべて延べ数とする。

- ・ 必要書類

- ①「社会福祉法第 69 条第 1 項に基づく都道府県知事への届出書」、②「申請に係る年度中における A～C の実績数を記載した書類」

3. 収入要件（規則第 6 条第 7 号、告示第 298 号）

（１）全体

- ・ 総括表の $\frac{\textcircled{1}+\textcircled{2}+\textcircled{3}+\textcircled{4}}{\textcircled{5}}$ が 8 割を超えること。

① 社会保険診療に係る収入金額。

- ・ 社会保険診療関係の収入額を記載する。

② 労働者災害補償保険法に係る患者の診療報酬

- ・ おおむね $\textcircled{5} \times 0.1 \geq \textcircled{2}$ が成立すること。
- ・ 当該医療機関の診療報酬規程を確認すること。

③ 健康増進法第 6 条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第 4 条に規定する健康増進事業（健康診査に係るものに限る。）に係る収入金額

- ・ 健康診査に係るものに限る。
- ・ 診療報酬規程を確認すること。

- ④ 国又は地方公共団体が直接又は間接に交付する補助金その他相当の反対給付を伴わない給付金（固定資産の取得に充てるためのものを除く）に係る収入金額及び国又は地方公共団体の委託又は再委託を受けて行う事業に係る収入金額（以下「補助金等に係る収入金額」という。）のうち、医療保健業務に係るもの
- ⑤ 医療保健業務に係る収入金額（④に掲げる収入金額を含み、経常的なものに限る。）
- ・医療保健業務は、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の業務並びにこれらに附帯する業務（医業その他これに類する業務、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第30条の35の3第1項第2号ロ（5）に規定する介護サービスに係る業務及び同号ロ（6）に規定する障害福祉サービス等に係る業務に限る。）であり、「社会医療法人、特定医療法人及び認定医療法人の認定又は承認要件における医療保健業務について」（令和7年3月31日医政発0331第90号厚生労働省医政局長通知）を適宜参照すること。
 - ・また、医療保健業務に係る収入金額は、活動計算書（正味財産増減計算書）においては経常収益の額（医療保健業務に係るものに限る。）、損益計算書においては事業収益の額（医療保健業務に係るものに限る。）をいう。

令和 年 月 日

厚生労働大臣 殿

(法人の主たる事務所の所在地)

(法人名)

(法人の長)

証明申請書

法人税法施行規則第 6 条第 3 号ロ及び第 4 号並びに第 7 号の基準に該当することにつき貴殿の証明を求めます。

(別紙)

1. 訪日外国人患者診療価格

健康保険法基準額（健康保険法第76条第2項（療養の給付に関する費用）の規定により算定される額、同法第85条第2項（入院時食事療養費）に規定する基準により算定された同項の費用の額及び同法第85条の2第2項（入院時生活療養費）に規定する基準により算定された同項の費用の額をいう。）に3を乗じて得た額以下の額であって地域における標準的な料金を超えないものであるか否か、いずれか該当する項目欄の□にチェックすること。

※ 訪日外国人患者診療価格を設定する場合に該当する項目欄の□にチェックすること。

☐ 超えない額である

☐ 超えない額でない

添付資料

「社会医療法人等が行う訪日外国人患者診療価格設定について（通知）」を参照すること。

2. 事業等要件一覧表

イ	ロ	ハ	ニ	ホ

3. □（実地修練、臨床研修）

チェック欄	該 当 病 院
	①大学の医学部又は大学附置の研究所の附属施設である病院
	②医師法施行規則第11条における厚生労働大臣の指定した病院
	③臨床研修病院としての指定を受けている病院

4. ニ（生活保護法の医療扶助）

項 目	内 容
算定期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
A（生活保護法第15条又は第16条に規定する扶助に係る診療を受けた患者数）	人
B（無料又は診療報酬（入院時食事療養費を含む。）を10%以上減額した患者数）	人
C（患者総数）	人
実施率（ $\frac{A+B}{C}$ ）	%

②について、

1. 「実施率」欄は、AとBの和をCで除した数に100を乗じて小数点以下第1位（第2位以下は切り捨て）まで記入すること。
2. 患者数は全て延べ数。
3. 複数の医療機関を有する場合、「医療機関毎の患者数」を作成の上、そのA～Cそれぞれの合計欄の数を本表A～Cに記入すること。
4. 算定期間は非課税措置の適用を受ける年度を記載すること。

二 別表（医療機関毎の患者数）

医療機関名	A（生活保護法第15条又は第16条に規定する扶助に係る診療を受けた患者数）	B（無料又は診療報酬（入院時食事療養費を含む。）を10%以上減額した患者数）	C（患者総数）
	人	人	人
	人	人	人
	人	人	人
	人	人	人
	人	人	人
	人	人	人
計	人	人	人

5. ホ 社会福祉法上の無料又は低額な料金による診療事業

項 目	内 容
算定期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
A（生活保護法第15条又は第16条に規定する扶助に係る診療を受けた患者数）	人
B（無料又は診療報酬（入院時食事療養費を含む。）を10%以上減額した患者数）	人
C（患者総数）	人
実施率（ $\frac{A+B}{C}$ ）	%

1. 「実施率」欄は、AとBの和をCで除した数に100を乗じて小数点以下第1位（第2位以下は切り捨て）まで記入すること。
2. A、B及びCは、算定期間におけるそれぞれの延べ数を記入すること。
3. 複数の医療機関を有する場合、当該有する医療機関毎に本表を作成すること。
4. 社会福祉法第69条第1項に基づく都道府県知事への届出書の写しを添付すること。
5. 算定期間は非課税措置の適用を受ける年度を記載すること。

6. 医療保健業務に係る収入金額の明細

区 分	収入金額	割 合
①社会保険診療	円	%
②労災保険診療	円	%
③健康診査	円	%
④補助金等	円	%
⑤計	円	100%

7. 労働者災害補償保険法

労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に係る患者の診療報酬が、社会保険診療と同一の基準により計算するまたは少額（全収入金額のおおむね100分の10以下）か否か、いずれか該当する項目欄の□にチェックすること。

- ☐ 同一の基準による
☐ 同一の基準によらない

8. 健康診査

健康診査に係る患者の診療報酬が社会保険診療と同一の基準により計算するか否か、いずれか該当する項目欄の□にチェックすること。

- ☐ 同一の基準による
☐ 同一の基準によらない

令和 年 月 日

(法人の長) 殿

厚生労働大臣 印

法人税法施行規則第 6 条第 3 号ロ及び第 6 条第 4 号並びに第 7 号の証明

貴法人について、法人税法施行規則（昭和 40 年大蔵省令第 12 号）第 6 条第 3 号ロ
及び第 4 号並びに第 7 号に規定する基準に該当することを証明します。

【参考法令①】

法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）（抄）

（収益事業の範囲）

第 5 条 法第 2 条第 13 号（定義）に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業（その性質上その事業に付随して行われる行為を含む。）とする。

1～28 （略）

29 医療保健業（財務省令で定める血液事業を含む。以下この号において同じ。）のうち次に掲げるものの以外のもの

イ～ル （略）

ヲ 一定の地域内の医師又は歯科医師を会員とする公益社団法人又は法別表第 2 に掲げる一般社団法人で、その残余財産が国又は地方公共団体に帰属すること、当該法人の開設する病院又は診療所が当該地域内の全ての医師又は歯科医師の利用に供されることとなっており、かつ、その診療報酬の額が低廉であることその他の財務省令で定める要件に該当するものが行う医療保健業

ワ・カ （略）

ヨ イからカまでに掲げるもののほか、残余財産が国又は地方公共団体に帰属すること、一定の医療施設を有していること、診療報酬の額が低廉であることその他の財務省令で定める要件に該当する公益法人等が行う医療保健業

30～34 （略）

【参考法令②】

法人税法施行規則（昭和 40 年大蔵省令第 12 号）（抄）

（医師会法人等が行う医療保健業で収益事業に該当しないものの要件）

第 5 条 令第 5 条第 1 項第 29 号ヲ（収益事業の範囲）に規定する財務省令で定める要件は、次に掲げる要件（公益社団法人にあつては、第 1 号から第 5 号までに掲げる要件）とする。

1 1 又は 2 以上の都道府県、郡、市、町、村、特別区（旧東京都制（昭和 18 年法律第 89 号）第 140 条第 2 項（区の区域等）に規定する従来の東京市の区を含む。）又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項（指定都市の権能）に規定する指定都市の区若しくは総合区の区域を単位とし、当該区域内の医師又は歯科医師を会員とする公益社団法人又は法別表第 2 に掲げる一般社団法人である医師会又は歯科医師会（以下この条において「医師会法人等」という。）で、当該医師会法人等の当該事業年度終了の日において地域医師等（当該医師会法人等の組織されている区域の医師又は歯科医師をいう。第 3 号及び第 4 号において同じ。）の大部分を会員としているものであること。

2 医師会法人等の当該事業年度終了の日における定款に、当該医師会法人等が解散したときはその残余財産が国若しくは地方公共団体又は当該医師会法人等と類似の目的を有する他の公益法人等に帰属する旨の定めがあること。

- 3 医師会法人等の開設する全ての病院又は診療所（専ら臨床検査をその業務とするものを含む。次号において「病院等」という。）が、当該事業年度を通じて、地域医師等の全ての者の利用に供するために開放され、かつ、当該地域医師等によつて利用されていること。
- 4 医師会法人等の開設する全ての病院等における診療が、当該事業年度を通じて地域医師等受診患者（当該病院等以外の病院又は診療所において主として診療を行う地域医師等の当該診療を受けた患者でその後引き続き主として当該地域医師等の診療を受けるものをいう。）に対して専ら行われていること。
- 5 医師会法人等の受ける診療報酬又は利用料の額が、当該事業年度を通じて、次に掲げる当該診療報酬又は利用料の額の区分に応じそれぞれ次に定める額であること。
- イ ロに掲げるもの以外のもの 健康保険法基準額（健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 76 条第 2 項（療養の給付に関する費用）の規定により算定される額、同法第 85 条第 2 項（入院時食事療養費）に規定する基準により算定された同項の費用の額及び同法第 85 条の 2 第 2 項（入院時生活療養費）に規定する基準により算定された同項の費用の額をいう。ロにおいて同じ。）その他これに準ずる額以下の額
- ロ 医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）第 30 条の 35 の 3 第 1 項第 2 号ニ（社会医療法人の認定要件）に規定する特定外国人患者から受ける診療報酬の額（健康保険法基準額の算定の対象となる給付に係るものに限る。） 健康保険法算定額に 3 を乗じて得た額以下の額であつて地域における標準的な料金を超えないものとして厚生労働大臣の証明を受けているもの
- 6 医師会法人等の行う事業が、公的に運営され、かつ、地域における医療の確保に資するものとして厚生労働大臣の定める基準に該当することにつき、厚生労働大臣の証明を受けていること。

（公益法人等の行う医療保健業で収益事業に該当しないものの要件）

第 6 条 令第 5 条第 1 項第 29 号ヨ（医療保健業）に規定する財務省令で定める要件は、次に掲げる要件（法別表第 2 に掲げる一般社団法人及び一般財団法人以外の法人にあつては、第 1 号から第 6 号までに掲げる要件）とする。

1・2 （略）

- 3 公益法人等が自費患者から受ける診療報酬の額が、当該事業年度を通じて、次に掲げる当該診療報酬の額の区分に応じそれぞれ次に定める額であり、かつ、その行う診療の程度が健康保険法第 72 条（保険医又は保険薬剤師の責務）に規定する診療の程度以上であること。ただし、当該公益法人等が次号イからニまでに掲げる事項の全てに該当するものであるときは、この限りでない。
- イ ロに掲げるもの以外のもの 健康保険法基準額（健康保険法第 76 条第 2 項（療養の給付に関する費用）の規定により算定される額、同法第 85 条第 2 項（入院時食事療養費）に規定する基準により算定された同項の費用の額及び同法第 85 条の 2 第 2 項（入院時生活療養費）に規定する基準により算定された同項の費用の額をいう。ロにおいて同じ。）その他これに準ずる額以下の額
- ロ 医療法施行規則第 30 条の 35 の 3 第 1 項第 2 号ニ（社会医療法人の認定要件）に規定する特定外国人患者から受ける診療報酬の額（健康保険法基準額の算定の対象となる給付に係るものに限る。） 健康保険法算定額に 3 を乗じて得た額以下の額であつて地域における標準的な料金を超えないものとして厚生労働大臣の証明を受けているもの

4 公益法人等が、当該事業年度を通じて、次のイからハまでに掲げる事項のうちいずれかの事項及びニに掲げる事項に該当し、又はホに掲げる事項に該当することにつき厚生労働大臣の証明を受けているものであること。

イ 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 22 条第 1 号及び第 4 号から第 9 号まで（地域医療支援病院の施設の基準）に掲げる施設の全てを有していること。

ロ 医師法（昭和 23 年法律第 201 号）第 11 条第 2 号（医師国家試験の受験資格）若しくは歯科医師法（昭和 23 年法律第 202 号）第 11 条第 2 号（歯科医師国家試験の受験資格）に規定する実地修練又は医師法第 16 条の 2 第 1 項（臨床研修）に規定する臨床研修を行うための施設を有していること。

ハ 都道府県知事の指定する保健師、助産師、看護師（准看護師を含む。）、診療放射線技師、歯科衛生士、歯科技工士、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士若しくは視能訓練士の養成所を有し、又は医学若しくは歯学に関する学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）の規定による大学（旧大学令（大正 7 年勅令第 388 号）の規定による大学及び旧専門学校令（明治 36 年勅令第 61 号）の規定による専門学校を含む。）の教職の経験若しくは担当診療科に関し 5 年以上の経験を有する医師若しくは歯科医師を指導医として、常時 3 人以上の医師若しくは歯科医師の再教育（再教育を受ける医師若しくは歯科医師に対して報酬を支給しないものに限る。）を行っていること。

ニ 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 15 条（医療扶助）若しくは第 16 条（出産扶助）に規定する扶助に係る診療を受けた者又は無料若しくは健康保険法第 76 条第 2 項の規定により算定される額及び同法第 85 条第 2 項に規定する基準により算定された同項の費用の額若しくは同法第 85 条の 2 第 2 項に規定する基準により算定された同項の費用の額の合計額の 10 分の 1 に相当する金額以上を減額した料金により診療を受けた者の延数が取扱患者の総延数の 10 分の 1 以上であること。

ホ 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 69 条第 1 項（第 2 種社会福祉事業開始の届出）の規定により同法第 2 条第 3 項第 9 号（無料又は低額な料金による診療事業）に掲げる事業を行う旨の届出をし、かつ、厚生労働大臣の定める基準に従って当該事業を行っていること。

5・6 （略）

7 公益法人等の行う事業が公的に運営されるものとして厚生労働大臣の定める基準に該当することにつき、厚生労働大臣の証明を受けていること。

【参考法令③】

医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）

（社会医療法人の認定要件）

第 30 条の 35 の 3 法第 42 条の 2 第 1 項第 6 号に規定する公的な運営に関する厚生労働省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

1 （略）

2 当該医療法人の事業について、次のいずれにも該当すること。

イ （略）

ロ 次に掲げる収入金額の合計額が、医療保健業務に係る収入金額（(7)に掲げる収入金額を含むものとし、経常的なものに限る。以下同じ。）の百分の八十を超えること。

（１）～（４） （略）

（５） 介護保険法の規定による保険給付（第三項において「介護サービス」という。）に係る収入金額（租税特別措置法第二十六条第二項第四号に掲げるサービスに係る収入金額を除く。）

（６） 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条に規定する介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、特例計画相談支援給付費及び基準該当療養介護医療費の支給、同法第七十七条及び第七十八条に規定する地域生活支援事業並びに児童福祉法第二十一条の五の二に規定する障害児通所給付費及び特例障害児通所給付費、同法第二十四条の二に規定する障害児入所給付費、同法第二十四条の七に規定する特定入所障害児食費等給付費並びに同法第二十四条の二十五に規定する障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費の支給（第三項において「障害福祉サービス等」という。）に係る収入金額

（７） （略）

ハ （略）

ニ 特定外国人患者（自費患者である外国人であつて医療保険各法等（高齢者の医療の確保に関する法律第七条第一項に規定する医療保険各法及び高齢者の医療の確保に関する法律をいう。）の規定による被保険者等（健康保険法及び船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の規定による被保険者及び被扶養者、国民健康保険法の規定による被保険者、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）及び地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第二百五十二号）に基づく共済組合の組合員及び被扶養者、私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定による加入者及び被扶養者並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者をいう。）でない者をいう。）に対し請求する診療報酬の額（健康保険法第七十六条第二項の規定により算定される額、同法第八十五条第二項に規定する基準により算定された同項の費用の額及び同法第八十五条の二第二項に規定する基準により算定された同項の費用の額の対象となる給付に係るものに限る。）（第五十七条の二第一項第二号において「特定外国人患者請求額」という。）が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算される金額から当該金額に三を乗じて得た金額までの範囲内であつて地域における標準的な料金を超えないものであること。

【参考法令④】

○厚生労働省告示第 297 号

法人税法施行規則（昭和 40 年大蔵省令第 12 号）第 5 条第 6 号の規定に基づき、法人税法施行規則第 5 条第 6 号に規定する厚生労働大臣の定める基準を次のとおり定め、平成 20 年 12 月 1 日から適用する。

平成 20 年 4 月 30 日

法人税法施行規則第5条第6号に規定する厚生労働大臣の定める基準

法人税法施行規則（昭和40年大蔵省令第12号。以下「規則」という。）第5条第6号に規定する厚生労働大臣の定める基準は、次のとおりとする。

- 1 事業について、次に掲げる収入金額の合計額が、医療保健業務（病院、診療所、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設及び同条第29項に規定する介護医療院の業務並びにこれらに附帯する業務（医業その他これに類する業務、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第30条の35の3第1項第2号ロ（5）に規定する介護サービスに係る業務及び同号（6）に規定する障害福祉サービス等に係る業務に限る。）をいう。以下同じ。）に係る収入金額（へに掲げる収入金額を含むものとし、経常的なものに限る。なお、当該法人が開設又は運営を受託する保健師養成所、助産師養成所、看護師養成所又は准看護師養成所に係る事業及び当該法人の会員の相互扶助を目的として共済を図る事業に係るものを含まないものとする。以下同じ。）の100分の60を超えること。

イ 社会保険診療（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第26条第2項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。）に係る収入金額（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）及び公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第101号）に係る患者の診療報酬（当該診療報酬が医療保健業務に係る収入金額のおおむね100分の10以下の場合に限る。）を含む。）

ロ 健康増進事業（健康増進法（平成14年法律第103号）第6条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第4条に規定する健康増進事業であつて、健康診査に係るものに限る。以下同じ。）及び同法以外の法令に規定する健康診査に係る収入金額（当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準により計算されている場合に限る。）

ハ 当該法人が開設した病院、診療所その他施設又は当該施設に係る設備について臨床検査を行う者の利用に供することにより得られた収入金額

ニ 助産（社会保険診療及び健康増進事業に係るものを除く。）に係る収入金額（一の分娩（べん）に係る助産に係る収入金額が50万円を超えるときは、50万円を限度とする。）

ホ 次号ロ（1）及び（4）に掲げる基準に関する事業に係る収入金額

ヘ 国又は地方公共団体が直接又は間接に交付する補助金その他相当の反対給付を伴わない給付金（固定資産の取得に充てるためのものを除く。）に係る収入金額及び国又は地方公共団体の委託又は再委託を受けて行う事業に係る収入金額のうち、医療保健業務に係るもの

- 2 次のいずれかに該当する法人が行う規則第5条第6号の事業であること。

イ 医療法（昭和23年法律第205号）第4条第1項の地域医療支援病院の開設者であること。

ロ 次のいずれか2以上の事項に該当する規則第5条第1号に規定する医師会であること。

（1） 主たる事務所の所在する都道府県（以下「所在都道府県」という。）又は所在都道府県内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域内に設置されている学校における学校保健法（昭和33年法律第56号）第23条第1項に規定する学校医の相当数が当該医師会の会員である医師であること。

（2） 所在都道府県等（所在都道府県又は所在都道府県内の市町村をいう。以下同じ。）におい

て医療法第30条の4第2項第5号イに掲げる救急医療を提供すること。

(3) 当該医師会の会員である医師が、所在都道府県等において、都道府県知事の要請又は市町村長の委託を受けて、予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定による予防接種を実施していること。

(4) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第20条に規定する特定健康診査又は同法第24条に規定する特定保健指導の実施について、同法第7条第2項に規定する保険者（所在都道府県等における保険者に限る。）から委託を受けていること。

(5) 所在都道府県等において、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第15条の2第2項に規定する国が労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第19条の3に規定する援助として行う労働者の健康管理等に係る業務についての相談その他の必要な援助の事業を実施していること。

(6) 当該医師会の会員である医師が、交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島その他の地域において、巡回診療又は健康診査を実施していること。

ハ その開設する病院又は診療所が、次のいずれか2以上の事項に該当する規則第5条第1号に規定する歯科医師会であること。

(1) 休日（当該病院又は診療所が表示する診療時間以外の時間をいう。以下同じ。）に診療を行っていること。

(2) 夜間（午後6時から翌日の午前8時までの間（休日を除く。）をいう。）に診療を行っていること。

(3) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者に対する診療を行っていること。

(4) 当該病院又は診療所に属する歯科医師が、所在都道府県等において、往診及び巡回診療を行っていること。

(5) 当該病院又は診療所に属する歯科医師が、母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条に規定する保健指導又は同法第12条第1項若しくは第13条に規定する健康診査のうち歯科保健に関するものを行っていること。

○厚生労働省告示第298号

法人税法施行規則（昭和40年大蔵省令第12号）第6条第7号の規定に基づき、法人税法施行規則第6条第7号に規定する厚生労働大臣の定める基準を次のとおり定め、平成20年12月1日から適用する。

平成20年4月30日

厚生労働大臣 舩添 要一

法人税法施行規則第6条第7号に規定する厚生労働大臣の定める基準

法人税法施行規則（昭和40年大蔵省令第12号）第6条第7号に規定する厚生労働大臣の定める基準は、事業について、次に掲げる収入金額の合計額が、医療保健業務（病院、診療所、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設及び同条第29項に規定する介護医療院の業務並びにこれらに附帯する業務（医業その他これに類する業務、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第30条の35の3第1項第2号ロ（5）に規定する介護サービスに係る業務及び同号ロ（6）に規定する

障害福祉サービス等に係る業務に限る。)をいう。以下同じ。)に係る収入金額(第3号に掲げる収入金額を含むものとし、経常的なものに限る。以下同じ。)の100分の80を超えることとする。

- 一 社会保険診療(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第26条第2項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。)に係る収入金額(労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に係る患者の診療報酬(当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合又は当該診療報酬が医療保健業務に係る収入金額のおおむね100の10以下の場合に限る。)を含む。)
- 二 健康増進事業(健康増進法(平成14年法律第103号)第6条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第4条に規定する健康増進事業であって、健康診査に係るものに限る。)に係る収入金額(当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準により計算されている場合に限る。)
- 三 国又は地方公共団体が直接又は間接に交付する補助金その他相当の反対給付を伴わない給付金(固定資産の取得に充てるためのものを除く。)に係る収入金額及び国又は地方公共団体の委託又は再委託を受けて行う事業に係る収入金額のうち、医療保健業務に係るもの

「厚生農業協同組合連合会の行う医療保健業に対する法人税の非課税措置の取扱いについて」
(昭和 59 年 6 月 19 日付医発第 573 号厚生省医務局長通知) 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正後 (新)	改正前 (旧)
医 発 第 5 7 3 号 昭和 59 年 6 月 19 日 医 政 発 0127 第 3 号 令和 5 年 1 月 27 日 医 政 発 0401 第 20 号 令和 6 年 4 月 1 日 医 政 発 0331 第 102 号 令和 7 年 3 月 31 日 <u>最終改正 医 政 発 0331 第 41 号</u> <u>令和 8 年 3 月 31 日</u>	医 発 第 5 7 3 号 昭和 59 年 6 月 19 日 医 政 発 0127 第 3 号 令和 5 年 1 月 27 日 医 政 発 0401 第 20 号 令和 6 年 4 月 1 日 医 政 発 0331 第 102 号 令和 7 年 3 月 31 日
各都道府県知事 殿	各都道府県知事 殿
厚生省医務局長	厚生省医務局長
厚生農業協同組合連合会の行う医療保健業に対する	厚生農業協同組合連合会の行う医療保健業に対する

法人税の非課税措置の取扱いについて（通知）

（略）

記

1 法人税の非課税措置等の概要

(1)・(2)（略）

(3) 事業税の非課税措置

厚生連の行う医療保健業については、一定の要件の下に非課税扱いがとられるものであること。

2 （略）

3 医療保健業が収益事業に該当しないことに関する要件及び財務大臣の承認に係る手続（法人税法施行令第5条第1項第29号ワ及び法人税法施行規則第5条の2関係）

(1) 医療保健業が収益事業に該当しないことに関する要件

次に掲げる事項の全てに該当するものであることについて、財務大臣の承認を受けた日から5年を経過していない厚生連が行う医療保健業は、収益事業に該当しないものであること。

（削除）

法人税の非課税措置の取扱いについて（通知）

（略）

記

1 法人税の非課税措置等の概要

(1)・(2)（略）

(3) 事業税の非課税措置

今般の措置に伴い、事業税に関しても、厚生連の行う医療保健業については、一定の要件の下に非課税扱いがとられることとなったものであること。

2 （略）

3 医療保健業が収益事業に該当しないことに関する要件及び財務大臣の承認に係る手続（法人税法施行令第5条第1項第29号ワ及び法人税法施行規則第5条の2関係）

(1) 医療保健業が収益事業に該当しないことに関する要件

次に掲げる事項の全てに該当するものであることについて、財務大臣の承認を受けた日から5年を経過しない厚生連が行う医療保健業は、収益事業に該当しないものであること。

ア 当該厚生連が自費患者から受ける診療報酬の額が健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項（療養の給付に関する費用）の規定により算定される額、同法第85条第2項（入院時食事療養費）に規定する基準により算定された

ア 当該厚生連が自費患者から受ける診療報酬の額が次に掲げる当該診療報酬の額の区分に応じそれぞれ次に定める額であり、かつ、その行う診療の程度が健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 72 条（保険医又は保険薬剤師の責務）に規定する診療の程度以上であること。

（ア） （イ）に掲げるものの以外のもの 健康保険法基準額（健康保険法第 76 条第 2 項（療養の給付に関する費用）の規定により算定される額、同法第 85 条第 2 項（入院時食事療養費）に規定する基準により算定された同項の費用の額及び

同項の費用の額、同法第 85 条の 2 第 2 項（入院時生活療養費）に規定する基準により算定された同項の費用の額その他これに準ずる額以下であり、かつ、その行う診療の程度が同法第 72 条（保険医又は保険薬剤師の責務）に規定する診療の程度以上であること。

なお、この要件のうち「その他これに準ずる額」とは、次に掲げるものをいうものであること。

（ア） 公害健康被害者に係る診療報酬及び労災患者に係る診療報酬にあつては、法令等の規定に基づいて算定される額

（イ） 自動車事故被害者に係る診療報酬にあつては、地域における標準的な料金であつて、当該診療の特性にかんがみ適正、妥当と認められる額

（ウ） 分娩料等健康保険法の規定に類似のものが定められていないものにあつては、地域における標準的な料金を超えない額

（新設）

同法第 85 条の 2 第 2 項（入院時生活療養費）に規定する基準により算定された同項の費用の額をいう。以下同じ。）その他これ準ずる額以下の額

※ この要件のうち「その他これに準ずる額」とは、次に掲げるものをいうものであること。

① 公害健康被害者に係る診療報酬及び労災患者に係る診療報酬にあつては、法令等の規定に基づいて算定される額

② 自動車事故被害者に係る診療報酬にあつては、地域における標準的な料金であつて、当該診療の特性にかんがみ適正、妥当と認められる額

③ 分娩料等健康保険法の規定に類似のものが定められていないものにあつては、地域における標準的な料金を超えない額

(イ) 訪日外国人患者（医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）第 30 条の 35 の 3 第 1 項第 2 号二（社会医療法人の認定要件）に規定する特定外国人患者をいう。以下同じ。）から受ける診療報酬の額（健康保険法基準額の算定の対象となる給付に係るものに限る。）健康保険法基準額に 3 を乗じて得た額以下の額であつて地域における標準的な料金を超えないもの

※ この要件の詳細及び手続に関する事務については「社会医療法人等が行う訪日外国人患者診療価格設定について（通知）」（令和 8 年 3 月 31 日付け医政発 0331 第 19 号厚生労働省医政局長通知）に基づき対応すること。な

お、医療を目的として来日する外国人渡航者を積極的に受け入れることにより、地域で必要な医療の提供に支障を来さないよう、注意すること。

イ・ウ （略）

エ 当該厚生連の行う事業につき、厚生労働大臣及び農林水産大臣の定める次の基準のいずれにも該当すること。

（ア） （略）

①・② （略）

③ 予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 2 条第 6 項に規定する定期の予防接種等及び医療法施行規則第 30 条の 35 の 3 第 1 項第 2 号ロ (3) の規定に基づき厚生労働大臣が定める予防接種（平成 29 年厚生労働省告示第 314 号）に定める予防接種） に係る収入金額。

④～⑦ （略）

※ 1 （略）

※ 2 （略）

a～e （略）

f 私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号）第 26 条の規定により日本私立学校振興・共済事業団が行う健康診査

g～j （略）

（イ） 厚生連が、健康保険法第 63 条第 2 項第 5 号に規定する選定療養に関し、特別の療養環境の提供をするときは、次のいずれにも該当すること。

イ・ウ （略）

エ 当該厚生連の行う事業につき、厚生労働大臣及び農林水産大臣の定める次の基準のいずれにも該当すること。

（ア） （略）

①・② （略）

③ 予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 2 条第 6 項に規定する定期の予防接種等及び医療法施行規則第 30 条の 35 の 3 第 1 項第 2 号ロ (3) の規定に基づき厚生労働大臣が定める予防接種（平成 29 年厚生労働省告示第 314 号）に定める予防接種をいう。） に係る収入金額。

④～⑦ （略）

※ 1 （略）

※ 2 （略）

a～e （略）

f 私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 条）第 26 条の規定により日本私立学校振興・共済事業団が行う健康診査

g～j （略）

（イ） 厚生連が、健康保険法第 63 条第 2 項第 5 号に規定する選定療養に関し、特別の療養環境の提供をするとき

① (略) ② 各医療施設ごとの特別の療養環境に係る病床の病室 差額料の平均額が<u>1万円</u>以下であること。 (2) (略) (3) 都道府県の事務 <u>(1)のア(イ)に定める訪日外国人患者から受ける診療報酬 の額が健康保険法算定額に3を乗じて得た額以下の額であっ て地域における標準的な料金を超えないものであること並び にイに定める施設を有すること及び医療に関する法令等に違 反する事実がないことについては、財務大臣に対する承認申 請に際し、都道府県知事の証明書を添付することが必要とさ れるので、貴職におかれては、厚生連の申請に基づき所要事項 を審査の上証明を与えられたく、よろしく御了承ありたいこ と。</u> 4 (略)	は、次のいずれにも該当すること。 ① (略) ② 各医療施設ごとの特別の療養環境に係る病床の病室 差額料の平均額が<u>5千円</u>以下であること。 (2) (略) (3) 都道府県の事務 <u>(1)のイに定める施設を有すること及び医療に関する法令 等に違反する事実がないことについては、財務大臣に対する 承認申請に際し、都道府県知事の証明書を添付することが必 要とされるので、貴職におかれては、厚生連の申請に基づき所 要事項を審査の上証明を与えられたく、よろしく御了承あり たいこと。</u> 4 (略)
--	--

医 発 第 5 7 3 号
昭和 59 年 6 月 19 日
医 政 発 0127 第 3 号
令和 5 年 1 月 27 日
医 政 発 0401 第 20 号
令和 6 年 4 月 1 日
医 政 発 0331 第 102 号
令和 7 年 3 月 31 日
最終改正 医 政 発 0331 第 41 号
令和 8 年 3 月 31 日

各都道府県知事 殿

厚生省医務局長

厚生農業協同組合連合会の行う医療保健業に対する
法人税の非課税措置の取扱いについて（通知）

全国厚生農業協同組合連合会の会員である厚生（医療）農業協同組合連合会（以下「厚生連」という。）については、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 31 条に規定する公的医療機関の開設者とされているところであるが、今般、法人税法の一部を改正する法律（昭和 59 年法律第 4 号、別添 1）、法人税法施行令の一部を改正する政令（昭和 59 年政令第 56 号、別添 2）及び法人税法施行規則の一部を改正する省令（昭和 59 年大蔵省令第 8 号、別添 3）が公布され（昭和 59 年 3 月 31 日公布、4 月 1 日施行）、厚生連の行う医療保健業については、一定の要件の下に法人税を課税しない取扱いがとられることとなった。

この措置の内容及び税務当局における運用方針並びにこれに関連して都道府県において扱うこととなる事務の処理については、下記のとおりであるので、これら事項に御留意の上、遺憾のないようよろしくお取り計らい願いたい。

なお、今般の非課税措置を機に、厚生連が公的医療機関の開設者として適切な医療施設の運営を行うよう一層の御指導をお願いしたい。

記

1 法人税の非課税措置等の概要

(1) 法人税の非課税措置の対象となる厚生連

法人税の非課税措置の対象となるのは、公的医療機関に該当する病院又は診療所を設置する農業協同組合連合会であって、法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）別表第 2 の農業協同組合連合会の項に規定する政令で定める要件を満たすものとして財務大臣の指定を受け、同法第 2 条第 6 号に規定する公益法人等に該当するとされたものに限られるものであること。

(2) 法人税の非課税措置の対象となる医療保健業

(1) の厚生連であって、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 5 条第 1 項第 29 号ワに規定する財務省令で定める要件を備えるものが行う医療保健業について、法人税法第 2 条第 13 号に規定する収益事業に該当しないものとして非課税扱いがとられるものであること。

なお、この要件に関しては、法人税法施行規則（昭和 40 年大蔵省令第 12 号）第 5 条の 2 第 1 項の規定に基づき、5 年ごとに財務大臣の承認を要するものとされていること。

(3) 事業税の非課税措置

厚生連の行う医療保健業については、一定の要件の下に非課税扱いがとられるものであること。

2 公益法人等に該当する旨の財務大臣の指定に係る要件及び手続（法人税法別表第 2、法人税法施行令第 2 条及び法人税法施行規則第 2 条関係）

1 の (1) の財務大臣の指定の要件は、当該農業協同組合連合会の定款に次に示す趣旨の定めがあることとされていること。

ア 事業は、医療事業（これに附帯する事業を含む。）、又はその事業及び老人福祉事業（これらに附帯する事業を含む。）に限る。

イ 出資に係る剰余金の配当を行わない。

ウ 解散したときは、その残余財産が国若しくは地方公共団体又は他の厚生連に帰属する。

なお、この指定に関しては、別途農林水産省より通知されるものであること。

（別添 4）

3 医療保健業が収益事業に該当しないことに関する要件及び財務大臣の承認に係る手続（法人税法施行令第 5 条第 1 項第 29 号ワ及び法人税法施行規則第 5 条の 2 関係）

(1) 医療保健業が収益事業に該当しないことに関する要件

次に掲げる事項の全てに該当するものであることについて、財務大臣の承認を受けた日から 5 年を経過していない厚生連が行う医療保健業は、収益事業に該当しないものであること。

ア 当該厚生連が自費患者から受ける診療報酬の額が次に掲げる当該診療報酬の額の区分に応じそれぞれ次に定める額であり、かつ、その行う診療の程度が健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 72 条（保険医又は保険薬剤師の責務）に規定する診療の程度以上であること。

（ア）（イ）に掲げるもの以外のもの 健康保険法基準額（健康保険法第 76 条第 2 項（療養の給付に関する費用）の規定により算定される額、同法第 85 条第 2 項（入院時食事療養費）に規定する基準により算定された同項の費用の額及び同法第 85 条の 2 第 2 項（入院時生活療養費）に規定する基準により算定された同項の費用の額をいう。以下同じ。）その他これ準ずる額以下の額

※ この要件のうち「その他これに準ずる額」とは、次に掲げるものをいうものであること。

- ① 公害健康被害者に係る診療報酬及び労災患者に係る診療報酬にあつては、法令等の規定に基づいて算定される額
- ② 自動車事故被害者に係る診療報酬にあつては、地域における標準的な料金であつて、当該診療の特性にかんがみ適正、妥当と認められる額
- ③ 分娩料等健康保険法の規定に類似のものが定められていないものにあつては、地域における標準的な料金を超えない額

（イ） 訪日外国人患者（医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）第 30 条の 35 の 3 第 1 項第 2 号ニ（社会医療法人の認定要件）に規定する特定外国人患者をいう。以下同じ。）から受ける診療報酬の額（健康保険法基準額の算定の対象となる給付に係るものに限る。） 健康保険法基準額に 3 を乗じて得た額以下の額であつて地域における標準的な料金を超えないもの

※ この要件の詳細及び手続に関する事務については「社会医療法人等が行う訪日外国人患者診療価格設定について（通知）」（令和 8 年 3 月 31 日付け医政発 0331 第 19 号厚生労働省医政局長通知）に基づき対応すること。なお、医療を目的として来日する外国人渡航者を積極的に受け入れることにより、地域で必要な医療の提供に支障を来さないよう、注意すること。

イ 当該厚生連が法人税法施行規則第 6 条第 4 号イからハまでに規定する施設（同号ハに規定する再教育を行う施設を含む。）のうちいずれかの施設又はこれらの施設以外の施設で公益の増進に著しく寄与する事業を行うに足りる施設を有するものであること。

なお、この要件のうち「公益の増進に著しく寄与する事業を行うに足りる施設」とは、次に掲げるものをいうものであること。

(ア) 山村振興法第 7 条第 1 項の規定に基づき指定された振興山村、離島振興法第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域又は過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 2 条第 1 項に規定する過疎地域に所在する病院又は診療所

(イ) ヘキ地における住民の医療を確保するための医療保健施設

(ウ) (ア) 及び (イ) のほか、特に公益の増進に著しく寄与すると認められる医療保健施設

ウ 当該厚生連につき、医療に関する法令に違反する事実その他公益に反する事実がないこと。

なお、この要件については、医療法、麻薬取締法、医師法等の違反の事実が確認されていないことその他、健康保険法等医療保険関係法令違反の事実が確認されていないこと、及び医療法第 30 条の 11 の規定に基づく都道府県知事の勧告に反する病院若しくは診療所の開設等が行われた事実が確認されていないこととすること。

エ 当該厚生連の行う事業につき、厚生労働大臣及び農林水産大臣の定める次の基準のいずれにも該当すること。

(ア) 次に掲げる収入金額の合計額が、医療保健業務に係る収入金額（⑦に掲げる収入金額を含むものとし、経常的なものに限る。以下同じ。）の 100 分の 80 を超えること。

① 社会保険診療（租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 26 条第 2 項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。）に係る収入金額（労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）に係る患者の診療報酬（当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合又は当該診療報酬が医療保健業務に係る収入金額のおおむね 100 分の 10 以下の場合に限る。）を含む。）

② 健康増進事業（健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 6 条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第 4 条に規定する健康増進事業であって、健康診査に係るものに限る。以下同じ。）に係る収入金額（当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準により計算されている場合に限る。）

③ 予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 2 条第 6 項に規定する定期の予防接種等及び医療法施行規則第 30 条の 35 の 3 第 1 項第 2 号ロ (3) の規定に基づき厚生労働大臣が定める予防接種（平成 29 年厚生労働省告示第 314 号）に定める予防接種に係る収入金額

④ 助産（社会保険診療及び健康増進事業に係るものを除く。）に係る収入金額（1 の分娩（べん）に係る助産に係る収入金額が 50 万円を超える

ときは、50 万円を限度とする。)

- ⑤ 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の規定による保険給付に係る収入金額（租税特別措置法第 26 条第 2 項第 4 号に掲げるサービスに係る収入金額を除く。）
- ⑥ 農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 17 条第 1 項の規定により農業協同組合連合会が会員から徴収する賦課金に係る収入金額のうち、医療保健業務に係るもの
- ⑦ 国又は地方公共団体が直接又は間接に交付する補助金その他相当の反対給付を伴わない給付金（固定資産の取得に充てるためのものを除く。）に係る収入金額及び国又は地方公共団体の委託又は再委託を受けて行う事業に係る収入金額のうち、医療保健業務に係るもの

※ 1 「医療保健業務」は病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院及び特別養護老人ホームの業務並びにこれらに附随する業務（医業その他これに類する業務及び介護サービスに係る業務（⑤の保険給付に係る業務をいう。）に限る。）であり、「社会医療法人、特定医療法人及び認定医療法人の認定又は承認要件における医療保健業務について」（令和 7 年 3 月 31 日医政発 0331 第 90 号厚生労働省医政局長通知）を適宜参照すること

※ 2 健康増進事業に係る収入金額は、次に掲げる健康診査等に係る収入金額の合計額とする。

- a 健康保険法第 150 条第 1 項の規定により保険者が行う健康診査
- b 船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）第 111 条第 1 項の規定により全国健康保険協会が行う健康診査
- c 国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 82 条の規定により保険者が行う健康診査
- d 国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）第 98 条の規定により国家公務員共済組合又は国家公務員共済組合連合会が行う健康診査
- e 地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）第 112 条の規定により地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会が行う健康診査
- f 私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号）第 26 条の規定により日本私立学校振興・共済事業団が行う健康診査
- g 学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 5 条の規定により学校において実施される健康診断又は同法第 11 条の規定により市町村の教育委員会が行う健康診断

- h 母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）第 12 条又は第 13 条の規定により市町村が行う健康診査
 - i 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 66 条の規定により事業者が行う健康診断若しくは労働者が受ける健康診断又は同法第 66 条の 2 の規定により労働者が自ら受ける健康診断
 - j 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 20 条又は第 26 条の規定により保険者が行う特定健康診査及び第 125 条の規定により後期高齢者医療広域連合が行う健康診査
- (イ) 厚生連が、健康保険法第 63 条第 2 項第 5 号に規定する選定療養に関し、特別の療養環境の提供をするときは、次のいずれにも該当すること。
- ① 各医療施設ごとの特別の療養環境に係る病床数が療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める提示事項等（平成 18 年厚生労働省告示第 107 号）第 3 第 2 号(2)に規定する基準に適合していること。
 - ② 各医療施設ごとの特別の療養環境に係る病床の病室差額料の平均額が 1 万円以下であること。
- (2) 財務大臣の承認に係る手続
- 財務大臣の承認は 5 年ごとに要するものとされているが、この承認申請に当たっては、アに掲げる事項を記載した申請書に、イに掲げる書類を添付して財務大臣に提出するものとされていること。
- ア 申請書の記載事項
- (ア) 当該厚生連の名称及び主たる事務所の所在地
 - (イ) 設置する病院又は診療所の名称及び所在地
 - (ウ) 老人福祉事業を行う場合には設置する老人福祉施設の名称及び所在地
 - (エ) 理事の氏名及び住所
 - (オ) 現に行っている事業の概要
 - (カ) その他参考となるべき事項
- イ 添付書類
- (ア) 定款の写し
 - (イ) (1)のアに掲げる事項に該当することを説明する書類（診療報酬規程を添付すること。）
 - (ウ) (1)のイ及びウに掲げる事項に該当することを説明する書類（(1)のイに定める施設を有すること及び医療に関する法令等に違反する事実がないことを証する都道府県知事の証明書を添付すること。）
 - (エ) (1)のエに掲げる事項に該当することを説明する書類

(オ) 申請書を提出する日の属する事業年度の直前の事業年度の損益計算書、貸借対照表、剰余金又は損失の処分表及び事業報告書

(カ) その他参考となるべき書類

(3) 都道府県の事務

(1) のア(イ)に定める訪日外国人患者から受ける診療報酬の額が健康保険法算定額に3を乗じて得た額以下の額であって地域における標準的な料金を超えないものであること並びにイに定める施設を有すること及び医療に関する法令等に違反する事実がないことについては、財務大臣に対する承認申請に際し、都道府県知事の証明書を添付することが必要とされるので、貴職におかれては、厚生連の申請に基づき所要事項を審査の上証明を与えられたく、よろしく御了承ありたいこと。

なお、この証明を含め、3の要件及び手続に関する事務については、貴都道府県衛生主管部局で担当願いたいこと。

また、(1)のウに掲げる事項については、以下のとおり取り扱うこと。

(ア) 証明は、民生主管部局（健康保険及び国民健康保険主管課）に協議した上で行うこと。

(イ) 都道府県知事の証明した事項が事実と反していたこと又は都道府県知事の証明事項に反する事実が証明後に発生したことが認められた場合には、都道府県知事はその事情を厚生労働大臣に報告すること。

(ウ) (イ)の報告の範囲は、次のような医療に関する法令について重大な違反事実があった場合について行うこと。

- ① 医療に関する法律に基づき厚生連又はその理事長が罰金刑以上の刑事処分を受けた場合
- ② 厚生連の開設する医療機関に対する医療監視の結果重大な不適合事項があり知事から改善勧告が行われたが是正されない場合
- ③ その他①及び②に相当する医療に関する法令についての重大な違反事実があった場合
- ④ 医療法第30条の11の規定に基づく都道府県知事の勧告に反する病院又は診療所の開設等が行われた場合

4 その他

昭和59年度においては、2の財務大臣の指定及び3の財務大臣の承認の手続を合せて行うことが予定されているので、よろしくお含みおき願いたいこと。

厚生農業協同組合連合会の行う医療保健業に対する法人税の非課税措置の取扱いについて」
（昭和 59 年 6 月 19 日付医発第 573 号厚生省医務局長通知）に係る同日付事務連絡 新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正後（新）	改正前（旧）
（別紙） 法人税法施行規則第 5 条の 2 の規定に基づく財務大臣の承認の基準に該当することの証明願 （略） 記 1 （略） <u>2 訪日外国人患者診療価格</u> <u>健康保険法算定額（健康保険法第 76 条第 2 項（療養の給付に関する費用）の規定により算定される額、同法第 85 条第 2 項（入院時食事療養費）に規定する基準により算定された同項の費用の額及び同法第 85 条の 2 第 2 項（入院時生活療養費）に規定する基準により算定された同項の費用の額をいう。）に 3 を乗じて得た額以下の額であって地域における標準的な料金を超えないものであること。</u>	（別紙） 法人税法施行規則第 5 条の 2 の規定に基づく財務大臣の承認の基準に該当することの証明願 （略） 記 1 （略） <u>（新設）</u>

3 医療施設に関する基準

1 の医療施設のうち（施設名）は、次の基準に該当する。

区 分	内 容	該当事項
地域医療支援病院の施設基準	医療法第 22 条第 1 号及び第 4 号から 9 号までに掲げる施設のすべてを有している。	
実地修練又は臨床研修を行うための施設	・ 医師法第 11 条第 1 項第 2 号又は歯科医師法第 11 条第 1 項第 2 号に規定する実地修練を行うための施設を有している。	
	・ 医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修を行うための施設を有している。	

（略）

4 （略）

（略）

〔記載上の注意事項〕

(1) （略）

(2) 3 については、該当事項に○印を付すこと。なお、不要な事項については斜線で抹消すること。

2 医療施設に関する基準

1 の医療施設のうち（施設名）は、次の基準に該当する。

区 分	内 容	該当事項
地域医療支援病院の施設基準	医療法第 22 条第 1 号及び第 4 号から 9 号までに掲げる施設のすべてを有している。	
実地修練又は臨床研修を行うための施設	・ 医師法第 11 条第 2 号又は歯科医師法第 11 条第 2 号に規定する実地修練を行うための施設を有している。	
	・ 医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修を行うための施設を有している。	

（略）

3 （略）

（略）

〔記載上の注意事項〕

(1) （略）

(2) 2 については、該当事項に○印を付すこと。なお、不要な事項については斜線で抹消すること。

(別紙)

法人税法施行規則第5条の2の規定に基づく財務大臣の承認の
基準に該当することの証明願

申請者

住所

連合会名 ○○厚生農業協同組合連合会
(代表理事理事長 ○ ○ ○ ○)

年 月 日

○ ○ ○ 知事 殿

次の記載事項が事実と相違ないことを証明してください。

記

1 開設する医療施設

- (1) 名称
- (2) 所在地
- (3) 標榜する診療科目

2 訪日外国人患者診療価格

健康保険法算定額（健康保険法第76条第2項（療養の給付に関する費用）の規定により算定される額、同法第85条第2項（入院時食事療養費）に規定する基準により算定された同項の費用の額及び同法第85条の2第2項（入院時生活療養費）に規定する基準により算定された同項の費用の額をいう。）に3を乗じて得た額以下の額であって地域における標準的な料金を超えないものであること。

3 医療施設に関する基準

1の医療施設のうち（施設名）は、次の基準に該当する。

区 分	内 容	該当事項
地域医療支援病院の施設基準	医療法第 22 条第 1 号及び第 4 号から 9 号までに掲げる施設のすべてを有している。	
実地修練又は臨床研修を行うための施設	・ 医師法第 11 条第 1 項第 2 号又は歯科医師法第 11 条第 1 項第 2 号に規定する実地修練を行うための施設を有している。	
	・ 医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修を行うための施設を有している。	
医療従事者の養成施設及び医師又は歯科医師の再教育	・ () の養成所を有している。	
	・ 医師または歯科医師の再教育を行っている。(常時 () 人以上)	
医療施設の設置場所	・ 山村振興法第 7 条第 1 項の規定に基づき指定された振興山村	
	・ 離島振興法第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域	
	・ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 2 条第 1 項に規定する過疎地域	
へき地における住民の医療を確保するための医療保健施設	・ へき地医療拠点病院	
	・ へき地診療所	
	・ その他 ()	
その他特に公益の増進に著しく寄与すると認められる医療保健施設	・ 農村検診センター	
	・ その他 ()	

4 医療関係法令等違反の有無

1 に掲げる医療施設については、医療に関する法令等に違反の事実はない。

以上の記載事項は事実と相違ないと認める。

年 月 日

○ ○ ○ 知事

〔記載上の注意事項〕

- (1) 1については、厚生連が複数の病院又は診療所を開設する場合には、そのすべてについて記載すること。
- (2) 3については、該当事項に○印を付すこと。なお、不要な事項については斜線で抹消すること。